

第八十四回国会 参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)
午前十時五分開会

委員の異動
四月十八日

辞任

丸谷 金保君

補欠選任

竹田 四郎君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 省吾君
理事 青井 政美君
大島 友治君
山内 一郎君
川村 清一君
相沢 武彦君

委員

片山 正英君
北 修二君
久次米健太郎君
小林 国司君
田原 武雄君
野呂田芳成君
降矢 敬雄君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
原田 立君
藤原 房雄君
下田 京子君

国務大臣

農林大臣臨時代理

政府委員

農林政務次官

安倍晋太郎君
初村滝一郎君

農林大臣官房長 松本 作衛君
林野庁長官 藍原 義邦君
林野庁林政部長 石川 弘君
事務局側 竹中 譲君
常任委員会専門員

説明員

社会保険庁医療課長 坂本 龍彦君
林野庁指導部長 須藤 徹男君
通商産業省貿易局農水産課長 篠浦 光君
労働省労働基準局労働管理課長 増田 雅一君
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 林部 弘君
建設省計画局宅地企画室長 木内 啓介君
建設省住宅局住宅計画課長 鴨沢 康夫君
建設省住宅局民間住宅対策室長 伊藤 茂史君

本日の会議に付した案件

○森林組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林組合法案を議題といたします。
本案の趣旨説明は去る十四日に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○村沢牧君 安倍農林大臣臨時代理は、去る十四日の閣議で五十二年度の林業白書について報告をし、了承を得たということが報道されておりま

す。この白書はやがて国会に提出されるでありましようけれども、現在私どもの手元に届いておりません。したがって、この白書に基づいて、林業の情勢とその問題点について総括的に説明してください。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 林業白書については、閣議に提出をいたしました国会に提案をいたしておるわけでありまして、この林業全般に対する基本的な考えをいたしましては、わが国の気候、風土から見まして森林の生態というものが育成林業に適しておるわけでありまして、これまでの森林資源の改良充実、あるいはまた、木材生産の増大に政府としても積極的に取り組んできたわけでありまして、その結果としては、今日では人工林率は目標の約七割にまで達する等、森林資源の状況は着実に改善をしておる、こういうふうな判断をいたしております。

しかしながら、わが国森林・林業をめぐる諸情勢につきましましては、まず第一には、伐期に適しない若齢林が圧倒的に多い等の資源的な制約。第二番目としては、林道等の生産基盤の整備のおくれ。三番目としては、経営規模の零細、分散性等に加えて、特に最近の経済基調を反映して住宅建設等の木材需要の伸び悩みがあります。また、木材価格が低迷をしていることも御承知のとおりであります。さらにまた、木材関連産業の長期に及ぶ業界不振等、非常にきわめて厳しい情勢にあるわけでございます。国内の林業活動は停滞ぎみになっておるといのが、今日の偽らない実態というふうに判断をいたしておるわけでありまして、こうした情勢に対処して林業の振興を図っていくかなきやならないという立場から、木材の安定的需要の確保、外材の秩序ある輸入の指導等によりまして、木材の需要及び価格の安定に努めるとともに、造林、林道等の林業生産基盤の整備あるい

は林業構造の改善と担い手対策の強化、木材の流通、消費改善対策の強化等の各般の施策を今後一段と強力に推進をしてまいりたい。

これが、今日の林業を取り巻く諸情勢、これからの林業振興に対する政府の基本的な考え方でございます。

○村沢牧君 森林組合法の抜本的な改正が長い間要望されてきたわけでありまして、率直に言って、政府の態度は消極的であったということとを指摘せざるを得ないというふうに思うんです。これは農協との競合等を懸念をして農林省の内部でも意見の相違があったということ、さらにはまた、森林組合法の改正をしても、林業そのものの飛躍的發展にはつながらないというような意見もあったということも私も承知をいたしております。

農林省が今回森林組合法の単独立法に踏み切ったということは、そのことは一応評価するにいたしました。その中身は森林法に規定をされておった森林組合の制度と余り大した違いはないわけでありまして、抜本的改正なんて言えるものではないかもしれませんが、森林組合に対して何を期待をしていくかということでもあります。

この法案によれば、森林組合は森林所有者の社会的、経済的な地位の向上を図る協同組合的な目的と同時に、森林の保護培養と生産力の増進を図るという公益的な目的の二つの目的を持つていて、というふうに明らかにされているわけでありまして、協同組合的な目的、公益的な目的、言葉は非常にいいわけでありまして、しかし抽象的であります。

率直にお伺いいたしますけれども、森林組合は、造林やあるいは素材生産を担うその担い手としての組織として期待をするんですか、それとも森林組合に地域協同組合的な機能を与えて、森林

組合が広範な仕事をする事によって山村振興の役割りを森林組合にも果たさしていく、このように森林組合の発展を期待しているのかということとであります。その性格と森林組合のあり方について、まず伺いたいんです。

○政府委員(藍原義邦君) 森林組合につきましては、いま先生が御指摘されましたように、森林法から抜き出しまして、ただいま御審議いただいております単独立法として森林組合制度を明定しようという事でございまして、その性格とすれば、いま先生もおっしゃいましたけれども、やはり森林組合というものは森林所有者の社会的地位の向上という意味からの協同組合的な性格と、それから森林の生産力の維持増進あるいは資源の培養という意味からの公益的な性格、この両面を持つというものが、森林組合のきわめて大きな特徴であらうというふうに考えております。また、御存じのように、森林というものが地域にそれぞれ固定した山を持っておりまして、それぞれの地域にそれぞれの山を持った形で森林というものが存在しておりまして、それを森林組合というものが森林所有者を中心にして今後維持管理をしていこうという形でございます。

したがって、森林組合としては、この法律にも明定してございますように、この両者の性格を持ちながら森林の持ちます公益的機能を發揮するという意味での大きな使命と、あわせて組合員の地位の向上という、いわゆる協同組合的な性格とをあわせ持つということは、その地域におきま森林業の振興を中心いたしました地域振興に寄与することは当然でございますし、あわせまして、いま先生もおっしゃいましたような林業の生産あるいは造林というもののにも、その中核的担い手として今後その位置づけをされる。さらにはまた、生産から流通までの一貫したこれからの林業のやはり中核的な存在として、今後の森林組合は発展すべきであらうというふうにわれわれも考えておりますし、そういう性格を持った森林組合を今後とも育てていきたいというふうに考えております。

ます。

○村沢牧君 単独立法をつくって、森林組合の組織をどのように整備をし発展をしていこうとするのか、お聞きしたいんです。

私は、先日合併助成法の審議の際、かなり詳細に森林組合の現状について質問をし、また皆さんから御答弁もあつたわけでありまして、五十二年度に森林組合の組合数は約二千七十、そのうちの三分の一の約七百組合は不振組合である、こういういまの現状の中から、林野庁は合併を促進をしたりさらに指導をすることによって、千五百程度の活動組合をつくりたいということを盛んに強調されておつたわけなんです。

そこで、この単独立法を審議するに当たつて重ねて質問いたしますけれども、現在の森林組合の置かれてある現状の中から、その執行体制なり資本整備なりを、どのような規模の森林組合が皆さんの期待をする森林組合であるか、またどのような規模の森林組合をつくらうとされるのか、重ねて質問いたしますというふうに思います。

○政府委員(石川弘君) 現在私も考えております森林組合の望ましい姿と申しますか、合併の場合にいま一つの規模の根拠といたしておりますのは、面積で申しますと大体一万ヘクタールぐらゐの森林の規模になつてほしいということ。それから払い込み済みの出資、これは合併後の姿で合併後の最初の事業計画の終わりのときまでという事でございまして、約一千万ぐらゐの払い込み済みの出資を持っていただきたい。それから役員員でございまして、一名の常勤の役員を含みまして七名程度の役員員の規模を持っていただきたい。大体そういうことを一つの要件としまして、これは組合の地域とか、あるいはその森林の熟成の度合い等によつていろいろ違うとは思いますが、一つの基準としましては、いま申し上げた程度のものを想定いたしているわけでござい

ます。
○村沢牧君 それでは、若干基本的な問題について質問してまいります。

森林組合が、地域における林業の中核的な担い手としてみずから強めるとともに、公益的な機能の役割りを果たさせるためには、林業そのものの発展と同時に、国、地方公共団体の林業施策の推進がなくては森林組合の発展もないというふうに思ふんであります。先ほど臨時農林大臣から、林業白書に基づいて林業を取り巻く情勢について説明があつたわけでありまして、お話がありまして、景気の低迷する中で木材の需要も価格も低迷をしており、さらに外材が相変わらずふえ続けて国内林業を圧迫し、生産意欲が減退をして、このままでは林業の衰退だけではなくて国土の荒廃を招く、こういう私は憂慮すべき事態であるというふうに思ふんです。きょうは安倍長官が臨時農林大臣として出席をしていただいたことは大変に幸いでありますけれども、ひとつ長官、政府首脳としてこの林業を取り巻く情勢をどのように判断をし、さらにそれを脱皮していくための基本的な考え方を、この際臨時農林大臣にお伺いしたいんです。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは、現在のわが国の林業を取り巻く情勢が非常に厳しいものであるという判断のもとに、今後ともいかに林業振興を図っていくかということにつきまして、林業白書におきましてもこれを述べ、そして国会で御批判をいただくことになつておるわけであります。が、政府としても林業、あるいはまた、森林の持つところの基本的なわが国における位置づけというものは十分に認識しておるわけでございまして、そういう意味で、これまで林業振興に対しては種々の施策を講じてきたわけでございまして、現在の実態は容易でないという判断でございまして、今後ともわれわれとしては、基本的にはこの林業の振興を図るためにはいろいろの面で具体的な措置を積極的にとつていかなきゃならないと、こういうふうに考えておるわけであります。たとえばいま木材が非常に価格が低迷しているというふうなことにつきましても、やはりこれは安定的な需給関係というものが確保でき

ないというところにあるわけでございまして、その一環としては、外材の輸入が非常に無制限に行われているという点も大きな要因になつておりますので、そうした外材の輸入に当たつても、秩序のある輸入ということをこれは行政指導を中心にして図つてまい、これが需給の安定、そして価格の安定につながっていくのじゃないかというふうに考えております。

したがって、そうした秩序のある輸入ということとを大きな柱に需給関係の安定を図つていきたいと思ひますし、あるいはまた、造林や林道等の林業の生産基盤の整備といったものにつきましても、これまで予算措置を充実してまいつてきておるわけであります。さらにこの予算的な措置に對しては強化を図つていくことが政府の基本的な考え方でありまして、また、森林組合法の成立によりまして森林組合そのものの体質を強化をいたしました、その森林組合の一つの役割りであるところの担い手対策につきましてもこれを充実をしてまいりたいと思ふわけでございまして、その他流通、消費改善対策等いろいろと問題があるわけでございまして、こうした問題等も、やはりこれは前向きに行政面で対処してまいるのは当然でありますから、そうしたよろもろの林業の振興対策というものを総合的に推進をしてまいると、こういう基本的な考えでございまして。

○村沢牧君 政府は四十八年の二月に「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」、これを閣議決定をし、昭和五十六年、六十六年、さらには九十六年までの見通しを立てております。その見通しによりますと、四十八年から五十六年までは木材の需要量はかなり増加をする、国内供給量もわずかに増加をする、輸入は増大というような傾向を示しておるところであります。ところが、その後の推移を見ますと、政府の見通しと異なつて需要量も供給量も見通しよりも非常に下回つています。ただ、外材だけは見通しのような比率で伸びているわけなんです。

そこで伺いたいことは、五十二年度までの

この見通しと実績について、農林省はどのように判断をしておられますか。

○政府委員(藍原義邦君) 林産物に關します需給の長期の見通し、あるいは森林資源の基本計画、これが昭和四十八年の二月に閣議決定を見たわけでございます。ただいま先生御指摘になりましたように、この後の日本全体の経済の動き、あるいは外材の輸入状況等々ございまして、現時点ではこの計画、長期の見通しと現実の姿というものは、必ずしもこの見通しの路線に乗って動いておらないのは事実でございます。

この見通しは、林産物の需給を十年後、さらに二十年後について一応見通しております。そういう見通しの仕方、四十八年に基本法に基づいてこの見通しをつけたわけでございますけれども、これを昭和五十一年について比較してみますと、用材の需要量の実績につきましては、その時点に対応いたします長期の見通しの推計値に對しまして約一三%落ち込んでおります。それから、国産材の供給量につきましても、実績は約二五%の落ち込みとなっております。

こういう落ち込みになりました原因でございませうけれども、冒頭申し上げましたように、日本の経済が非常に方向変換と申しますか、経済成長のあり方が変わってきたという非常に大きな原因がございまして、ちょうどこの基本計画を立てました四十八年というのは大体そういうピークになっておりました。それ以後停滞ぎみであるということ、これがやはり一番大きく私どもは影響しているというふうに考えております。それから、供給量が下回っております。これが、特に国産材の供給量が下回っております原因は、いま申し上げましたような日本の経済に伴いまして、木材価格も非常に低迷してきたということ、そういうことで出材意欲と申しますか、森林所有者が伐採して木材を出すという意欲が非常に低下してきたというやうなことで、それから木材需要の大宗をなします住宅建築、これが非常に変動がございましたし、また、非常にそれが最近ダウンしておるといふよ

うなこと、こういうことから需要の不振というところ、こういうことによりまして木材業界の不況という問題、これに一方外材が、ある意味で短期的には短期的に見ますと過剰に入荷してきたという事態もございまして。

そういういろいろな問題がございまして、私も四十八年に立てました見通しに對しまして、いま申しましたやうなずれと申しますか、少々ダウンの傾向が現時点の状況でございまして。

○村沢牧君 政府は、この見通しを立て閣議決定をする際、こういうことを強調しておるんです。

この見通しによる国内供給量は、「森林資源に關する基本計画」に基づいて森林資源が充實されていく場合の供給可能量であるから、見通しどおり国内供給量を確保するためにはこれに必要な各種の施策を講ずることが必要である、このように言つて見通しを立てたわけなんです。ところが、見通しをつくつて五年もたたないうちに、いま長官から答弁があったように、かなりの相違が生じておるんです。いま長官は、この原因は経済成長率の問題だとか、あるいは生産意欲を失ったからだとか、外材も若干あるというやうなことを言つておつたのですが、政府自身が、ここに書いてあるやうな必要な施策を講じてこなかったからこういうことになったんじゃないんですか。その辺はどういうふうに反省していらっしゃるか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど大臣の方からお答えいただきましたように、この基本計画並びに需給の見通しを立てまして、林野庁といたしましては造林事業あるいは林道事業、さらには構造改善事業等々、林業の今後の推進に必要なための施策というものは、その年の年に十分私どもとしても対応してきたつもりではございまして。しかしながら、先ほど申し上げましたやうに、やはりきわめて大きな経済変動があったということ、これが何よりも私は大きな影響だろうというふうに考えておりますし、そういう意味から、やはり林業を振興することがこれからの日本の国土を守るという意味からも、それから国民に必要な木材を供

給するという意味からも非常に大事なことでございまして、さらに今後積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 参議院は、四十六年の五月に「林業振興に關する決議」を行ったわけでありまして。

この決議は、森林資源に關する基本計画、あるいは造林の拡大、林道網の整備から外材輸入の調整措置、さらにまた林業労働者対策、公益的機能の充實などを政府に決議をもつて要求、要望しておるわけなんです。ところが、現状を見ますと、造林にいたしましては外材の輸入調整にいたしまして、さらに林業労働者の現状にいたしまして、昭和四十六年当時よりもむしろ後退をしておるわけなんです。いまお話しがありましたやうに、主要林産物の長期見通しも大きく狂つております。特に、この決議にありまして民有林の分収造林だとか、あるいは外材の輸入調整、林業労働者の労働条件の改善などはほとんど見るべきものがないんです。政府は、この決議を尊重してその実現のためにどのようにいままで取り組んできたか、明らかにしてください。

○政府委員(藍原義邦君) 四十六年に国会で決議をいただきました趣旨を踏まえまして、いま先生がいろいろ御指摘になりましたけれども、林野庁といたしましてはこの決議を踏まえ、造林なり林道なり資源の見通しなりそれぞれ対応してきたわけでございますが、具体的に申し上げますと、まず「森林資源に關する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に關する長期の見通し」、これは四十八年にその改定を行ひまして、ただいま御説明申し上げましたやうな見通しを立てたわけでございます。その見通しの結果につきましては、いま申し上げましたやうな現実にはなっておりませんけれども、その時点におきましてはそういう見通しを立てて、私どもとしては四十八年以降、林業、林政の推進に努力してまいつたわけでございます。

さらに、造林事業につきましてもいろいろ御指摘もございました。絶対的な拡大造林の面積が年々確かに少しずつ落ちておるといふことは事実でございますけれども、さらに私どももいたしましては助成の対象範囲を拡大すること、あるいは実質的な補助率を引き上げること、あるいは金融措置の拡充強化、こういうことを年々行つてきておりまして、造林事業の積極的な推進には努力してまいつたつもりでございます。

それから、林道事業につきましては補助体系を抜本的に改定いたしました。補助率は是正を行うということをやっております。そして、林道網の計画的整備を現在促進している次第でございます。

それから、木材需給に關します情報機能の強化でございますけれども、これは関係業界に対する指導を強化いたしまして、外材輸入の適正化を図るやうに現在努力をしている次第でございます。

それから、林業従事者の実態に見合った対象共済事業の整備を五十三年度から進めることにいたしておりますし、また、担い手対策の充実は年々図つてきております。

それから、森林計画制度あるいは保安林制度の適正な運営によりまして、公益的機能を配慮いたしました適正な施策の確保も図つてきております。

また、国有林野の基幹労働者に対しての処遇でございませうけれども、五十二年度の末に基幹作業職員制度というものを発足させまして処遇の改善を図つてまいりました。また、国有林野事業特別会計について五十三年度から約四十億の一般会計の繰り入れを行うことにいたしました。その法案を現在国会に提出し、御審議を願うことにいたしております。

そのほかの問題といたしまして、輸入の課徴金制度の問題、それから先生もちょっとおっしゃいましたけれども、国が行う民有林野の分収造林等に関する制度の措置の問題、この問題については、私ども従前から検討を進めておりますけれども、なお慎重な検討を要するものというふうに

現時点で考えております。

○村沢牧君 いまいろいろ例を挙げて言われましたが、その内容についてはこれからだんだん質問してまいります。

そこで、この際大臣にちょっと伺いしておきますけれども、経済成長率が低ければ木材の需要量も伸びないということは一般的なこれは傾向であります。昨年来政府は、景気を回復するための最重要施策として公共事業や住宅事業に重点を置いた大型予算を計上しておられるわけなんです。これらの政策的目的が政府の意図するように成果を上げたとするならば、大変無理だというふうに思いますけれども、七％の経済成長ができたならば林産物の利用も大変伸びてしかるべきだというふうに思うんです。最近におけるこの公共事業、特に住宅を初めとする建築事業あるいは土木事業と木材の需要と供給との関係はどうなっているか。

それから、本年度はこういう公共事業をやるから、住宅事業をたくさんやるから木材需要も増えと伸びるというふうにお考えになっていませんか。大臣の見解をこの際聞いておきたいと思えます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まず、長期見通しが相当変わったのではないかと、見通しどおりではないじゃないかという御指摘でございますが、この点につきましては林野庁長官が申し述べましたように、四十八年以降の日本の経済情勢というものが非常に大きく変化をしたと。これは質的な変化とも言えるべく変化をしたと。そういう中にある、これは単なる木材関係の長期見通しだけではなくて、国の経済政策あるいは経済基本計画そのものが大きく変化をしていったわけでございます。これはひとりと木材の長期見通しが変化しただけではないということを御理解をいただきたいわけでございます。

そういう中であって、政府が参議院で四十六年に議決されました林業振興決議を着実に実行しておればこういう事態にはならなかったのではないかと、御意見もあつたわけでありまして、かといふ政府としては、いま林野庁長官もおっしゃいます。

またように、この決議等で得る限りのことはやっておるわけでございまして、先ほどから申上げましたが、その中におきましても分収造林の問題もお述べになりましたが、公園、公社等によるところの民有林の分収造林等も推進をしていることは事実でありますし、あるいは基幹労働者に対する改善措置ということも、これは私が農林大臣在任中に手がけまして、これが改善を思い切つて行つてきたことも御承知であると思えますが、さらに予算措置、その他毎年毎年林業対策としては推進しておることは、予算の計数の上においてはおきり出しておるわけでございまして、そういう状況で、しかし大きな経済の変動の中にあつて需給関係のバランスが崩れて木材の需要というものが非常に低下をしたと。そして価格も低迷をしておるという実態の中で、何とかこれに對して対策を講じなければならぬという一環として、特に公共事業の中でのこれは景気対策というものが中心になるわけでありますが、住宅投資を促進するという方針でございまして、やっておるわけで、五十一年、五十二年、そして五十三年度予算等におきまして思い切つた住宅予算を拡大してまいりましたわけでございまして、われわれとしては、この住宅投資によりまして相当な木材需要が総需要として拡大をされるのではないかと、こういうふうな判断をいたしておるわけであります。現段階における五十三年の木材の総需要としては、前年実績を一・三％上回る一億三百九十万立方メートルというふうに見通しを立てておるわけでありまして、こうしたこととございまして、私たちが一面においては外材等の輸入について秩序ある行政指導も行つていけば、これらに対しては全体的には今後漸次安定していく方向に進んでいくのではないか、こういうふうな判断をいたしておるわけです。

○村沢牧君 いま大臣の説明の中で、木材需要量も本年度一・三％じゃないですね、一・三％ですね、公共事業や住宅事業の予算の伸び率と比較をして木材の需要が一・三％伸びる。大変皆様方は

何か自信を持ったような言い方ですけれども、この関連はどんなふうにお考えになりますか。同時に、林野庁長官、そういうふうな若干にしても伸びると。しかし、先ほど答弁があつたように、供給量は見通しよりも二五％も下がつていく。木材の自給率はまさに過去最低の自給率なんですね。木材の需要が仮に一％伸びたとするならば、自給率もやはり伸びるのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) いま大臣から御説明いただいたわけでございまして、住宅の伸びと私どもが現在想定いたしました五十三年度の木材需要の伸びとある意味で開きがございまして、けれども、これはやはりたまたま木材というものは非常に緩慢に伸びておるという、そのために価格が非常に低迷をいたしております。木材というものは御存じのとおり、ある意味で短期的な変動というものが非常に多いとございまして、それから必要だからと言って直ちに購入できるものもございせん。使用可能な状況でもございせんし、国産材の場合であれば山から切つて出してくるのに相当時間がかかる、外材であれば輸入してくるのに時間がかかる、そういう時間的な差が非常にございまして、そういう観点から、木材需要というものをある意味で余り高目に見ておきますと、その辺の価格の問題等に、あるいは思惑買ひというふうないろいろな問題にも関連してくる問題もございまして、さらにまた、最近の住宅建築が、単位当たりの木材の使用量と申しますか、そういうものも必ずしも昔に比べて伸びておりません。木造建築がある意味でその他の代替物資によりまして構造内容という形で単位の消費量、使用量が減つておりますし、そういう観点、いろいろのことを加味いたしました、総合的にいま大臣から御説明いただきましたように一・三％の伸びという形で押さえたわけでございます。これにつきましては、ただ今後のいろいろな見通し、推移等を考えまして、そのあり方については適宜その辺の修正なり対応なりは考えていくつもりでございまして、そういう

ことによりまして、やはり一年間の見通しの中で最近の変動というものは非常に短期間にいろいろ振れますので、そういうものを考えながらわれわれといたしましては、一応こういう見通しを立てましたけれども、この一年間のいろいろな需給のあり方については、さらに慎重に検討し対応してまいらうというつもりでございまして。

○村沢牧君 御答弁願つたわけですが、住宅需要も土木建築需要も伸びる、思い切つて伸ばすということですが、それに比較して木材の需要量は一・三％の伸び、非常に問題もあるというふうに思いますが、私がさらに質問いたしましたように、自給率は伸びるかどうか。国内の自給率ですね、それはどうなつていきますか。

○政府委員(藍原義邦君) 失礼いたしました。国内の自給率でございまして、大体国内の供給量は去年、前年に対して一・一％ぐらい伸びるだらうというふうな考えをしております。外材の方は一・三％ぐらい伸びるだらうというふうな見通しをいたしております。絶対量が外材は多いとございまして、大体自給率については前年とほぼ同じであるというふうな考えをしております。

○村沢牧君 自給率と外材の問題については後ほどまた質問いたします。

そこで、政府は本年三月、全国森林計画というのを発表いたしました。これは森林法の第四條第一項の規定に基づき、林業基本法第十條第一項の基本計画及び長期見通しに即して昭和五十三年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの十五年間の見通しであります。そこで、この見通しは法に基づくものでありますから、都道府県の森林計画を誘導するものでありますし、ある面においては、都道府県の計画や森林所有者を拘束するものであります。したがって、この内容は的確でなければならぬと私は思いますが、以下一、二お伺いします。

まず、民有林についての伐採材積ですね、資料によれば民有林は七億六千万立米、これを伐採するというふうになっているんです。これを十五年

で割ってみると、五千六十六万立米ということになるわけですね。それからさらに造林について申し上げます。造林は、十五年度に三百四十二万六千平米ということですが、十五年度で割れば、二十二万八千平米ということになるわけですが、これも、この最近の実績ですね、五十二年度の実績と対比してみてください。五十二年度の実績についてお伺いします。

○説明員(須藤徹男君) 五十二年度の民有林の伐採実績は、二千九百三十万立方という見込みでございます。計画量に対して六十七パーセントでございます。

○村沢牧君 造林は、失礼しました。

造林につきましては、民有林の人工造林は十六万三千ヘクタールの見込みでございます。計画量に対して七十一パーセントでございます。

○村沢牧君 伐採がこの森林計画によると、一年間に単純平均すれば五千六十六万立米計画は立っているけれども、実績は二千九百三十万立米。この計画の六七パーセントというのは、ことしと比較したんじゃないですね。前の計画と比較したと思うんですけれども、前年の、前のこの森林計画に対しては六七パーセント達成しておられない。造林については二十二万八千平米です。これから一年間にやっつけていこうとするに十六万三千平米くらいのものですね。これも前の計画に対して七〇パーセント。このように、すでにこの森林計画をつくったときからもう現実と合っていないんですよ。これは当初の年度だからこういう数字だ、あるいは単年度ではこういうふうに違うけれども——じゃお伺いしますけれども、十五年度にこの森林計画どおりに、伐採にしても造林でも進むような見通しを持っておるんですか。

○説明員(須藤徹男君) この全国森林計画は、先ほど先生から御指摘ございましたように、森林資源に関する基本計画に即してこれを立てるといふことに相なっております。先ほどの御議論にございましたように、現在の伐採、造林の状況は、

この森林資源に関する基本計画に比較いたしましたも停滞にございます。したがって、今回の全国森林計画は、森林資源に関する基本計画がいわゆる修正されない限りできるだけ即して立てるといふことに相なっておりますので、私どもといたしましては今回立てました全国森林計画につきましても、できるだけ実現できるように努力をしていきたいかならぬというふうに考えておるのでございます。

○村沢牧君 重ねてお聞きしますが、できるだけ努力をするという意欲は結構です。これは法に基づいて計画ですね、それと現実の実績が余りに違っておるんです。これがいま努力はするけれどもあなたたちは実際できるといふ見通しをとっているんですか、いまの情勢の中から。計画を立てる当初年度からこれは違っておるんじゃないですか。

○説明員(須藤徹男君) もちろん、これは今後の林道の整備なり、あるいはいわゆる基盤整備が進んでまいりませんとなかなか実現が困難でございますが、この点につきましては今後鋭意努力をしていくという姿勢でございます。

○村沢牧君 計画を立てれば努力することは当然のことですよ。そんなことを聞く必要はないと思うんです。皆さんが努力をしないような計画なんかないから、皆さんが努力をしないような計画なんてありません。

それで、いま私が指摘をいたしましたように、政府の長期見通しも、それからこの全国森林計画に基づいて立てた計画も、きわめて甘い見通しだというふうに私は思うんです。いま林業白書で分析しているように、林業の置かれている厳しい情勢とそれから危機的な意識も、この計画の中にあらわれておらないんです。ただ、願望的な数字を並べたにすぎないと私は指摘をせざるを得ないんです。

この際お聞きをしておくんですけれども、現在の国内供給量から推移をいたしまして、将来の木材の需要と供給はどうなりますか。特に国土の三

分の二は森林であるというわが国におきまして、森林資源は今後長い年月かかっても需要を満たすことができないのかどうか、その点についてこの際聞いておきたいんです。

○説明員(須藤徹男君) この四十八年に立案いたしました林産物の長期供給見通しによりまして、昭和九十六年度のいわゆる輸入量の比率が三八・三パーセントということになっておまして、四十八年に立てましたこの見通しによりまして、国内だけで需要を賄うというわけにはまいたらない資源状態にあるということでございます。

○村沢牧君 四十八年に閣議決定した長期見通しが、五年を経ずしてこのように狂っておるんです。そしてまた、こうした見通しに基づいて作成した森林計画も、あえて言えば誤りであります。

したがって、こうした現在置かれて、いる厳しい情勢を認識して、正しい将来展望に立つた長期見通しを私は立てるべきだということに思っています。そして、その正しい見通しの上に立つて政府が積極的な施策を講ずるべきであります。

この際、基本的に何っておきたいんですが、この林産物の需要及び供給に関する長期見通し、これを私は見直すべきだと思っております。訂正すべきだと思っております。現にこの見通しは昭和四十一年に立てた。ところが、その後いろいろ推移があつて、見通しどおりいかないの四十八年度に見直しした見通しなんです。これが狂ってきたというのは、必ずしも林野庁長官ばかり責めているわけじゃない。いろいろ経済情勢もあつた。それで狂ってきたんですから、ですからこの見直しをやつて見直しして、そして正しいものに基いて森林計画なりこれから施策を進めるべきだと、私はそのように判断しますが、どうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 長期の見通しなりそれに対する全国森林計画なり、ただいま指導部長の方から御説明申し上げましたとおり、必ずしも現在の実態には合っていないというところは私も認識いたしておりますし、さらに計画なりに沿うべく今後努力することは非常にまた困難であると

いうことも、われわれ認識いたしております。しかしながら、私どももいたしまして、全力をふるって今後の林業振興のためにその計画に沿うような努力はしていかなければいけないというふうな考えはしておりますが、いま御指摘になりましたこの見直しでございますけれども、これは先生は重重御存じのとおり、木材の見通しというものは、必ずしも短期的な変動等々ですぐにどうこうするという問題ではなからうと。やはりある意味で長期的な見通しでございますので、短期的な変動というのは、それぞれの時期においてそれぞれの変動があるのじゃないかというふうに考えております。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、非常に経済の基調も変わつてまいりました。そういういろいろな問題もございまして。したがって、今後関係方面の方々、広くいろいろな御意見を伺いまして、今後この見通しにつきましてもどういう対応をしたらいいかということを含めまして、所要の検討を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○坂倉藤吾君 関連。

いまの長期計画の關係ですが、これは森林法の第四條それからさらには林業基本法の第十條、この條項からいいますと、当然計画に狂いが生じたそういう場合についてはこれの見直しをしなきゃならぬ。私は、これは法律に基づいた義務だと思ふんです。その關係については、一体どう認識をされておるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま御説明いたしましたように、林業というのは非常に長い仕事でございますし、それだけにまた、長期な見通しを立てて林業というものは推進しなければいけないというふうに考えております。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

したがって、長期間、四十年なり五十年のその途中におきましてはそれぞれ大きな、あるいは場合によれば、ある意味での大きな経済に対しての変動というものがあつて得るかもしれません。し

かし、これを長期に見通した場合にはどうなるかということになりますと、これはまた一つのその方向に合うという事態もあるわけでございますし、そういう観点から、私もこの見通しについては長期的に果たしてどうなんだろうということをやはり十分詰めまして、現在の短期的に見た場合の変動なり推移というものにどう対応すべきかということは、やはりはつきりつかまえて今後対応すべきだろうというふうに考えております。したがって、先ほど御説明申し上げましたように、そういう問題をやはり広く関係方面の方々の御意見を聞いて、どう対応すべきかということを私も真剣に今後検討してまいりたいという考え方でございます。

○村沢牧君 くだいようですが、この見通しに基づいて立てる森林計画は、都道府県なりまた森林所有者を拘束するものです。したがって、単なる見通しではないわけですね。お話があったように、見通しも狂っている、それからこの見通しに将来近づけようとしてもなかなか困難であるというところが答弁されておる。いま大臣がおりませんから大臣が来てからまた私は再度質問しますから、その前に皆さんの統一見解をまとめておいてください。

次に、林業白書は、木材需要供給の面から危機感を強調しているわけですが、森林はもう一つの面として、生活環境と国土保全の面からこれは見直さなければならぬわけでありまして、たとえば水資源の涵養あるいは環境保全、災害防止、こういう面から林業を評価して、さらにこの林業生産の停滞というのは山村を崩壊させるだけでなく、都市にとってもこれは死活問題なんです。木材は、あえて言うまでもありませんけれども、食糧と同じように人間生活にとって不可欠な資源であります。一本の木を育てるには五十年という歳月がかかるわけですから、木材が不足になったからといって気がついたでは遅過ぎるのです。したがって、森林は国民生活にこれだけ必要なんだというこういうやっぱり資料なり、国民に

アピールすることも必要だと思うのです。かつて農林省は、昭和四十七年の十月に、「森林の公益的機能計量化調査 みどりの効用調査」というのを発表されたわけですね。この内容を見ると、森林はこうした経済的な面のほかに、十二兆八千二百億円のこれを一般的には効用しているんだということを内外に明らかにしているんですね。その後もこういう調査をしているんですか。私は、国民にやっぱり理解をしてもらって林業を見直していくためには、こういうことも必要であると思います。その後こういう調査はやっているのかどうか。現在でこういう機能調査をしたのなら、一体どのくらい森林が効用を果たしているか、それを明らかにしてください。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生が、現在もこの調査をしておるかということでございますが、この調査は、私もやはり森林が公益的機能を一応持つておるということをも具体的に数字であらわしたかどうかというところで、概算検討いたしましたのはじいたものでございます。

この計算につきましては、林野庁としてはその後はやっておりません。しかしながら、これを現在の価格に換算いたしますと二十兆ぐらいにはなるであろうというふうには想定いたしておりますけれども、具体的な計算はいたしておりません。

○村沢牧君 森林の公益的機能は、いま林野庁長官は現在で推定すれば二十兆円ぐらいになるだろうと。ある人々や組織の見方においては、三十兆円にもなるという人もあるわけなんです。このように多くの公益的機能を持つているわけですね。そうするならば、やっぱり林野庁のこの施策、予算等も、かなり私は思い切ったものを組まなければならぬというふうに思うのです。

これは大臣に質問した方がいいというふうに思いますが、おりませんから後ほど質問しますが、政務次官おられますから政務次官にお聞きしますけれども、ことしの林野庁の予算は御承知のとおり一般会計で二千八百六十五億六千余万円ですね、特別会計で四千五百十三億円、合わせて七千億円足

らずの予算です。林業の現状やその発展に対する期待、さらに森林の機能に比べてこの林業の基盤整備、環境整備、こういう国の予算はきわめて少ない。先ほど林野庁長官はいろいろやってまいりましたと言っておられるけれども、森林の公益機能だとして二十兆円、三十兆円というこれだけの機能を持つておられるのです。これに対して政務次官はどのように感じますか。

○政府委員(初村滝一郎君) 国の予算の伸び率がらして林業に対する予算が小さいじゃないか、この反面、林業というものは国民に公的にいろいろと寄与しておる、将来こういうことではないのかというふうな意味の質問であります。私もやはり林業の将来の国民に与える影響、そういうものを考えまして、公的機能の維持とか増進を図るのを努め、さらに予算増額に努めていかなければならない、こういうふうな考え方をいたしております。

○村沢牧君 この際、林野庁長官に、こうした公益的機能を持つておる森林をさらに維持発展をするための基盤整備事業、特に林道、治山の計画ですね、第三次林業構造改善事業があるかどうか、あればその構想について伺っておきたい。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま政務次官からお答えいただきましたけれども、私も公益機能の発揮させるためにいろいろ努力はいたしておりますが、公益機能と申しますものの発揮は、やはり適正な森林の維持管理、経営をすることによって発揮できるであろうというふうに考えております。そういう意味から、造林事業等につきましては五年間で大体一・九倍、林道については二・二四倍、治山事業については一・九九倍、約二倍の伸びを示すような予算を現在組んでおりまして、必ずしもこれが十分とは申しませんが、いま政務次官からお答えいただきましたように、今後とも努力してまいらなければいけないというふうに考えておりますが、いま御指摘がございましたように、林業構造改善事業の第三次と申しますか、次の問題につきましては、私もやはり二年間ぐら

い調査をいたしまして、今後の林業構造改善事業はどうあるべきかということに十分踏まえた上で対応してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 私は、大体一時間ぐらいかけていますけれども、いろいろ基本的な問題について伺ってきたんですけれども、いろいろやっていることは事実なんですけれどもその成果が期待どおりに上がっておらない、このことを指摘をしたいというふうに思っています。

そこで、木材の自給率は三四・九%、過去最低ですね。したがって、森林所有者は林業に対する意欲を失って、国土の保全をするという面から見ても非常に憂慮をされるような事態になっているわけなんです。こういう事態に対して、農林省が将来展望を持った対策を打ち出すことができないのが現状ではないかというふうに思うんです。林業の振興を図るためには技術的な策がいまこそ強く求められておるわけですから、当面する林業の重点課題は何であるか、お聞かせください。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど来大臣等から御説明申し上げましたとおり、林業は非常に現在ある意味で危機にまわっていることは私も十分認識いたしております。それに対応するために基盤の整備、あるいは担い手の確保、さらには需給の安定等々いろいろな問題があるように思っています。しかし、現時点で一番やはり問題になっておるのは、これはただ林業が停滞したということではなく、日本経済全体の基調の変化というものがございまして、これも、やはり需給が非常に緩和基調にあるということ、そのために価格が非常に低迷していること、これがある意味では一つの大きなポイントかと思えます。したがって、私もこのことから日本の木材の需要供給というもののあり方をはつきりつかまえて、的確な需給というものを把握し、それを指導して輸入の安定的な計画的な輸入あるいは国産材の生産というものをとらえ、林業意欲が盛り上がるようなやはり需給計画をつくり

上げること、これがまず第一に必要なことかと思ひます。

さらに、国産材を今後安定的、計画的に生産していただくためには、現在非常に基盤の整備もおこなれております。したがって、そのための林道整備あるいは構造改善により、木材の改善等々を含め、それに関連いたしまして担手の確保という問題もございまして、こういう国産材をいかにしてやはり計画的、安定的に生産していただく、林業意欲を盛り立てるかというものの基盤整備を中心いたしました対策というものは一方では講じていかなければいけない。この両方相まつことが非常に大事ではなからうかというふうに考えております。

○村沢牧君 国産材を安定的に供給を図ることは必要であります。したがって、そのための一つ一つというか、施策について以下伺つてまいりたいというふうに思ふんです。

まず、林業の安定的供給を図るためには、造林事業から見直さなければならぬというふうに思ふんです。造林事業は年々減少を続けて、四十二年度に比べればまさに六割弱になっているんですよ。これは、いまの経済状況と林業の将来に希望が持てないから、森林所有者が造林に投資をするという意欲がわいてこない、そこに最大の原因があるというふうに思ふんです。しかし、森林所有者は必ずしも造林をしたくないというのじゃないんです。造林はしたくないという原因をなくして、進んで造林ができるようにすることこそ、まさに林政の課題ではないかというふうに思ふんです。

そこで伺ひしますけれども、人工造林の目標面積、それから森林計画による計画と現在の実情の中からその計画は達成できるというふうに思ひますか。また、計画を達成するための施策、以上答えてください。

○説明員(須藤徹男君) ただいまも御質問の中で

目標造林面積は幾らかということがございましたが、先ほど来話が出ております森林資源に関する基本計画におきましては、民有林の人工林目標は千三十一万ヘクタールでございます。この最近の造林実績は、先ほど五十二年度につきましては申し上げましたけれども、たまたま全国森林計画の五年分と、つまり四十八年から五十二年度までの造林実績を比較いたしますと、七一%でございます。この造林が停滞しております要因につきましては、先ほど来の御議論の中でいろいろ出ておるわけでございますが、私どもが分析いたしておりますのは次のようなことでございます。

この千三十一万ヘクタールの目標造林面積に対して、全国的には実は五十一年度末ですでに七二%を達成しておりますので、いわゆる造林先進地域につきましてはほとんど拡大造林の余地がないというのが現状でございます。また、拡大造林が非常に進んでいない地域につきましては大部分が旧薪炭林でございます。これらのいわゆる造林対象地の立地条件も非常に悪くなつてきておるわけでございます。つまり、拡大造林が進められた結果、これらの薪炭林も奥地あるいは零細化、分散化をいたしておりますので、非常に立地条件が悪くなつてきておるというのが一つの大きな要因でございます。また入会林野等がございまして、権利関係が非常に複雑化しております。また、権利関係が非常に悪い条件といたしましては、いわゆるチップ材の需要不振という問題がございまして、このようなこととていわれるような地域がなかなか切りにくいという状況にあるわけでございます。つまり、造林対象地の薪炭林が切りにくい条件にあるということがございます。

それからまた、先ほどお話しございましたいわゆる自然保護でございまして、国土保全あるいは広葉樹に対する見直しというようにもございまして、全体の広葉樹林がそのあり方について見直されるというような時期にも立ち至つておりますし、また特用林産物の原木としての供給源と

しても見直されつつあるというような、いろいろな条件下にございまして、拡大造林が計画どおり進まないというのが現状でございます。また、再造林につきましては、先ほど来話が出ておりますように、木材の需要及び価格の低迷等によりまして、森林所有者によりましては伐期を長期化しようという傾向があらわれつつあるのでございます。そのためにいわゆる人工林で伐採すべき林分が、伐採されずに残つておるといふような現状があるのでございます。

これらの現状に対しまして今後どうやって目標を達成するかという問題でございますけれども、これもいわゆる林道あるいは作業道等の生産基盤の整備促進ということが第一でございます。先ほど申し上げました入会林野等の権利関係の近代化の促進を図ることによりまして、権利の複雑な地域を解消していくことも必要でございます。

また、先生御承知のとおり、現在の森林計画制度の中にはいわゆる施業計画制度というものがございますが、個別施業計画も相当進んできておりますが、さらには零細な森林所有者の団地共同施業計画というものが四十八年から取り上げておまして、このカバレッジもだんだん進んでおまして、この中でございまして、いすれにいたしましても、計画的に施業していただくという意味で、これらの施業計画あるいは団地共同施業計画の一層の編成の促進ということを図っていく必要があるというふうに考えるのでございます。

また、現行の造林補助制度を十分活用していただくということも必要でございます。また制度の内容の改善もさらに進めていく必要があるというふうに考えておるのでございます。

また、農林漁業金融公庫造林資金の貸付計画枠の確保とか、あるいは先ほど申し上げました林分改良事業、いわゆる低質広葉樹林の改良等も進めていくことが必要でございます。

また、いろいろそういうようなたとえば森林組合の労務班組織をさらに育成拡充していくとか、

あるいはチップ業界の組織化あるいは木材チップの取引の共同化を促進するということによりまして、国産材チップの活用を図っていくというようにもなるものがある施策を今後強化していく必要があるということもございまして、それらによりまして目標計画を達成していく努力をする必要があるというふうに考えるのであります。

○村沢牧君 造林事業の進捗について、森林組合の果たすべき役割についてお聞きをしたいんです。

造林は、個人あるいは協業体、会社、さらには公社、公団あるいは国、公有林、いろいろあるわけですが、施行者の形態別に見て、森林組合は重要な役割を果たしているところとすか。さらに、今後造林について森林組合はどのような担い手になっていくことを期待されているんですか。森林組合と造林との関係について説明してください。

○政府委員(藍原義邦君) 森林組合につきましては、従前から森林組合の必須事業として、森林の経営あるいは施業の受託ということをやつてきておりますけれども、特に最近では、個人で造林するということも、労働力の確保あるいは資金の問題等々反映いたしまして、ある意味で非常に困難になつてきている面もございまして、そういう意味から、森林組合に造林を委託するという傾向が強くなつてきているというふうなわれわれ理解いたしております。そういう意味で、森林組合が造林事業に果たします役割というものは、これからますます私どもは強くなつてくるであろうということを考えております。またそういうことを通じて、森林組合自身が強くなつてくるということも考えられると思ひます。

現在、五十二年度におきまして、森林組合が実施いたしました造林面積でございますけれども、大体七万二千ヘクタールほどでございます。そのうち、民有林分は約七万ヘクタールでございます。そして、これは民有林が新植いたしました面積の四一%に及んでおります。この傾向は、今後ともだん

だんこの割合が高くなつてくるだろうとわれわれ考へております。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕

こういう意味で、森林組合がこれからの国全体の造林推進に果たします役割りというものは、ますます強くなつてくるものというふうにわれわれ考へております。

○村沢牧君 先ほど指導部長の方から、造林補助金の話も出ました。その造林補助金は、システムや計算事務がむずかしい。極端なことを言うと、県や森林組合の担当者すら完全に理解するようなことが容易でないと私は思うんです。たとえば、カラマツ千本を新植した場合に幾ら補助金くれますかと言われて、率直に答えられる人は私はないと思うんです。きわめてあの制度はむずかし過ぎる。それから、造林の促進を図るためには、造林補助金制度の補助要件の緩和を図ることが必要であると同時に、補助率も上げなければならぬというふうに思うんです。

そこで、造林補助金について次のことを聞きますから、率直に答えてください。

一つは、造林補助金の算定基礎になつてゐる標準単価は、実際の単価に比べて妥当なものであるかどうか。

次に、都道府県知事の補助金申請については、林野庁が大幅な査定をするようなことなくこれを認めてゐるかどうか。

三つ目に、昭和四十九年の森林法改正に基づいて、特に公益的機能の高い森林については造林及び保育の補助要件を拡大し、また緩和すべきであるというふうに思いますが、こういう考え方はないのかどうか。

四つ目に、造林補助金制度の手続を簡素化する必要があるというふうに思われるんですが、どうですか。

そして最後に、補助率を高める考え方はないかどうか。

以上、五点について簡潔に答えてください。

○説明員(須藤徹男君) 第一番の、造林補助単価

が現実即しておるかどうかという御質問でございますが、五十二年度につきまして都道府県の標準単価決定状況を見ますと、造林の条件いろいろございしますが、千差万別でございまして、一律に比較することは困難でございすけれども、一般的な状況といたしましては、県が定めております補助金の決定状況は、国の予算単価を上回つておるというのが現状でございす。

したがしまして、第二の御質問でございまして、県の要請に対して林野庁が厳しく査定をしておるのじゃないかというお話でございすが、できるだけ現地に適合したような補助単価を採用するといふたてまえでございすので、一概に厳しく査定をするといふようなことで臨んでゐるわけではございません。

それから、いわゆる保安林等の公益的な機能の高い森林につきまして補助条件をよくすることとはどうかというお話でございすが、公益的機能を發揮させるような森林についての造林につきましては、いままでも拡充をしておるわけでございます。特に保安林等につきましては、昭和四十八年度からいわゆる下刈り、雪起こし、また四十九年度からは除間伐等の森林整備を補助対象といたしまして、いわゆる植栽から保育に至る一貫した助成制度を確立しておるのでございす。

それから四番目は、いわゆる先ほど御指摘ございました、非常に補助金のシステムや計算事務が複雑だと、これを簡素化する気はないかという御質問でございすが、確かに複雑な面がございす。しかしながら、この造林補助金というのは、先生御承知のとおり、森林所有者等が造林を行った結果、申請をして、それに対して補助をするという方式をとつておりますので、造林の実態は非常に千差万別でございす。したがつて、交付にかかる事務量が非常に多くなるということはこれは避けられないわけでございます。今後とも実情に即しました適正な補助体系を確保しながら、それらについて簡素化できる部分がございす。

ば簡素化するように、十分検討していきたいというふうに考へております。

それから五番目の、補助率を高める必要があるのじゃないかという御質問だつたと思ひますが、これにつきましては毎年、五十三年度につきましても、たとえば寒冷地の造林でございすとかといふものに対する査定係数を高くするといふようなことで、いろいろな特殊な必要性に基づきまして従来からも努力しておるわけでございます。今後ともそういう特殊なものにつきましては、十分配慮をしていきたいというふうに考へておるのでございす。

○村沢牧君 造林事業を促進するために、私は以下数点の提案をして、皆さんの見解を聞きたいというふうに思ひます。

まず、今国会で社会党が提案をした民有林に関する特別措置法案であります。この法案は、速やかに造林を行う必要があると認められる民有林について、国が分収造林を行うということを基本とするものでありまして、分収割合はそれぞれ十分の五とすることを基本にしております。いままで指摘をしておりましたように、森林の持つ公益的機能及び林業の現状を見るならば、政府が造林に対して積極的な役割りを果たすことは当然であり、そのために政府と森林所有者との分収造林を行うといふことこそ、最も私は時宜に適した措置であるというふうに思ひます。昭和四十六年の衆議院、参議院両院の林業振興の特別決議の際においても、重点要求としてこの分収造林を挙げてゐるんです。これは議員立法でなくて、政府みづからが率先をしてこんなことをやるべきだといふふうに思ひますので、現在衆議院に提案されております法律案について、林野庁長官としてはいかなる理解をしましたか、長官の見解を聞きたい。

○政府委員(藍原義邦君) 分収造林の推進につきましては、先生十分御存じだと思ひますけれども、水源林については森林開発公団、それからその他の民有林につきましては、府県にございす。

林業公社等々でそれぞれ推進いたしておりますので、この分収造林の計画も、私どもの判断ではある意味で計画どおり進んでゐるというふうに考へております。

いま御指摘がございました、ただいま社会党で提案しておられます国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法の問題でございすが、これはただいま衆議院の方に提案されておりますが、これは行われることになっておりますので、この段階での私どもの見解につきましては、意見を申し上げることを差し控へさせていただきますと思ひます。

○村沢牧君 私どもも一緒にこの法案の作成については加わつたんですが、この段階で、どうして林野庁長官として言えないんですか。この法律知つてゐるでしょう。どんな考え方を持つてゐるか、理解をしてゐるか。理解してないんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 私どももいたしましては、ただいま申し上げましたように、いま先生御指摘になりました法案については、衆議院で提案され現在衆議院で御検討いただくことになつておりますので、意見は差し控へるというふうに考へておりますけれども、民有林の造林を推進するために、今後やはり私どももいたしまして分収造林という方法というものは、ある意味で今後一つの大きな柱であるというふうには考へております。

そのあり方については、先ほど御説明申し上げましたように、森林開発公団なりあるいはそれぞれの府県にございす公社なり等々が、それぞれの方で推進しておりますので、いまございす分収造林法の法律に基づいて私どもが計画いたしましたものに対しては、ある程度計画的に進んでゐるというふうにわれわれ理解しておりますので、いま申し上げたように、現在、これからの林業を推進するために、私どももいたしましては、いま申し上げましたような形、それからまた、これからの林業を推進するために、それぞれやはり林業者及びその組織いた

します団体が自主的な努力によって造林というものを推進するという基本的な考え方、こういうものを中心にいたしまして林業を推進することが、今後の林業推進の一つの大きな柱になろうというふうに考えております。こういうものの施策を強化することが、これからの造林の推進には非常に適切であろうというふうには考えておる次第でございます。

○村沢牧君 長官、いま国の方では公社、公団造林と分収造林をやっているというお話があったんですが、こういうことをやってもうまく促進をしないからこういう法律を出そうということになったんです。しかもこの法律は、こういう法律をつくりなさいということはいま始まったことじゃない。四十六年の衆参両院の附帯決議にもなっているんです。私がお聞きをしたことは、いま出された法律に対して、いいか悪いかというようなことじゃないんです。四十六年以降皆さんがそういうことを検討したかどうか、国が本当に分収造林を行う必要があるのかないのか、検討したかどうか。それはどうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほども申し上げましたけれども、私どもも振興決議等をいただきまして、それに基づいてそれぞれの項目について検討を進めてまいりました。いまお話し、国営分収造林の問題につきましても検討を進めてまいりましたし、そういう過程で、先ほど申し上げましたような現在日本における分収造林のあり方、また進め方がこういう形で進んでおりまして、それが私どもの判断では一応計画的に進行しておるという判断もございします。そういう意味から、さらになお慎重に検討する問題だろうというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 長官がそんな意識ですから、造林事業も進歩しないんですよ。皆さんが積極的に造林事業を進歩しようという、そういう意識がないというように受け取らざるを得ないんです。その問題は、論議しても時間がかかりますから、次に進みましょう。

次に、市町村の行う造林事業、市町村の行政との関連を持った造林事業、現行の造林補助制度には市町村の行政機関が関与しておられないわけなんです。林業が、申すまでもなく森林所有者の経済的な地位、社会的な地位を高める、しかも国土の保全を図るという、こういう目的を持つならば、末端の行政組織である市町村が地区内の造林に対しても関与することは、私はあつてしかるべきことだと思ふんです。特に、里山地域においては荒廃した山林が非常に多いわけですから、こうした地区の市町村においては林務担当の職員すら置いてないところもあるわけですね。したがって、造林についても市町村の自覚とその施策を促して、たとえば国の補助金にプラスをして市町村が補助金を出す、そうした場合においては県もまたそれに対して援助する、県がそうした措置を行った場合においては国が助成をする、こうしたことが考えられないかどうか、見解をお聞きしたいと思ふ。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま先生御指摘になりましたように、これからの林業を推進する上で市町村がやはり十分その林業振興に認識を持ってもらう必要があるということ、私どもも全くそのとおりでございます。そういう観点も踏まえまして、現在、中核林業振興地域育成特別対策事業というものを進めております。これは、市町村が中心になりまして、市町村長に造林事業等を中心にいたします計画内容で整備計画というものをつくっていただきます。その整備計画に基づきます造林その他の事業の実施を確保するために、市町村が中心になりましてその推進指導を行おうという措置でございます。こういうことによりまして、市町村が今後さらにそれぞれの地域の造林振興、林業振興に認識をしていただく、そうして意欲を持って指導していただくという姿勢を林野庁としても今後とっていただくということ、この施策を推進しておるわけでございます。先生御指摘になりましたように、今後市町村が造林推進の中心的な役割として今後とも努力してい

ただくということについては、私どもも積極的な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

一方、民有林造林の全体の中での市町村の役割りというものを考えてみますと、総造林面積の約六%程度で、必ずしも割合としては高くございませう。ただ、この市町村が行う造林につきましましては、農林漁業金融公庫の資金の融資枠の確保などを行うこと、これは起債許可方針におきまして融資率の引き上げをやっておりますけれども、そういう措置をいたしまして、今後市町村がさらに積極的に自分の山にしましても造林を推進していきけるような対応をしてまいりたいというふうに考えておりますが、これからの造林を推進する上で市町村が中心であるということについては、私どももそのとおりだろうというふうに考えておりますが、一方、造林の補助のあり方につきましましては、現在、国側とそれから都道府県がやはり補助をいたしております。こういうものを中心にして今後とも推進していくことがいいのではなからうかというふうに考えております。

○村沢牧君 森林がだんだん崩壊してくるんですけれども、森林の崩壊は、先ほど私が申しましたように、山村の疲弊だけでなく都市の崩壊にもつながってくるわけです。何回も言っておりますけれども、森林の持つ公益的機能を維持増進をするために、地方公共団体の治山治水対策あるいはまた発電を行う電力会社の水資源を確保するため造林対策、こうしたこともっと積極的に林野庁は推進をさせるべきだというふうに思うわけです。

たとえば、愛知県の行っております水資源確保の基金制度、こういう基金制度を設けて、その利子によって造林なりあるいは保育を行っている。かつて長野県は、電力会社に協力を求めて水源涵養のための電源造林なんてこともやったことがあるんです。このような地方公共団体の造林あるいはまた育林に対するあり方について、林野庁はどのようにこれを評価をして、さらにこれを推進

をされていくような指導を持つかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 森林が持ちます公益的機能の中に水資源の涵養という公益的機能、これは非常に大きなものであろうと考えておりますし、先生の御指摘のとおり、そういう意味で造林も非常に意義があるというふうに考えております。そういう観点から、数県におきましてはそういう考え方で、俗に言いますと受益者負担と申しますか、そういうもので対応しているところも私も認識いたしております。また、一般的に、森林の造成あるいは維持に對します費用について、一部その受益者が負担すべきであるという声が近年高まっております。

そういう観点から、昭和四十九年度から二県以上にまたがります重要流域につきまして、森林造成維持費用分担推進調査というものを実施いたしております。こういう調査を実施いたしまして、森林の有します諸機能あるいはその費用負担の実情、受益者の実態等につきましましていろいろと調査を行っております。この調査結果を利用いたしまして森林の造成維持、この負担のあり方等を今後検討して打ち合わせ等も進めておる次第でございます。こういう調査結果を踏まえて、五十二年度から水需要の逼迫が見込まれております重要水系におきまして、上下流の都道府県等が共同して費用を分担して計画的に水源林の造成整備を行う場合には、特別の助成措置を行います共同水源林造成特別対策事業というものを実施しております。こういうことによりまして、私どももやはり今後この問題については、さらに検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 いま長官の説明のあったいろいろな施策ですね、さらにこれを発展さしてください。そのことを要望しておきます。それから次は、造林に必要な苗木の問題でありますけれども、私はこの苗木は無償交付したらど

うかという考え方を持っているのです。大規模山林所有者の行う大きな造林は別としても、小規模造林の一定面積に対しては苗木の無償交付、つまり苗木代の全額補助制度をとったかどうかということなんです。なるほど現行の補助金は、大体苗木代に見合う程度の補助金にはなっておりまして、けれども、しかし苗木代については全額補助、労務費その他の諸経費については四割以上の補助をする、これくらいの思い切った措置、予算にしたらそんなに大きな金じゃないと思うんだけど、皆さん考えられたらどうかと、考え方について提案をし、要求をするのです。

○説明員(須藤徹男君) 先生御承知のとおり、造林事業は公共事業として、森林の造成を目的としたしまして人工造林を行った場合に補助をするというにいたしておりました。苗木代はもとより、地ごしらえ、植えつけ等にかかる労賃等を含めまして全体の造林費用を補助対象としておるのでございまして、苗木代のみを切り離して無償交付するという形をとることは、いま言いました公共事業という観点から言いますと非常に困難であるというふうに考えておるのでございまして、したがって、今後とも苗木代、地ごしらえ費あるいは植えつけ費等の造林経費及び保育経費に対する助成の拡充を図る中でその造林事業の推進に努めまして、先生がおっしゃるような御趣旨に合うようにやっていくべきであるというふうに考えておるわけでございまして。

○村沢牧君 指導部長、そういう制度上苗木代だけ取り出して無償交付にするのは困難である。私は、そういう意図を持った、苗木代が無償交付になったと同じようなやつぱり補助全体が率が上がってくる、そういうことについては今後検討するということはいいいですね。やりますか、補助金を上げると。

○説明員(須藤徹男君) これは先ほどの御質問にもございましたように、いまの造林補助制度というのはいろいろな査定係数というのを使ってやっております、現在標準補助率は確かに国が三、

県が一と、いわゆる四割補助ということになっておりますが、たとえば保安林造林でありますとか計画造林でありますとか、いろいろそういうようなものにつきましましては、査定係数をもちまして六八%ぐらいまで補助率が上がっておる現状でございまして、先ほどの御指摘ございましたように、苗木代しかないというところは、四割補助という場合にはあるいは地域によってはそういうところがあるかもしれないが、必ずしもそういう実態ではないというふうに私も認識いたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、やはり査定係数で十分とれるものにつきましては、今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 それでは、最近年度における造林補助金の予算額と決算状況はどういうふうになっておりますか。

○説明員(須藤徹男君) 五十二年度予算は全国計で二百五十五億九千九百万ということになっておりまして、五十三年度予算が三百十八億七千八百万、一二・四・五%の伸びということに相なっております。

○村沢牧君 決算——五十二年度予算をもって幾ら補助金を出したんですか。

○説明員(須藤徹男君) 五十二年度の決算はまだできておりません。

○村沢牧君 五十年、五十一年は、最近年度で言うてください。

○説明員(須藤徹男君) ただいま資料をここに持ってきておりませんので、後ほど御報告いたします。

○村沢牧君 資料は後ほどいただくにしても、造林補助金は本年度これだけ必要としますという予算を持っている。その結果、決算ではその点予算いっぱい使っていますか。正確な数字は別として、五十一年、五十年、四十九年。

○説明員(須藤徹男君) 五十一年度までは使っておりますが、五十二年度は一部の地域におきまして造林が進まないということを使っていない実態

がございまして。

○村沢牧君 私の調査によれば、造林補助金の予算は農林省予算で計上しますが、いつも大体補助金の予算を課した額まで使っておらない。これは無理に使えと言ふんじゃないですよ、造林しなきゃ使えないんですけれども。こういう予算を組んだから、そうだったら補助率等を高めて予算も処理すべきだし、あるいはまた造林が促進するようにすべきじゃないですか。

○説明員(須藤徹男君) ただいま申し上げましたように、地域的に非常な差がございまして、本州各県ではむしろ予算が足りないという状況でございまして、北海道におきましては、計画どおりの造林が進まないということでは、計画どおりの造林が進展しないということでは、計画的に補助金を余すという結果になっておりました。全体的に補助率を上げるというわけにはまいりませんので、残念ながらそういう結果になっておるわけであります。

○村沢牧君 次は、間伐対策について伺います。

○説明員(須藤徹男君) 育林の面から見ても、あるいは国産材の需要供給という面から見ても、今後重点を置かなければならぬのは間伐対策であるというふうに思っています。間伐をしなれば、せっかく補助金を出して造林をした森林もだめになってしまうわけですね。戦後、拡大造林をした山林は、逐次間伐時期になってきておるわけですが、この間伐材の価格や需要が非常に伴わない。したがって、間伐はきわめておくれいているというふうに私は思う。最近年度における間伐をしなればならぬ人工造林に對して、どの程度の間伐が行われておるのか。それから、今後における間伐の必要性について同時に答えてください。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘のように、森林を造成いたします過程におきまして、間伐というのは一つの森林育成のための大きな手段でございまして。したがって、やはり間伐を的確に行うことが将来に向かって期待できる森林を形成するということでもございまして、間伐については、私どもとしても積極的に推進できるように対応はしていかねばならないというふうに考えております。

○村沢牧君 間伐の必要のあることは、いまお話

しがあったとおりだしも認めております。しかし、現在間伐率が三〇％、これも非常に大きな問題だと思えます。この間伐を促進するために林野庁は、昭和五十一年から五十二年にかけてお話をあつたような林業改善資金とか間伐林道あるいは間伐パイロット事業なんかを行ってきたわけですが、最近の円高不況等の影響によって間伐はますますもうできなくなつてしまつたんです。したがって、いままでの施策であつては不十分です。森林組合法の単独立法をつくつたんですから、森林組合が行う間伐の促進について必要な施設に対するたとえば助成あるいは需要拡大のための試験研究、流通対策をもっと積極的に立てるべきだというふうに思ひますけれども、その点はどうか。

○政府委員(藍原義邦君) 間伐を推進するためにまず何よりも大事なことは、間伐材の利用面の拡張、これが私は大事ではなからうかと思ひます。先ほど申し上げましたように、かつていろいろな面で利用されておりました間伐材が、最近では非常に利用面が狭められたということ。しかし、これもやはりこれからの間伐材の利用の仕方の技術開発等々、あるいは普及というものを考えて対応していけば、その対応は図り得るのではなからうかということ、御存じのように、五十二年から木材技術センターというものを設置いたしましたので、そこをたいては間伐材の需要の開発なりを検討いたしておりますけれども、こういう利用の面のこれからの開発を図ることとあわせて、先ほど申し上げましたいろいろな対応をしていく必要があるというふうにわれわれも考えております。そういうものを通じまして、私どもも今後間伐が推進できるような方途につきましては積極的な対応をしていきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 次に、外材の問題についてお伺いします。

なつて外材の供給がだぶつておる、まさにこうなつたことが国内の木材市況を圧迫して需給の均衡を破つたことが、林業に対する魅力の失ひ、山離れになつておる大きな原因にもなつておるわけなんです。木材の自給率は、先ほど指摘をいたしましたように過去最低になつておる。これに比例をいたしまして外材の供給は六五・一％、過去最大になつておるんです。このことが、国内の木材の自給率が伸びない、これは外材の輸入に大きな原因があるということも申すまでもないというふう思ふんです。

そこで、通産省、最近の外材の輸入状況、それから国内における需要供給関係、これは通産省にも林野庁にも両方関連してくるというふうに思ひますけれども、まず通産省の方から答弁してください。

○説明員(篠浦光君) 外材の輸入動向でございしますが、初めにここ数年の外材の輸入動向を見ますと、景気の低迷とか住宅着工戸数の停滞という事情を反映しまして、昭和四十八年をピークにしまして減少あるいは停滞という傾向を示しております。

若干数字で申し上げますと、これは丸太と製材を単純に足し合わせた数字でございしますが、四十八年に五千二百立方というところでございしましたが、四十九年には四千七百六十立方、それから五十年が底でございまして三千八百立方というふうになりまして、五十一年には四千四百九十立方、それから五十二年には四千五百四十立方というところで、五十一年、五十二年は五十一年の底よりはふえましたけれども、五十二年もほぼ五十二年と同様の数字になつたということでございます。

それから、若干最近の数字を月別に申し上げますと、五十二年の前半には景気が大分底をついて先行き明るくなるだろうということで、その前年五十一年の同月を上回るという水準で推移したわけでございますが、その後景気の回復が思ひにくくないということで需要も停滞したということで、

五十二年、昨年の八月以降ごろは実数の面でも、それから前年同月比にしましても外材の輸入は減少して現在に至つておるということでございします。

○政府委員(藍原義邦君) いま通産省の方から御説明ありましたけれども、さらにそれを地域別に見ますと、たとえば米材、南洋材、ソ連材というふうに分けてみますと……

○村沢牧君 長官、時間がございせんから、そういう問題いいです。

いま外材は停滞しておるというお話があつたんですが、こういう停滞しておる外材の国内における需要供給関係はどうか。なるほど輸入は停滞をしております。しかし自給率は最低でしよう、国内の木材は。その関係について答弁してください。

○説明員(篠浦光君) 輸入材の依存率でございしますが、四十八年、先ほどピークと申し上げましたときが六四・一％外材に依存しておつた、四十九年六五・一％ということでございますが、五十一年、五十二年——五十二年はまだでございしますが、五十一年は六五・一％ということで、四十八年以降外材の依存率というものはそれほど大きく動いていないというふうに言えようかと思ひます。

○村沢牧君 長官にお聞きをしますが、白書も一つの項目の中に、外材の輸入等の影響も大きいということが報告されておるようですけれども、それじゃ自給率が余り関係ないと思へば、外材が入つてきて国内の生産に影響しているというのは何ですか。価格ですか。国内の木材の自給率が三五・九％ですか、最低になつたということは、これは外材の関係ではないですか。

○政府委員(藍原義邦君) 自給率が一番低くなつたということは、全体の需要供給の関係から見れば、先生御指摘のとおり外材が入つたからというう形になつたわけでございます。ただ全体として見まして、先ほど申し上げましたけれども、木材全体が緩和基調にあるということ、昔は木材とい

うのはやはりある意味で不足物資でございしました。そういう意味で、外国から材を入れていただいてそれを国内の需要に見合はしたということでございますが、現時点におきましては、全体の需給関係が非常に緩和基調にあるということで価格が非常に低迷しておるというのが実態、そういう意味で、非常に日本の林業界が不振であるということでございます。

○村沢牧君 この外材を扱う輸入商社ですね、これは商社のあり方にも私は大きな問題があるというふうに思ふんです。たとえば、商社は好況のときにはあの南洋材に見られますように、大規模な機械化伐によって自然を破壊して相手国から非常な非難を受けたんですね。それからまた、相手国の木材価格を高騰させて相手の国から輸入を削減をされる、あるいは従来丸太で輸入していたものが製品に変わつてくる、いろいろ強い施策を出されておるわけですね。

この輸入商社のあり方、このことを一つお伺いいたしますと、もう一点お伺いしますけれども、木材はなるほど自由化品目でありまして、商社の思惑あるいは円高によって無計画にこれを取り扱うならば、先ほどから申し上げておりますように、外材によって国内の林業生産は成り立たなくなつてしまふわけです。したがって、国産材の供給に見合うような安定的な輸入をすることは当然でありますけれども、需給の調整と木材価格の安定について基本的な聞きたいというふうに思ふんです。そのために、政府は国産材をベースとした的確な木材需給計画を立てること、それから木材の一元輸入機関を設けること、さらに、商社の自主的規制に任せるんじゃないで、関係機関を網羅した調整機関をつくる必要があるというふうに思ひます。

そこで、需給計画、一元輸入、調整機関についてはどのような考え方をもち今日まで対処をされておられますか、通産省と林野庁両方にお聞きをしたい。

○説明員(篠浦光君) 初めに、商社活動について

のお話がございましたので、若干御理解を得たいと思うのですが、わが国木材につきましましては、国内の資源の制約ということがございまして、相当程度外材に依存せざるを得ない、輸入せざるを得ないという事情にあることは御存じのとおりでございます。そういったことで、一つ商社活動というものが必要とされておる。

それからもう一つ、特に南洋材についていろいろ問題の御指摘があったわけですが、生産なりは現地の、東南アジアでございまして、生産なり輸送なりの体制が不十分だ、未確立だということで、道路をつけるとか機械を入るとかいろいろ多額の先行投資が必要だというのが現状でございます。そういうことで、ある程度需要を予測して、先行きを予測して見込み輸入せざるを得ないという事情もございまして、そういったことを商社が担当してやっておるというような事情があるわけでございます。

まあ、それにいたしまして、商社の役割り、それからその活動が、相手国なりあるいはわが国の林業にも大きな影響を及ぼすという事情はございますので、四十八年の五月でございまして、これは木材だけではございまして、商社といった貿易関係者をメンバーとしております日本貿易会というのがございまして、そこで商社みずからの行動基準ということで、総合商社行動基準というのをつくっております。ここでは、国際協調あるいは国際信義、そういったものを重んじ、それから国内の関係企業あるいは関係産業、そういったものとの協調を図りながら活動をしていくということをやったっておりまして、通産省といたしましても、そういった線に沿って商社がさらに自主的に適正な行動をとるということを期待しておるわけでございます。

それから、南洋材の関係でもう一点補足しますと、四十九年に東南アジア——フィリピン、マレーシア、インドネシア、それからパプア・ニューギニアという国の木材の生産者でSEALPAというのをつくりまして、そこでいろいろ内部的に

も活動しておるわけでございますが、日本の商社、木材輸入業者の団体であります木材輸入協会、これがそのSEALPAとも定期的に会合を持って、日本の需要見通し、あるいは現地の生産の状況、そういったものをいろいろ協議して、外材の輸入が円滑にいくようにということで活動をいたしておりますので、そのあたりの活動も期待しておるということでございます。

○政府委員(藍原義邦君) 木材の需要を見通す場合に国産材をまず中心にすべきではないかという点の御指摘でございますが、私どももそのとおりと考えておりまして、現在、先ほど御説明いたしました五十三年度の見通しにつきましても、需要量全体を見通しまして需要量がどのくらいあるかという見通しをまず立てます。それに対しまして、供給の方につきましては、国産材の供給をまず踏まえまして、この国産材の供給と需要との差を外材の輸入で賄うという考え方に立っております。

この国産材の供給の見通しでございますが、これにつきましては、都道府県が現在、素材需給動向調査というのをやっております。これをもとにいたしまして国産材の供給量というものを私どもも把握し、さらに国有林につきましては、国有林の伐採計画がございまして、そういうものを両方加えましてその見通しを立て、需要から差し引いたものを外材で対応していこうということとして、需給計画を立てておるわけでございます。

それから、一元輸入をすべきではないかという御指摘ございましたけれども、御存じのとおり木材というものは現在ソ連材、米材あるいは南洋材等々、いろいろな地方から入っておりますけれども、基本的にはまず自由化されておるという問題でございます。また、ガット等、国際的な場におきましても貿易の拡大という要請もございまして、そういう状況と、また一方、産地国では丸太輸出の規制というような動きも見られておりまして、こういう国際的な状況を判断いたしますと、先生ただいま御指摘になりましたような一元化と

いうような方向でやることは、私どもとしては適切ではないのじやなかろうかというふうに考えております。

そういう観点から、逆にそれでは野放しでいいのかということになりますが、私どもとしてはやはり安定的、計画的に外材が輸入されることがこれからの日本の木材需給を安定することでもあるし、ひいては林業を振興することにもなるという考え方から、やはり木材は非常に短期的に変動がございまして、そういう短期的な変動を的確にとらえるような需給見通しといえますか需給計画の策定、それから在庫等をさらに的確に把握するというような問題、こういう問題を中心にいたしまして情報の開拓を図っていくこと、こういうことによりまして適切な行政指導をしていくということ、これが現時点で私どもとしては非常に適切なものではなからうかというふうに考えておりますし、こういうものに今後とも的確な努力をし対応をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 外材の輸入について、行政指導で長官が言われるように簡単にできるものだったら、今日こんなに苦しんでおられないですよ。できなところの問題がある。私は時間がないから、それ以上この問題について突っ込んできようはやりませんけれども、調整機関なりあるいは需給計画、さらに積極的な姿勢を林野庁出してくださいます。

次に、林業労働者についてお聞きをいたしました。森林組合の二大事業であります林産生産事業と造林造成事業、いずれも作業班の活動が最大の課題になっているわけでありまして、林業白書によっても、現在林業労働者は二十二万人前後で前年と余り変わりがない。あるいはまた農林省の資料によれば、森林組合の作業班の人数は五万七千人前後であるというふうに言われているわけです。別の資料の、これも林野庁の資料でありますけれども、林業労働力の将来展望、これによれば、林業労働者は年々減少することが予想されるという

ふうに言っているわけです。私もそういうふうに思います。数の減少は問題でありますけれども、それ以上に問題なのは質の落ち込みであります。つまり、若い労働者が少なくなつて高齢化していることであります。このことにはいろいろ原因があります。一々私は申し上げませんが、しかしこのまま放置することはできないわけですね。つまり、林業労働者を失うということは森林の守り手を失うということなんです。

そこで、具体的に二、三の問題についてお聞きをいたしますけれども、まずこの林業労働者の社会保障、雇用の安定、こういう労働条件は他の職種に比べてきわめておくれおるわけです。林野庁もなるほど林業労働者の退職金制度なんかもつくっておりますけれども、これも完全なものではない。私はこの点で指摘をし要求をしたいことは、この退職金共済制度を中小企業退職金共済法による制度に当てはめていく、そこまで発展をさしていくべきではないか、そのように思いますが、どのように考えておられるか。

それから次に社会保障の関係で、社会保険も労災保険も適用があるわけですが、御承知のように特に労災保険に至っては掛金が非常に率が高いわけです。したがって、事業主である森林組合の負担もなかなか大変であります。森林という特殊な業種でありますから率の高いことはわかっていまして、他の業種に比べて高い率の、いわゆる一口に言うならば上積み保険料といえますか、こういう高いものに対して県なり地方公共団体が林業労働者を育成するために補助をしていく、森林組合に対して、そういうことをやった場合においては国も何らか積極的な施策を出せますか。そのことが二点。

それから三点目には、林業労働者の福利厚生施設、福利関係はほとんどないわけですね。したがって、作業班も含めて、あるいは林業後継者も含めて、林業従事者の福利施設あるいはグループ活動の拠点施設、こうしたものに対して国が積極的な施策を出せないだろうか。

当面、この三点について答弁して下さい。

○政府委員(石川弘君) 林業従事者の方々の社会保障制度でございますが、雇用保険等で一応失業問題等に対する制度も強制適用になりましたので、残りましたものがいま御指摘の退職金問題でございます。

御承知のように、非常に断続的な雇用をするとかということがございまして、なかなか普通の退職制度に乗りがたいということがあったわけでございまして、いま御指摘になりましたように、中小企業の退職金共済制度の中で、建設業とかあるいは清酒の製造業につきましてこういう断続的な雇用も含めた特定業種の退職金共済制度というのがございまして、私どもこれの適用を図ろうと考えております。五十三年度の予算に措置をいたしておりますが、五十三年度から五十五年にかけて三カ年間で、この特定業種の退職金共済制度へ移行することを前提といたしまして、掛金に対する国庫補助を考えております。最初の五十三年度では二万五千人程度から始めますが、五十五年度には四万五千人ぐらゐがこの制度に乗れるようにということで予算措置もいたしておりますので、これにつきまして、今後とも多くの方々が入されるように行政指導もしていきたいと思っております。

それからその次に、労災につきまわしたる掛金につきまわして、市町村とか県が何らかの援助をしているのを国が肩がわれないかという御指摘でございますが、これは御承知のように、その業種によりましてある種の危険率を算定しまして、それによつてそれだけの掛金がかかるという制度になっております。それを国自身が、一応援助措置が中に入つてゐるわけでございますから、国がもしそれにさらに上乗せをするというのであれば、そういう掛金の率そのものを動かしたらいけないかという論法につながりまして、まことに申しわけないのですが、国がその上に県、市町村というようなものに肩がわるといふ手法はとりにくいと思ひます。

したがいまして、私どもとしては、実質的にそういう事業者の負担がなるべく下がるような方法といひますか、まあたとえば一つの例ではございますが、いろんな公的機関がそういう事業体に発注いたしますときに、そういう負担部分にわたりますものを公的な計算上の単価に織り込む、そのことは実質的にそういう事業者が支払うべき原資を見たということになりますので、極力そういう形で、実質的に事業者が払いにくいというところがないようにという、そういう手法で接近をしていきたいと思います。

それから、もう一つ御指摘の、各種のそういう林業労働者の方々や、あるいは後継者の方々が利用できますような福利厚生施設みたいなものを整備したという御提案でございますが、これにつきましては、いわゆる二次林構の事業の中に協業活動の拠点施設、協業センターというようなもので呼ばれておりますが、こういうものも助成対象にいたしておりますが、こういうものの中でいま御指摘のような福利厚生の事業内容のこともこの中に含まれるというふうな姿で、今後とも援助を続けていきたいと思います。過去におきまして、そういうものを使ひまして、ある程度集会所施設とか、あるいは宿泊の施設だとか、あるいは各種の地域の相互交歓とか情報とか、そういう活動をすることがある場合を整備いたしておりますので、今後ともこういう形で進めていきたいと思います。

○村沢牧君 労働省にいますか。——林業労働者対策として重要な問題の一つに安全衛生があるわけですが、近年、林業労働者に対して白ろう病患者が大変に多くなつてきておるわけですが、民有林の労働者の中で白ろう病の実態について現状を説明してください。

同時に、国有林については、林野庁になるといふふうな思ひますけれども、国有林の方も数だけではないですから報告してください。

○説明員(増田雅一君) まず、民有林の患者数から申し上げます。

民有林における振動障害の業務上の認定者数

は、昭和五十一年度末で千四百四十八人でございます。

なお、年度別に最近の新規の認定者数を申し上げますと、昭和四十九年度では二百四十一人、昭和五十年では五百五十六人、昭和五十一年度では八百九十九人となっております。

○政府委員(藍原義邦君) 国有林は、五十一年度末現在で三千四百三十三人になっております。

○村沢牧君 労働省、千四百四十八名、年々数が多くなつてきているわけですが、これは労働災害保険の認定をした数ですね。それはまあ資料を読めば、あなたに聞かなくても資料を要求すれば出てくると思ひますけれども、認定に至らないのがずいぶんおるわけですね。これは一体労働省として、労働者の安全衛生を担当する省としてどんな数がおるのか、それを把握してありますか。

○説明員(林部弘君) お尋ねの、まだ発見されていない患者の問題になるのかと思うのでございまして、この振動病というのなかなか診断がむづかしい問題がございまして、結局患者として把握するためには最終的には医師の診断というものが必要となるといふことで、先ほど労災課から御説明いたしました数字は、私どもがいわゆる振動病として診断の確定した数字としてとらえてい

るものでございまして、したがいまして、現実に見えていない患者の問題につきまわしては、どのようにして健診の実施率を上げていくかということによつて現実にはその実態がとらえられるというふうな考へておるわけでございます。私どもの現在のところ考え方としては、いわゆる健診といふものをどうしてその実施率を上げていくかというところによつて、いま先生の御指摘のございまして潜在患者といふものをまさに的確にとらえていくといふことになつていくのじゃないか、こういうふうな考へております。

○村沢牧君 認定をした数はわかりませんが、まだ発見をされておらないという答弁があつたんですけれども、白ろう病の場合には、御承知のとおり健康診断してもA、B、Cなんてランクをつけ

ますね。Cの場合においてはしびれや痛みやこわばりが明らかであつて、これは労災として認定をする。この数がそうでしょう。BやあるいはAに該当するものだつて、ましてやBに該当するもの、そういう健診の結果、労災の認定にはならないけれども、そういうのはたくさんおるわけですね。発見をされておるんですよ。その実態をどういふふうにつかんでおるんですか。

○説明員(林部弘君) ただいまの御質問に対して健診サイドから申し上げますと、私どもが健診サイドからつかまえております状況からいいますと、現実には巡回健診、これは委託方式の健診でございますが、林業労働災害防止協会に委託をいたしまして実施をいたしました巡回健診の結果によりまして、いわゆるこれはBということには必ずしも該当しないのでございまして、何らかの所見があり、精密健診を通じて医師の精密な診断を要するのではないかとところにつながらる方々が、健診を実施した対象の中の約四〇〇％を占めてい

○村沢牧君 数は。

○説明員(林部弘君) 数的には、直近の林業災害防止協会委託の昭和五十一年度分の結果でございまして、健診を実施いたしました一万六百七十六名中、いづゆる精密健診回しと言われている者が四千四百五十一名でございまして、その率は四一％になるというのでございまして。

○村沢牧君 ですから、いま答弁がありましたように四一％、四千人以上の人が白ろう病ではないかと、ほぼ白ろう病に近いということがわかつてゐるわけですね。ですから、これに対して、特に民間の林業労働者については作業が出来高給が多いです。どうしても長時間無理をして働きますから、そして同時に雇用形態もいろいろまちまちでありますから、なかなか把握もできたいしまた放任をすることができないといふふうな思ひます。国有林は、まだ何といつてもそれは把握する方法はあると思ひます。したがつて、労働省とし

てもこの健診の充実、それから把握、予防、このことをもっと積極的にすべきだというふうに思いますが、いまのようなあり方でもつては私は怠慢であると言わざるを得ないんですが、どうですか、その辺は。

○説明員(林部弘君) 私どももいたしましたしては、それぞれの職域における労働者の健康を守るというところは事業主の責任であるというふうに原則としてはとらまえているわけでございますが、ただいま先生の御指摘がございましたように、この林業労働の場合にはいろいろな不利な条件その他いろいろ背景がございますので、できるだけ私が先ほど申しました健診の実施率を上げるという目的から、事業主に対しては健診に要します費用の二分の一程度を助成をしていくということによって、健診全体の実施率を引き上げていきたいというようなことを四十八年以来実施してきているわけでございます。実施当初先ほど申しました委託巡回健診の実施者がわずかに五千数百名程度だったものが、五十二年では恐らく一万四千名ぐらいいまでになるのではないかとこの見込んでおるわけでございますが、そういうことで、そういう何と申しますか、健診が少しでも円滑に実施されるような誘導策を講じてきたということでございます。

○村沢牧君 それでは、白ろう病の認定と医療補償についてお聞きをしたいんです。率直に申し上げて、私は白ろう病の労災の認定になるまで、この認定に至るまでがなかなかめんどろです。手続もなかなか大変だし、また何回も健診を受けなければならぬという非常にめんどろくささがあると思うんですが、もう少しやっぱりこんなことを簡素化できないかどうか。これだけ心配になるような人たちがたくさんおるんだから、もっと認定をして、早く治療なりいろいろと保険の適用等をすべきだというふうに思いますが、そのことは要請しておくにいたしまして、特に問題なのは、いわゆる認定に至らない白ろう病にかかっている人ですね。いまお話しがありま

したように四千何人の中にはAという人もあるでしょう、多くの人はBだと思ふんですね。この人たちは保険の対象にならないわけですね。認定になれば労災保険の対象になると。つまり厚生省は、白ろう病は職業病だという、健康保険には業務上の疾病は健康保険の対象にならないわけですね。ところが労働省の方は、これは労災の認定の基準まで、Cまでいかなければ認定できませんよ。そうすると、これらの人たちはどの保険の対象にもならないわけですね。しかし、この人たちは現に病院に行つて治療を受け、休養もしているんですよ。その負担は全部事業主であり、森林組合なり、あるいは雇用者が全部負担をしているんですね。この矛盾を労働省、厚生省両省はどういうふうに考えますか。

○説明員(坂本龍彦君) 厚生省の考え方を申し上げます。

健康保険は、ただいま御指摘ございましたように、業務外の原因による疾病に対する給付を行うというところになっておりますので、業務上ということになれば、これは健康保険からは給付が行われないわけでございますが、業務上であるが業務外であるか、この判断というのは非常にケースによつてはむづかしい面もございします。しかし、いずれの制度からも給付がないということは、実際そういう問題があるということとは避けなければならぬというところでございしますけれども、私どもの方では、たとえば一応白ろう病というように形で病院に行き、あるいは休養のために補償が必要であるというふうなケースが出てまいりました場合には業務上に該当するのではないかとということで、請求のあつた方なり、あるいは労働災害補償保険の関係の部局なりに御連絡をとつて、そうして業務上の認定ができないものかどうか、こういうことは連絡をいたしております。

しかしながら、専門的な判断をされてどうしてもこれは業務上ではないと、こういうような認定がはつきりすれば、その限りにおいて業務外という判断をいたしまして健康保険の給付をする、と

こういう措置も実際は個々の調整をいたしながらとつておるわけでございします。今後ともそういう観点から十分関係のところと調整をとりながら、どちらからも給付がないというふうなことはしないようにいたしたいというふうに考えております。

○村沢牧君 厚生省はどちらからも給付が受けられないことのないようにやると言つていますが、現実にあるんですよ。なるほどこの白ろう病は業務上である。しかし、治療しなければならぬ、休養もしなければならぬ。しかし、労働省の言う労災の認定基準まで達していかない。そうすると、労災保険の対象にならないでしよう。皆さんの方は業務上だからだめだと言ふ。どっちも対象にならない人がずいぶんおるのですよ。それじゃ、皆さんが労働省に話して、職業病であるからたとえBであるけれどもこれを労災保険の対象にしないと言へますか。労働省やりますか、それを。

○説明員(坂本龍彦君) 労働災害の認定の方は、直接私どもがするということではございしませんけれども、業務上の傷病であるということになりますと健康保険の対象外になりますけれども、これは健康保険として業務上であるということがはつきりいたしますと給付はいたしかねると。しかし、労災保険で業務上でありながら給付が行われないうようなケースがあるかどうか。これは私どもはその辺まではよくわかりませんが、業務上であつても給付が行われないという問題は、私どもの方から見るとちょっと理解がしにくい、こういうことになります。

○村沢牧君 労働省は、白ろう病は、ほとんどのものが業務上ですね。だけれども、あなたたちが言う一定の基準に達しなければ労災の対象にしません。しますか、業務上なら全部。

○説明員(増田雅一君) 先生御承知のように、私も労災保険の対象となりますのは業務上の疾病でございしますが、業務上の認定をいたしますのにつきましては、いろいろ業務と疾病との因果関係を調査しなければならぬわけでございします。管

理Bの方につきましてもいろいろ自訴があるかと思ひますけれども、私も労災補償の対象とするということに至りますのは、先生御承知のような管理Cの段階になつてはつきりと白ろう病であると、業務と因果関係のある白ろう病であると認定いたしました際に労災補償の対象にするわけでございます。それに至りません段階におきまして患者からいろいろの自訴がありました場合には、これはまだ私どもの認定の対象とするには至らないというふうに考えておるわけでございします。

○村沢牧君 林野庁長官でもだれでもいいですが、これは林業労働者に対しては矛盾があるんですね。いまお聞きをしておつても、たとえばCであつてもAであつても、白ろう病であると業務上の疾病なんです。これが、あるCという段階に至らなければ、労働省の方では労災の適用にしない。厚生省の方では、職業病上の疾病であるから健康保険の対象にしない。したがつて、多くの労働者が苦しんでいるものがあるんですよ。森林組合が、雇用主が莫大な負担をよつておるものがあるんです。現実。このことをやつぱり農林省としても、きょう答弁要りませんから、これから両省に働きかけて何らかの措置が講じられるかどうか、しっかりと検討してください。

それから厚生省にお聞きしますが、じん肺の患者については特例法を設けて、じん肺もやつぱりある面においては職業病、業務上から発生する問題、これは健康保険の対象にしております。そういうことが振動病にできませんか。

○説明員(坂本龍彦君) じん肺法の関係につきましては、昭和三十三年に厚生省、労働省の関係局の通達をもつて、じん肺の法律上の別表による程度に及びまして、程度の管理四に該当すると認められるものは業務上の疾病として労災補償、それから上記以外のもので療養または休養を必要とするものは健康保険の対象とするということにいたしております。これは、その当時のことは私も余り詳しくは存じませんが、一応管理四に該

当するものは業務上の疾病であるというはつきりした双方の理解がございまして、その他のものは業務上ではないと、こういうように解釈されるということによるものだろうと思います。

現在の白ろ病につきましてここまで明確な解釈がとれるかどうか、その点が現在まだはつきりしておりませんので、こういったような扱いがなされていらないと思われるわけでございまして、白ろ病そのものがこうしたはつきりした線が引けるものかどうか、この辺は私も詳しくは存じませんので、さらにそういった問題については検討をする必要があるのではないかと考えております。

○村沢牧君 いま答弁がありましたように、じん肺も職業上から発生する疾病だと、管理区分によつて。しかし、健康保険の対象に一部はしている。振動病についてはできないかどうか、これを今後さらに積極的に厚生省も林野庁も検討してください。要望しておきます。

それから次に、今度は法律の内容に入りますけれども、今度単独立法をつくったわけですね。いままで森林法の中に森林組合制度があった。今度単独立法にしたわけですね。昭和四十九年度の森林法改正のときに、森林組合は協同組合的な性格を四十九年度ですてに鮮明にしたわけですね。ところが今度単独立法をつくったんですから、やはりやっぱり森林組合というのは協同組合的な性格を強めなければならぬというふうに思いますが、その辺はどういうつもりでこれをつくったんですか。

○政府委員(石川弘君) 御承知のように、四十九年の改正の時点で、組合の目的のところに協同組合の性格をはつきりさせたわけでございます。今度の新しい組合法でも目的の段階で、どちらかと言いますと、森林所有者の共同の利益の確保というふうなものを目的の上でも前に出してありますので、そういう意味では協同組合的と申しますか、組合の性格を明確にしたつもりでございまして、ただ、協同組合という言葉の中には、やはり

どちらかと申しますと中小企業者、中小業者と申しますか、そういうものの協同組織というイメージが非常に強うございまして、森林組合は御承知のように市町村有林とか、あるいは法人森林所有者といったようなものも含めまして協同組織でございまして、したがって、その後には事業として御承知の必須事業にございまして、森林の公益的機能の確保という面も、やはりどうしても担っていたかなければならない任務と考えております。したがって、他の農業協同組合あるいは水産業協同組合におきましては協同組合に完全に純化するということではございまして、組合員あるいは構成員の共同の利益の確保ということを目指して、若干農協、漁協とは一線を画した制度としてつくつてあるわけでございまして。

○村沢牧君 大臣いらっしゃったからお聞きしますが、いま林政部長も答弁がありましたように、四十九年に森林法改正のときには協同組合的な性格を鮮明にしたわけですね。今度単独立法をつくったんだからより私は協同組合的な性格を強めるべきだということに思いますが、そのことを確認をするならば、なぜこれを森林協同組合と言わないでしようか。森林組合法でなくて森林協同組合法、これじゃいけないですか。農業には農業協同組合があり、あるいは水産関係には漁業協同組合があるんです。なぜ森林組合だけ協同組合と言わないんですか。

○政府委員(石川弘君) 森林協同組合と言いか、あるいは林業と言いかということでございます。まあ林業という言葉を使つておりませんのは、御承知のように農協、水協等は農民とか漁民が構成員、要するにそういう職業でございますが、そういう業を行う者が構成員でございまして、森林組合の場合は森林の所有者が構成員だという意味で、林業というふうな言葉が使いにくいという感じでございます。

それからもう一つ、協同組合と言わなかったか

という御質問でございしますが、先ほども申し上げましたように、協同組合という場合はやはりそういう中小規模の方々の協同組織という言葉になじむわけでございまして、森林組合の場合は、たとえば市町村、それからかなりの法人、森林所有者といったような、いわゆる中小規模というふうな形ではなかなか統一しがたい方々を相当多く構成員にしております。これはなかなかポリウムとしてもばかにならない数が入つていらつしやるわけでございまして、そういう意味で、いわゆる協同組合という用語を使ひませんで組合という形にしたわけでございまして。

○村沢牧君 まあよくわかりませんが、この件でやつていくと長くなりますから、法案全部変えなければいけませんから次に移りますが、四十九年度の森林法改正の問題で主要な要望事項は、今後単独立法をつくりなさい、あるいは共済事業を明文化しなさい、信用事業を検討しろと、この三つであつたわけですね。このうち単独立法と共済事業は今度実現したわけですね。信用事業は今度も見送られたわけですね。森林組合制度検討会の報告によれば、「森林組合が信用事業を行うことができることとするかどうかの問題については、なお、詳細に検討を行う必要があり、今後林野庁において調査検討を進めることが適当である。」、こう報告をしておるわけですね。でも、こうした報告に基づいて林野庁も単独立法の中で信用事業はのせなかつた、見送つたというふうに思ひますけれども、そこで二、三項目的に伺ひますけれども、現段階において信用事業を森林組合に与えることのできない理由、これは何か。

次は、信用事業を行うことができる体制を備えている組合もあり、そうした組合は信用事業をやれるようにしてもらいたいという要望も強いわけですね。したがって、信用事業の規定を整備し、法制上やはい明確にしておくべきではなかつたか。二点です。

三番目に、今後林野庁は信用事業については検

討するでありましようけれども、いつごろをめどとしてこの信用事業に対する方針を出すのか。四つ目に、林野庁は森林組合を強化して信用事業を行うようなことができるような組合にして、そして近い将来において信用事業をやつたり森林組合にも認める、こういう方針を持っているのかどうか。それともやっぱり森林組合には信用事業を与えてはいけない、基本的にそういう考え方を持っているのかどうか。

○政府委員(石川弘君) いろいろ検討したところでございますが、まず今回認められなかつたという理由でございまして、たとえば漁協等は御承知のように水揚げ代金が毎日入るといふようなことで収入が非常に間断なく入つてまいりますが、林業の場合どうしても零細、分散的な組合の場合、それに若干いゆる販売事業等に対します依存度が必ずしも十分じゃないということもございまして、なかなかその資金が間断なく流入するということが期待しにくいのが現状でございまして。そういう意味で、預金を経常的に集めるということにはまだまだ不十分な場合が多いというのが一つ基本的な点でございます。それから経営基盤が比較的弱いものがまだ多うございまして、信用事業を行いますにはそれなりの要員を確保するとか、あるいは施設整備をするという必要があるのじゃないか、これにもまだまだちよつと無理があるのじゃないか、というふうなこと。

それから、これは二番目の御質問に対するお答えになりますけれども、確かにりつぱなものもあるわけでございまして。ただ、信用事業はやはり御承知のようにある程度のネットワークを組みまさんとそれなりの効率が上がつてまいりませんが、そういうもののが相当数あるという現状にはまだ若干遠いのではないかとはいふようなことが、林業の中にあるわけでございまして。それから、それ以外の外部的要因といたしましては、現在非常に金融事業がやりにくい環境にありまして、なかなか新規にそういうことをやることについては困難な事態

にあるとか、あるいはこれも御承知のように、森林組合の組合員の約九割は農協の組合員に重複しておりますので、その間の調整にある程度配慮をしなければいかぬというようなことがございまして、今回は見送らざるを得ないということになったわけでございます。

二番目のことは先ほどのことでお答えさせていただきまして、三番目の、それではいつごろこの次の検討の結果が出るかということでございますが、実は何年と申し上げるのはちょっといまの私どもの段階では申しにくい段階でございますので、決して検討を怠るわけではございませんで、ここ数年のそういう検討を重ねていかなければならないのじゃないかと思っております。

それから最後に、認める気はないのではないかといいことでございますが、今回の議論の中でも、一定の要件が整いますればそういうことも、特にみずからの木材の代金等をみずから貯金として受け入れるというふうなことにつきましては、組合の活動としてこれを拒む必要はないこととございまして、私どもとすれば、一定の要件が整うということをやつて早くつくり上げていくかということが検討の主題でございまして、制度として信用事業を認める気がないということとは全くございません。

○村沢牧君 共済制度は今回の法改正の主要な点であります。林業関係の共済制度は森林災害共済、森林国営保険、民営保険、この三つの種類であることは承知をいたしておりますが、現在森林組合が事業主体になっているのは森林災害共済保険であります。今回この共済の規定が明文化されたことは、共済制度の法的根拠を強めるだけであつて、私は共済制度の充実をも期待したものであつて、私共というふうな共済制度を、いま行つて共済制度以外に今後森林組合の行つ共済事業としては何か考えているか、どんなものがあるか。

○政府委員(石川弘君) 現在は、いまの御承知の火災、気象災の森林共済でございますが、制度と

して今後期待できるものの一つとしましては、林業種苗に関する共済等も考え得るのではなからうかと考えております。

○村沢牧君 そこでこの森林災害保険ですね、これは全森連が担当し、国営保険は政府が事業者となつてゐる。ところが、適用範囲は、森連がやつてゐるのは主として成木ですね。国営は幼樹林に納めておられます。しかし、この対象範囲——森林の範囲だとか、てん補対象災害の種類、制度の内容容はほとんど同一であつて、末端事務は森林組合で取り扱われておるわけですね。かつて行政管理局は、この国営保険と全森連の共済事業を統合したかどうかというふうな、こういう勧告をしたというところも私は聞いておるんですけれども、この二つの保険を調整するような気持ちがあるのか、将来にわたつてこういう形を續けていかれようとするのか、その辺についてお聞きをしておきます。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘のございました行管の勧告がございまして、その後四十九年に森林法改正をする機会がございました。その時点におきましても、実は国営の保険と、当時福利厚生事業をやつておりましたけれども、全森連の共済事業をある程度調整をするという考え方がございまして、内部的にいろいろと検討をしたことがございます。

その段階では、実はこれは全森連の行います共済の場合に、御承知のようにこれは農協等でございますればいわゆる農協共済の形、要するに組合が自由なみずからの組合員に対して行つてゐる共済でございますので、いわゆる農業保険等に類しますような一定の災害に對しては一種の強制加入方式をとりましたような保険方式、そういうものとの利害得失その他いろいろな議論がございまして、実は全森連共済としましては、やはりいま行つておりますような自由な共済の姿を前提といたしまして、それに何らかの援助をすべきではないかというふうな形での御要請があつたように思ひます。どうもこういう任意の共済の姿で出

発しますと、なかなかそれに対して国がすぐさま援助するという手法が非常にむずかしいございまして、そのときそういう案とも一つ、それで国営の保険を第一線から外しまして、むしろ森林組合が行います共済を若干強制保険的のニュアンスを持たせながら、国営は異常危険に對応します再保険に下げたらどうかというようなことで調整も試みたのですが、実はその段階ではうまく調整ができなかつたということがございます。

それから、今回の立法の際にも、御承知のように検討会の中でも年齢別区分をして国営保険は一、二齡級、それから三齡級以上を森林組合が行うという形での年齢区分で両者の共済を分けたらどうかというふうな調整案がございまして、これも実は内部的にかなり詰めてみたわけでございますが、これは実はそういう年齢区分をしまして、ただを国営が持つて、それに対して何らかの援助をして料率が高くなるべく上がらないようにという形にしまして、実は三齡級以上を自主保険でという調停案であつたわけでございますが、これも実は森林所有者等がまず第一義的に共済責任を持つて、その異常危険部分を国がさらに援助をしていくというふうないまの農協その他の制度に比べますと、非常に異常な姿と申しますか、比較的軽いところだけをもちまして重いところは国がみんなしよえという、そういう手法が果たして保険的にうまくいくのかどうかということ、これはなかなか議論のあるところでございまして、これも調整半ばにして実は現段階で調整することが困難であつたという、二つの調整がなかなかできなかったという過去の経緯がございまして。

私もやはりよくよく考えてみますと、どちらかというところ、いままでの調整が、二つの共済の事業体の事業間調整というふうなことで実はやつてはうまくいかなかつたわけでございますが、これはやはり森林所有者、森林を持つてゐる方がどういうことを真に共済に求めているかという原点に立ち返りまして、もう一度基本的に検討して見直

す必要があると考えておりまして、たまたま今回のこの法制度の改正によりまして、共済事業につきましましては法的に確固たる何と申しますか根拠を得ました制度になりますので、片一方でこの森林組合の共済を助長させながら、もう一度、過去の二つの調整方式があつたわけですが、いずれも実は成功しておりませんので、さらにもう少し別の角度で、まあ方向としましてはこの二つの方向のいずれかということだと思つてゐるのですが、さらに内容を詳細に詰めて、できるだけ早い機会に両者の調整を図りたいというのが基本的な考え方でございます。

○村沢牧君 農業関係には県の共済連があり、それから全国共済連がありますね。水産関係では全水共という共済事業団体があるわけですが、林業については全森連の強い言葉で兼業事務であるわけですね。なるほど現在は事業規模が小さい森林火災保険であるから新しい共済団体を設けるといふことは直ちに困難である、このことは私はわかりますけれども、今後共済の加入拡大を図つて、いま部長が言われましたような、いろいろこの制度も改善を図つて共済運営団体をさらに強化していくというふうな考え方があつたかどうか。

○政府委員(石川弘君) いま申されましたのは、まさしくいわゆる自主的な共済のほかに、若干強制力も伴つたような共済団体をつくらうというふうなことに近づくような立法の考え方もあり得るわけでございますが、実は森林組合がやつております共済事業を別途独立させる必要があるかどうか、また別途独立させました場合に、森林組合の持ちます、若干先ほどから申し上げておりますように、協同組合と若干違つた森林の保護培養という公的使命も持つてゐるというふうなことに絡ませまして、そこまで独立させなくてもやれるかどうかというの、実はこれからのこの共済問題の検討の一つの課題だと思つておりますので、私ども強化をしていけば必ず森林組合のいわゆる自主的な事業から分離せざるを得ないのだとは割り切つて

おりませんので、その辺はいまからの検討の重要な課題だと考えております。

○村沢牧君 森林保険の保険事故についてですけれども、保険事故は火災と気象災害に限定されておるわけですね。最近火山法の改正によって火山現象、いわゆる降灰も国営保険の対象になる、こういうふうに加えられるわけですから、欠けているのは病虫、獣ですね、この害は除かれておるわけなんです。この点、他の農業関係や漁業関係に比べて不備であるというふうには私は思いません。特に最近では虫害や獣害が多くなって、たとえばマツクイムシあるいはカモシカ、野兎、野鼠、こういう被害が多くなっているんですけれども、これも事故対象にすべきではないかというふうには私は思っています。今回の特に法の改正によって、森林組合の行う事業として病虫害の防除や森林の保護の事業が必須事項として今度新しく加えられたわけですから、これらにかんがみましても、この森林保護というのをやっぱり保険の面からもさらに拡充する必要があるんじゃないか。これは森林は国土の保全のために、あるいは公益的的使命を果たすために大きな貢献をしているんですから、国が金を出したって当然のことだと思ふんですけれども、そのような森林保険の事故対象について充実していく考え方はないですか。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘の中で、野兎、野鼠の被害というのは相当ございます。野兎、野鼠につきましても、これは野兎、野鼠を駆除するというか、この防除のこともあるのです。比較的一般的に全国的に分布いたしておりますが、被害も、何と申しますか、保険設計上もある程度考えられるようなものでございまして、実は昨年からことしにかけて検討いたしました際にも、野兎、野鼠については森林保険の対象に加えるというふうな方向で検討すべきではないかという結論を一応得ているところでございますので、先ほど申し上げました検討の経過の中で考えていきたいと思っております。ただ、カモシカにつきましても、これは被害が出ますところが非常に特

定いたしておりますので、そういう意味では危険分散をしにくいという、要するに保険設計が困難な、もし掛けますと、猛烈高い保険料を要するところだけが掛けるというふうになりますので、カモシカはちょっと保険対象という形ではなくて、むしろカモシカの被害をどう防除するかという方で接近すべきじゃないかと考えております。

マツクイムシにつきましても、これも発生が比較的特定しておりますということもかようなこととで、保険設計をやりましますと非常に高いものになりそうでございます。それからもう一つ決定的なのは、いまは無審査でばつと入れることをやっておりますが、マツクイムシなんかにつきましても、そういうことをもしやりますと、枯れそうになつてから駆け込んでくるというようなこともありまして、これもなかなか保険設計上むずかしいというところで、むしろマツクイムシの防除という姿で今後をやつていきたいと思ひます。したがって、いま御指摘の中で、野兎、野鼠が保険上何らかの手を打ち得る対象ではなからうかと考えております。

○村沢牧君 その事故対象の拡大については、さらに積極的な考え方を要請しておきたいと思ふのです。私はいまこの法の改正でたとえば第九条には新しく「病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設」と一項加えられたわけですね。これはいままで林野庁なり森林組合がやってきた共済関係は、火災、気象災害が主だったんです。なぜこの火災だとか、あるいは天災、こうしたことを、この法の中でもまあ「その他」と入っておりますけれども、明らかにしておかなかったのか。つまり私は、第九条の二項は病虫害の防除だけでなく、防火、防災ですね、病虫害の防除その他森林の保護に関する事業、こうすべきであるというふうには私は思ひますけれども、こう出された現状でありますけれども、その考え方についてお聞きをしておきたい。

○政府委員(石川弘君) 新法制定の際でございまして、過去の条文をずっと一応洗い直してまい

して、まあ比較的事業のボリュームとして少ないようなもの、たとえばこの防火線の設置という言葉が実は防火線をつくるということ自身は最近では比較的少ないことでございまして、例示としていきなり挙げますよりも、どちらかというところ一般的になされております病虫害の防除をその例示として挙げた方が、非常に何と申しますか、わかりやすいと申しますが、そういうつもりでこういう表示をいたしましたのですが、御指摘のように、何かそういう防火、防災をないがしろにするというふうにとられては大変まずいと考えておりますので、私もこの法を施行します段階で、その点ははっきり法律の趣旨を述べまして、これは防火線の設置というたまたま例示が比較的例の少ないものを書いておりましたので落としておりますけれども、内容的には当然そういう防火、防災を含んだ、しかもこれは御承知のように、二項にありました事業から必須事業に上げておりますから、要するに仕事としては重視しているわけでございますから、その視点の趣旨を誤りなく伝えるようにしたいと思っております。

○村沢牧君 次は、受託事業であります。今回の法の改正で、員外利用の制限を緩和をして、組合への未加盟の組合員の森林組合の利用の範囲を拡大したわけでありまして。このことは、ある面では森林組合の事業としてやりやすい、成果を挙げる面がありますけれども、逆にこうしたことによつて組合員のための組合、組合員に対するサービス、協同組合という面では問題になるんじゃないかというふうに思ふんです。現在の森林組合加入率は、先日の質問でも明らかになっておりますように六〇％という現状。それを員外の利用を含めるのじゃなくて、むしろ林野庁の姿勢としては、積極的に森林組合に加盟をさせて、組合員として森林組合を利用していただく、そのことがやっぱり協同組合であるし、森林組合の運営をやつていく上にも役立つてくると思ひます。ただ、員外利用の枠だけ広める、こういう形であつてはいけないというふうに思ひますが、その辺はどう

いうふうに考えていますか。

○政府委員(石川弘君) 今回の改正でこういうことをいたしましたのは、一つにはやはり不在村と申しますか、約一〇％ぐらいの方々はその村にいらつしやらない。かつては森林組合というのは、その地域の方が余り動きませんが、やはりほとんど在村の方だったわけですが、やはりいろいろな移動の関係がありまして、一〇％ぐらいの不在の方がいらつしやるとか、あるいは非常に零細な、五五％ぐらいの方が一ヘクタール未満の零細な所有なものですから、森林組合の活動に、まあ植林なら植林にある時期からかわり合ひがありまして、なかなか直接のかかわりがなくて関心が薄いというふうな面で、そういう方々の森林を放置されましますとやはり森林の管理がうまくいかないという面です、そういう場合に、員外の場合でも利用してもらえようという趣旨で直したわけでございますが、御指摘のように、最も望ましいのは員内に入つて利用していただくことでござい

ましたが、私どももこれはそういう森林のある程度の生産力とか、あるいは公益機能確保の面で組合がやむを得ずこういうことをやる場合もあるということとでございまして、決して員外に出てやつていくということではなくて、むしろ御趣旨のように、極力森林組合にかかわり合ひを持たせまして、たとえばそういう員外で利用するというところで実質的な利益を受けることによって、さらに員内に入つていただくような契機にしたいというところでございまして、決してこの条文が員外へ人を押しやることじゃないように、むしろ員内に連れ込んでくる動機と申しますか、そういうことになれるようにしていきたいと思っております。

○村沢牧君 次は、教育、指導事業ですね。この林業生産というのは大体五十年サイクルですから、一回造林をし伐採してしまうと、組合員はなかなか森林組合を利用しなくなるんですね。機会がない。そこでやっぱり大切なのは、教育、指導

事業であらうというように思います。森林組合の事業としても法的にも列記してありますし、森林組合の定款を見れば、まず教育、指導事業を重点に出しているわけですね。ところが現状の森林組合を見ると、組合自体の運営に追われておらず、組合員のための教育、指導に手が回っておらず、したがって、これらについても林野庁として指導方針を高めるべきだというふうに思います。

そこで具体的にお伺いしますが、森林の機能を発揮するために教育、指導に当たっている森林組合の職員の中に林業技術員があります。そのための専門的な職員がございます。他の組織の商工会あるいは商工会議所なんかを見ますと、それぞれ経営指導員がござって、これは会員のためのいろいろ教育、指導をやっているわけですが、それにも、それには国と公共団体がほとんど人件費を見ているわけなんです。ですから、森林組合の使命の重要性、教育、指導、公益機能を高めていくとするならば、弱体な組合であっても森林組合の技術員も置いておるんです。この技術員の行方指導に対して——人件費とは申しませんが、指導に対して国がもっと積極的な助成というか、あるいは振興対策を立てるべきではないかというふうに思います。その辺はどうですか。

○政府委員(石川弘君) 現在約四千人の技術職員がおります。そういう方々と、それから県に配置をしております改良普及員あたりが中心となりまして、こういう組合員に対する各種の指導、教育に当たっているのが実情であらうと思います。

先生いま御指摘のように、いろんな他のそういう組織の中で、たとえば人件費を持つというような形でそういうことをやる部門もあるわけですが、林業の場合は、典型的には改良普及員、四十数億の金を入れております改良普及員は国が助成しておるわけですが、実は組合の各種の活動に対しまして援助につきましては、先生いま御指摘のように人件費という接近ではございませんけれども、事業活動に援助をしていく。

たとえば、これは造林をやります場合に団地共同の施設をやります。そういう場合の各種の経費が要るわけですが、そういう経費を結果的にはそういう組合の技術職員の活動費という形で援助をするというのが一つの姿でございます。

それから、各種の改良普及関係の事業が相当ございますけれども、この改良普及関係の事業の中でも森林組合の職員を相当活用いたしておりました、そういうものの中でも森林組合のある種の活動費が見られているのではなからうか。

それからもう一つは、役職員に対する研修活動をやっておりますが、これについての経費につきまして、役職員の研修の諸活動を、本省段階と、あるいは県段階の経費を通じてある程度見ております。

それからもう一つは、今回の改正でお願いをいたしております監査士でございますが、監査士の活動経費としまして千数百万円を五十三年度予算に入れておまして、こういう事業活動を通じて組合の活動が円滑にできるように、今後とも予算その他の面で努力をしていきたいと思っております。

○村沢牧君 健全な森林組合をつくっていくためには、現状から見ると、やはり人的機構の確立が必要であるというふうに思います。特に、いま部長からもお話があった技術職員もさることながら、常勤役員、一般職員に人材を養成するような機会を与えなければならぬというふうに思います。森林組合の監査士をつくった。監査士をつくる前に、監査士の監査の対象になる人間がまずしっかりしなきゃだめなんです。そのことを忘れて監査士だけつくったって、うまくいかないんですからね。これはなるほど連合会等でもいろいろやっていますけれども、国としてももっと積極的な養成、指導関係を考えるべきではないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のとおりでございまして、みずからの組合がある程度の活動がrippにできまして、それを上部団体が諸活動を監査

するということとでございますから、まずみずからの組合活動が適正にできるような人材確保ということが何よりも必要でございます。そういうことで組合の基礎がある程度固まりませんと、それなりの人件費を払うという形で人材を内部に保留できないわけではございませんので、組合の各種の活動、たとえば構造改善事業その他のいろんな援助を通じて組合が健全な活動ができるようにやっておりますし、それからそういうところに働きかけます。そういうものを通じまして適切な人材が組合にとどまることができまうように、また、そういう人たちのために、たとえば例の各種の農林漁業団体の職員共済とかその種の制度もございまして、そういう各種の制度等も通じまして組合の役員がしっかりと活動ができるようなことを今後とも考えていきたいと思っております。

○村沢牧君 次は、連合会についてお伺いします。森林組合連合会は、単位組合の経営管理について指導、教育を行うということをお私に主たる目的としていっているように思いますけれども、しかし現状は、単位組合の賦課金だけではとうていこの連合会の経営が成り立ちませんから、購買事業、販売事業、いろいろな仕事をやっているわけがございまして、最近年度における県森連の決算状況はどんな状況になっているか、これは林野庁の指導下にあるというふうに思いますか。

そのことと、それから連合会の執行体制です。特に単位組合の指導体制は充実をしているのかどうか。

さらに、四十六年連合会があるわけですが、私の承知する範囲においては、この連合会は組織力や経済力において相当な開きが、格差があるわけですね。いわゆる弱小連合会があるわけですね。この弱小連合会に対して林野庁の指導方針はどのように持っているか、また今日までどうい

指導をされておりますか。まず、お伺いしたい。○政府委員(石川弘君) 都道府県に置かれております森林組合連合会の決算につきまして見ますと、これは五十一年度でございまして、四十六連合会のうち黒字計上が四十でございまして、それから、赤字になっております連合会が六つでございまして、四十六の連合会全部突っ込みの合計で申しまして二倍ぐらいいふえております。当期欠損金が五千三百万でございまして、前年度に比べまして三分の一ぐらいいふえて減少いたしました。差し引きしてみますと一億七千万ぐらいいの利益になっているかと思ひます。

赤字の連合会について見ますと、大半が施設整備とか施設を拡張いたしております。それに伴います借入金利息の支払い増といったような事由が大半でございまして、しかし中には、やはり最近材価が低迷しております、そういうことによる事業が不振であるいは不良債権が固定化しているというふうな、ある種の不健全な事例も全くないうわけではございません。これらのものにつきましては、個別の連合会につきまして、販・購買をいたします受託の販・購買のポリシーをふやすとか、あるいは経費を削減させるとか、あるいは自己出資をふやさせるといったようなことをやっております。改善計画をつくりまして立ち直ることができるようにというふうな個別指導もいたしております。

しかしながら、ここ数年の動きを見ますと、やはりこの不況下の材価低迷というふうなことが大変問題でございまして、そのことが連合会収支というところにやはり相当響くと思っておりますので、私もいままやっております構造改善とか、あるいは間伐対策とか、そういういろいろな事業をこいう組合あるいは連合会を通じてこいう事業を整備してまいりまして、それによりまして健全な、材価がこいう状況の中でも成り立っていくような形へひとつ引っ張っていききたいということを考えております。

それから、そういう特に弱小のものに対する指導でございますが、弱小連合会というのは、端的に申しますと、下部の森林組合自身が余り強くないということが第一義的でございますので、何と申しまして、森林組合の段階から、さらに言いますと、その下にあります組合員の森林経営活動から活発にさせなさいかぬということでございます。そういう意味で、かなり時間がかかることではございますけれども、やはりそういう地域における林業振興に努めまして、組合にそれなりの活動をしてもらう、また、その上部段階としての森林組合がその単位組合と連携いたしまして、極力そういう経済活動を活発にできるようにすることをこれはじみちに行っていく必要があると思ひますし、特にそういう弱小なものにつきましては、常例検査とか、そういうものも勵行いたしまして、経営改善が行われますような端緒をつかんでいきたいと思つております。

○村沢牧君 次は、監査士について伺ひします。今回の法改正で監査士の制度を設けて、連合会が単位組合の監査を行うことになったわけでありす。そこで伺ひすることは、まずこの監査士の性格についてであります。この監査士の行う業務は内部的な指導監督であつて、単位組合には単位組合の監事がいまして、単位組合の監事の行う監査を補助あるいはこれを指導するものであるのかどうか、それとも行政庁の行う検査を補助する役割を持つものであるかということが一点。それから、監査士の資格に省令で定めるといふことになっておりますけれども、どんな資格を必要とするか、現段階において考えておられること。それから、当面この監査士というのは県森連いわけの連合会の職員をもって監査士に充てるかどうかということですね。

それから、この監査士制度をつくるために本年度の予算として千三百六十一万円の国庫補助が計上されておるわけです。この補助金の性格ですけれども、これは一県森連当たりだとか、あるいは一監査士当たり幾らというふうに配分をするのか、あるいはそんな使い方をするのでなくて、別な使い方をするのであるか。それから、ことはこうとしても、ことしつくる監査士は全国で何名ぐらゐの監査士をこの予算の中で予定しておられるのか、あるいは将来は監査士というものはどういうふうな拡充をしていこうと思つておられるのか。一括してひとつ質問しますから、答弁してください。

○政府委員(石川弘君) 第一の御指摘の監査士の性格でございますが、最初におつしやいましたように、組合の内部を監事その他が監査するわけでございますが、組合の系統としまして行政庁のいわゆる常例検査を待つまでもなく、組合の系統としましていわゆる組合における不正防止とか、あるいはそういうことを中心にしたいわけの内部的なものと申しますか、系統内部の監査をやるわけでございます。

それから、その監査士の資格はどうかということでございますが、一応資格試験を予定をいたしておりました、原則といたしましては資格試験に合格した者ということを考えております。

それから、監査の予算でございますが、千三百六十一万円の予算計上をいたしておりますが、これにつきましては全国連合会で四名、各県の連合会で一名、計五十名程度を置くことを予定をいたしておりました、費用の中心といたしましては、監査士の養成研修とか資格試験をやること、それからそういうものの指導、運営のための経費でございます。またどこに幾らという意味の割り振りはしておりませんが、まず大体、その五十人の人を養成する経費を全国段階と各都道府県段階に分けるとお考えいただけますかと思ひます。

○村沢牧君 時間が迫つておりますから、最後に大臣に二、三の点をお聞きをしておきたいと思ひますが、私は安倍長官が臨時代理大臣という考え方がなくて、そのことも含めて官房長官とい

う、政府首脳という立場でもお聞きしたいのです。が、林業生産は先ほど来指摘をしておりますように、大変危機的な状況にあると私は判断いたしました。日本の林業は小規模零細な森林所有者によつて営まれていて、いわば農民的な林業でありまして。したがって、この林業が発展するかどうかというところは、農業が発展するかどうか、あるいは農家経営が維持発展するかどうかということにもなつてきておるわけです。最近、農家が減少し兼業が増加する中で、五十年も長期的な展望を持たなければならぬ林業に期待をかけるということも、これはまたなかなか無理なからぬところもあるわけなんです。したがって、農業の発展あるいは農家の経営維持があつてこそ初めてこの林業の、林政の発展もあるというふうに私は考えますけれども、大臣としてはどのように考えますかというところが一点です。

それから、先ほど私は若干よく質問いたしたけれども、昭和四十八年度に立てた重要林産物の需要供給長期見通しですね、これは現実的にも狂つてきております。これに基づいて立てた全国森林計画も出発の当初からすでに将来が、先がこのとおりいくかどうか心配されるような計画なんです。なるほど、大臣は先ほど、林業だけではない、日本全体がそうだというふうにお話があつたわけですが、それでも、森林計画にしても長期計画にしても、そのことが都道府県を拘束し、あるいはまた誘導性を持つものであり、森林所有者に対して拘束性を持つものであります。したがって、正しい認識の上に立つて、現状の上に立つてこの長期計画を私は見直すべきである、そのことを強く要求したんですけれども、大臣の考え方、そのことをひとつお聞きをしておきたいというふうに思ひます。

もう一点、それから先ほど私の質問の中で、森林の持つ公益的機能ですね、これを経済換算したらどのくらいかという質問に対して、約二十兆円という経済効果がありますという答弁がありました。また見方によれば三十兆円という人もあります。

す。これだけ大きな公益的機能を持つ森林を育成するのであれば、それに比べてはこの林野庁の予算が一般会計、特別会計合わせまして本年度七千億足らず、きわめて低いと思ふのです。基盤整備がおくれていると思ひます。これに対して大臣としてはどのように判断をされますか。最後に大臣の見解をお聞きをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) わが国における林業の発展ということは非常に大事なこれは課題である、政策的なものだと言っても過言ではないと思ひますが、現在の実態というものは、いまお話しのように、非常に困難にあらゆる面を直面をしようといふのが偽らざる実情でございます。

そういう中であつて、政府としては、この林業の振興発展ということに対してこれまででもできるだけの努力をしてまいりましたが、今後とも長期的な視点に立つた総合政策を強化していかなければならぬ、そういう中で、林業と農業というものは一面においては一体不離の関係にあるわけでございます。それから、農業の振興発展というものが林業の発展にも結びつくわけでありまして、また林業の振興というものが農業あるいは農家の所得拡大という意味の農村の振興にもつながっていくわけでございます。それから、林業と農業というものをそうした立場で見ながら、一体的にとらえてこれを進めてまいるのがこれからの基本的な方向じゃないか。今回森林組合法の提案をいたしましたのも、そういう林業の振興あるいは農業の振興というものも含めた法制的な体制を強化していく、そういう一環で提案をいたしましたわけでございます。そういう意味でひとつ御審議の上御協力をお願いを申し上げたいと思ひます。

それから、長期見通しにつきましては、最近における現実の伐採量が林産物の需給に関する長期の見通し等とかなり乖離をしておりますことは、いま御指摘がございましたとおりでありまして、われわれもそれを認めておるわけでございます。

午後一時十一分休憩

午後二時二十九分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

が、この主な原因というものが四十八年を契機とした経済成長の変化、それによって停滞をしたというところがございます。これは確かに御指摘の点につきましては、われわれとしても大いにその点についてはいろいろと反省すべきものは反省をして、今後のわが国の経済の推移の方向を十分見きわめながら広く各界の意見を聞き、速やかに所要の検討は進めてまいらなければならぬ、こういうふうな存じておるわけであります。

それから、森林の公益的機能、これは森林の持つ大きな役割でございますが、この公益的機能が二十兆から三十兆だと、こういうふうな大きな役割、ウェートを占めておるわけでございますが、そうした公益的な機能を維持していく上においても、現在の林業関係予算というものが非常に少ないではないかというお話でございます。全体の予算あるいは農林漁業予算の中における林業予算というものは、農林漁業の予算の伸びに比べて伸びてはきておるものの、全体の予算の制約の中でわれわれが指向する方向へ十分対応できる予算でないことは、私たちが率直に認めざるを得ないわけでございますが、林業の持つ重要性にかんがみまして、林業当局も、あるいは農林省・政府としても、この発展のためにはこれまでも力を尽くしておりますが、重要な局面に立っておりますから、さらに一層この予算の充実に對しましては政府としても力を注いでまいりたい。そして、長期見通しの線に沿って林業の振興が着実に図られるように、これから努力をしていく決意でございます。

○委員長(鈴木省吾君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、丸谷金保君が委員を辞任され、その補欠として竹田四郎君が選任されました。本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時二十分再開することとし、休憩いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山正英君 午前中は、村沢先生が大変広範多岐にわたりました。それぞれ要点を御質問されたわけでございますが、私は、時間が余りありませんから、ごく、三、四点について重点的に御質問をいたしたいと思います。

私も実は林野庁で飯を食った男でございますが、しかし、山村を歩き、そしていろいろな山村の人とお話をしますと、山村民の心からなる願いと願望がわれわれに伝わってきます。そういう意味で大変素朴な質問になるとは思いますが、そこそが林業の本当の真髓のような気がいたしました。その質問が、したがって、そういう立場で、そういう角度で御質問をいたしたいと思っております。まず第一でございますが、林業・森林、いろいろ取り巻く諸情勢はまことに厳しい。したがって、林業経営というものは、これは問題になるんじゃないか。あるいは山村というものが本当にうまくいくんだらうか。いまだに過疎化現象はとどまらず、そういう中において、いままさしく厳しい林業諸情勢、山村諸情勢があるわけですが、その原因は何なんだろう。それから、それに対する振興対策というものを林野が銘打っておりますが、その考え方はどこにポイントがあるんだろう。改めて、まずそこから御質問をいたしたいと思っております。

○政府委員(藍原義邦君) いま、まず、山村がさびれた原因はどこにあるのだらうかという御質問でございますが、私も林業関係を担当しておりますので、林業というサイドから見ても、やはり山を経営し維持していただくために、山村には人がいなければいけない。山村に人が住むためには、やはり山村がそれなりに生活環境なりいろいろな、もろもろのものが整備されて、都市生活と比較いたしまして劣らないようなやはり山村生活ができる環境もなきやいけません。またそのほか、交通事情その他を考えたとしても、道路その他が整備される必要もあると思っております。また生活の面では、教育の問題とか医療の問題とか、いろいろあるかと思っております。

そういうもろもろの問題もございすけれど、一応林業的な方面、感覚からこれを見てみますと、やはり戦後の復興あるいは戦後の経済成長のために、私も一応日本の山林を、できるだけ生産量の高い、活力のある森林にしようということとで鋭意造林に取り組んできたわけでございますが、そういう意味から、造林事業が目標の約七割に達したということ、これはある意味で山村の方々の御努力であったというふうなわれわれ思っております。しかしながら、この山村に目標の約七割に近い造林地ができて上る過程において、だんだんと山村から担い手である方々が減ってきたという問題、片や、造林地が相当成長いたしました。これがたまたま間伐が必要なような時期になってきておるといふような問題、そういう観点から見ておると、やはりそのときに人がいなくなってきたという、林業的なサイドから見れば、たまたま非常に木材の価格が低迷しております。需要が緩和と基調にあるという点、林業意欲が非常に盛り上がりがないという点、こういうことがやはり林業になかなか従事者あるいは後継者としての人が育ちにくいという因子があるのではなからうかという気がいたします。

○片山正英君 いま長官のお話を伺いまして、四点ばかりに集約されたような気がいたします。生活の環境整備、これはもちろん、そのほか価格の低迷、これを通した木材需給の不安定、伸び悩み、それに基盤整備の立ちおくれ、こういうふうなままお話を伺いますと集約できたような気がいたします。私もそのとおりだと思っておりますが、そこで、まず木材需給問題からひとつ入ってみたいと思っております。

まず農林省の所管の中で、価格の不安定、木材需給の不安定というのをちょっと見ますと、農産物は大体需要というものはそう変わるものじゃない。お米であらうと野菜であらうと、そう急にふえて食ったり、急にことしはやめたりということはない。むしろ過剰生産あるいは不足生産が価格の変動に非常に影響するところが多い。ところが、事、林業、木材については、生産というよりも、むしろ需要面によって振り回されている面が非常に多い、そのために不安定化を来しているものが多い、こう考えざるを得ない。それが農林物資の中で際立って林業が違っている特質であろうと私は思います。

そこで、きょうは建設省の住宅関係の方においでいただいておりますので、簡単に伺います。木材需要の大半が住宅であります。したがって、その住宅対策というのは、林野庁としても非常に木材の需給関係上ゆるがせにできない問題であると思っております。そこで、建設省が昨年ですか新五カ年計画というものを発表された、たしか五カ年で八百六十万戸建設される、こういうふうな伺っておりますが、現状としてそれがどのように展開されようとしておるのか、どのようなように展覧しようとしておるのか、まずその点お伺いをいたしたいと思います。

○説明員(鴨沢康夫君) ただいまお尋ねの第三期の住宅建設五カ年計画は、実は五十一年度から開

始をいたしております五十一年度から五十五年度までの計画でございます。で、五カ年間に一応八百六十万戸の住宅を建設する必要があるというふうな推計をいたしております。それで、その進捗につきましては、進捗率で申し上げますと、五十三年度が第三年度に当たるわけでございますが、今年度の予算の当初の数字による建設を含みまして、大体五八〇程度の達成率を五十三年度末には達成できるというふうな見込みをいたしております。

○片山正英君 いまの五八〇の達成率というのはどのように考えるのかわかりませんが、私は、八百六十万戸ですから年平均にしますと百七十二万戸、一応そういうふうな考えられます。ところが、建設省のいままでの実績を見ますと、過去においては百九十万戸ぐらいい、大変な住宅建設が行われて、木材界もそのときは大変好景氣をうたったわけですが、その次の年不況のどん底に追い込まれました、百三十万戸という激減を来した。これが木材界の弱さを暴露し、苦しみを持った一つの原因でもあるわけなんです。したがって、その百三十万戸がいまだに伸びてきて、私は、去年、ことしが百五十万戸ぐらいいだろうと推定しております。大体そうじゃないかと思ひます。間違っておつたら教えていただきます。そうしますと、百七十二万戸を大体平均つくるべきなのが百五十万戸、ですから二十万戸余つられておられない、これが実態じゃないだろうか。したがって、この差額というのは建設省がこれから回復するための問題だと、こう解釈しておられるのか、それとも、いや、やっぱり予定どおりはいかなかったと、こういうふうに見ておられるのか、その辺ちょっとお伺いしたいのが第一点。

それから、時間もありませんから続けてちょっと御質問するんですが、この八百六十万戸の中で、鉄筋コンクリート初めいろいろなものがあるでしょうが、木造建築、それはどの程度の位置づけをされておられるのか、見ておられるのか、それとちよつとあわせてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(鴨沢康夫君) ちよつと技術的な御説明を申し上げないと御理解願えませんが、ちよつと詳細にわたりますが御勘弁をお願いしたいと思ひます。

まず、五十二年度の建設戸数の見通しにつきましては、百五十五万戸弱というふうな考えております。ところで、先ほど御指摘のありました昭和四十七年度が百八十万戸でございます。それから、いまの五十二年度が百五十五万戸弱。これらの数字は、実はいずれも着工統計のベースの数字でございます。それで、着工統計と申しますのは、家をお建てになる場合に確認申請をなさいますして、それで確認をされたときに初めて家に着工ができるわけですが、その場合に着工届けを別に出していただくようにしております。それで、いまの数字は、その着工届けを出されたものを単純に毎月正直に積み上げたとして申しますか、そういう数字が着工統計でございます。ところが、別途私どもがいろいろスポット的に調査をいたしますと、確認はとられたけれども着工届けという手続を行つておられない方が毎年相当な率に上っております。そこで、実際に建つております戸数は、たとえば五十二年度については百五十五万というふうな数字ではありませんで、そこに統計上の漏れ等がございます。そこで、私もそれを漏れの処理をいたしまして、実際に本当に建つてい戸数というものをほぼ想定ができますので、推定ができますので、それに置きかえた形で五カ年計画の総戸数の積み上げ、あるいは達成率の計算というものをいたしております。

ちよつと説明が長くなりまして恐縮でございますが、そういうベースではじき直しますと、五十二年度の見通しの百五十五万戸弱は、約百六十六万戸弱というふうな推定することができます。したがって、現在五カ年計画の進捗率はこういう統計上の誤差を修正したものでやつておるということで、大体先生のおっしゃいました百七十七万戸平均の形にかなり近い形で進んでおるといふことを、まず御理解願いたいと思ひます。

それから、木造の比率でございますが、木造の住宅がどのぐらいまする現況建つておるかということでございますが、これは着工統計ベースのやはず数字でございますが、木造住宅と非木造住宅との比率を出しております。これを御参考までに過去の五カ年分を申し上げますと、四十八年は木造の戸数の比率は六〇・七％、四十九年は六六・五％、五十年は六六・六％、五十一年は六四・五％、それから五十二年度はいまのところ一月までしか統計が出ておりませんが、その比率では六二・八％ということに相なっております。

○片山正英君 そうすると、先ほどの五八〇というのは、八百六十万戸の大体五八〇が三年目に達成したと、こう解釈していいわけですね。

○説明員(鴨沢康夫君) はい。

○片山正英君 それから木造の比率の六二・三％から六六％の間というのは、今後とも恐らくそのような姿で推移するであろうし、建設省としてもそのような見通しと指導をすると、こう解釈していいですか。

○説明員(鴨沢康夫君) 五カ年計画を立てましたときに、資材がどのぐらいい要るだろうかという国民経済全体との関連におけるチェックをいたしております。そのときに、五カ年間に合板を合わせまして木材でどのぐらいいの資材が要るだろうかというのを推計をいたしておりますが、一億五千万立方メートルの大体需要を見込んでおります。それで実績で申し上げますと、五十一年度は二億九千万立方メートル、五十二年度は三億立方メートル、五十三年度は三億三千万立方メートルが実際に使用されております。したがって、当初立てました一億五千万立方メートルの平均である三千万立方メートルの平均よりも、むしろ上回るのはあるまいかというふうに見通しております。

○片山正英君 大変順調に住宅が進んでいるようにちよつとお伺いするわけでございますが、ところでことしの個人住宅——ことしと申しますか、五十三年度予算、個人住宅が約四十万戸公庫融資

というふう聞いております。それは去年と比較しますと、去年は二十四万戸だったと、私、記憶しておりますから、相当の大幅の伸びであると、こう思ひます。大変幸いでありませう。その中で、しかしこれは、住宅建設というのは、恐らく融資をしたり補助金を出したりする国の力によつてやるのは四割前後じゃないかと思ひまして、あとの六割前後というのは純然たる民間の力、こういうふうな思ひます。ところで、国の力のやつは、いまの二十四万戸から四十万戸という大幅な姿が、おかげさまで皆さんの御努力で達成できましたが、一般民間の住宅建設というのは今後どのように考えられますか、その点ちよつとお伺いをいたします。

○説明員(鴨沢康夫君) ただいまの五十三年度予算における公庫の戸数についての御指摘でございますが、実は昨年度当初予算では二十四万四千戸でございましたが、十月に財投追加をいたしたことで、九万戸それにプラスをいたしております。それで、合計三十三万四千戸実は昨年建つておるわけでございます。で、これと比較をいたしますと、実はことしは四十万戸でございますから、約七万戸、六万数千戸の増というところで、当初同士で比べますと非常にふえておりますけれども、実際に建設されます公庫融資の住宅の数としては二十四万四千とではなくて、三十三万四千との比較でお考えいただきたいというふうな考えております。

それから、民間住宅の建設につきましては、これは非常に景氣の動向ないしはそれぞれの家を建てられます方の将来の見通し等がやはり全体として安定をし、希望が持てるということになりませんと、なかなか安定的に推移をするということがむずかしい性質のものではございますが、いままでの過去の、たとえば先ほどお話のありました四十七、八年のいわばブームのような建設の時代、それから落ち込んで現在回復いたしておりますが、この全過程を通じて実は伸び縮みをいたしております大きな要素は借家でございますが、

持ち家需要というのは必ずしも四十七、八年のときもそうひどくは伸びてはおりませんし、また落ち込んだときもそうひどくは落ち込んでおりません。数字は、もし御必要がございましたら後ほどお届けいたしますけれども、持ち家需要をきちっと発掘をするというか、持ち家取得能力を高めるというふうな手段を適切に講じていけば、持ち家の需要に關しましては、かなり安定的な推移が見込まれるのではないかとこのように考えております。

○片山正英君 いろいろお話を伺いますと、大變住宅は順調にいつているように見えるんですが、私は別な角度から見ると、必ずしもそうじゃないというふうな気がいたします。もし順調にいつているなら、去年でもこれだけ住宅政策が一つの看板と言われながら不況回復がなかなかできない、木材需要必ずしもよくない、そういう面があります。そしていろいろ話を聞きますと、その一つに土地問題がどうもあります。住宅のいろいろの手当ではあっても土地がないんだと、土地がなかなか思うように見通されないんだというふうなわれわれ接触の中ではよく聞く問題であります。したがって、この土地問題について現状のようになっているのか、それからどこに問題があるのかないのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(鴨沢康夫君) 土地問題に關しましては、実は計画局が所管でございますから、私に交代いたしました後ほど全体のお話は申し上げますが、住宅金融公庫に關しましては、家を建てられます当該年度に土地を取得される方というの、借入者の大体一五%であるということが経験的にわかっております。したがいますと、公庫融資のみに關しては申し上げられますけれども、この問題に關しては、そう需要があつて家が建ちにくいというふうな現象は起こらない。ただ、土地全体として造成の問題、現在造成が先細りになってきておるといふうな問題は、確かに御指摘のとおりかと思ひます。この点につきましては、計画局から

ら御答弁申し上げます。

○説明員(木内啓介君) お答え申し上げます。

土地の全般の問題でございますけれども、先生御指摘のように土地は現在減少傾向にございまして、四十七年に一万四千五百ヘクタールくらい年間供給されておりました。しかし、一番最近の統計でございますけれども、五十一年度ではこれが一万二百ヘクタールぐらゐに落ちておりました。これは、四十七年のピーク時に比べれば、七割くらいの感じになっております。それで、先ほど住宅五カ年計画の御説明ございましたけれども、住宅五カ年計画によりまして、大体その五カ年計画中に六万六千ヘクタールの土地が必要だという推計をしていくわけでございまして、これを年間に直しますと、大体一万三千二百ヘクタールになります。それに比べますと、最近の情勢が一万二百ヘクタールでございまして、まあかなり落ちていくということも事実だと思ひます。この現象は、地方都市もありまして、大都市が特に民間の供給が落ちていくという傾向にござい

ただ、先ほどの問題、住宅の問題と絡みがありますけれども、私どもが宅地の供給と申し上げましたのは、宅地の完成時点をとらえて言っているわけですが、したがいますと、宅地を皆さんがお求めになつて家を建てる段階までには若干のずれがございまして、そういう問題と、それから宅地が完成してから家が建つまでの間の業者、デベロッパー等のストックの問題等もございまして、それがたとえは区画整理の場合なんかはかなりストックがございまして、約三万ヘクタールくらいストックがあるというわけでございまして、これも、そうしますと、たとえば来年の話あるいはことしの話、ストックの減は起こりますけれども、宅地がにわかになくなつてくるという感じは持っておりません。

ただ、御指摘のように、こういう傾向が長期間続いてまいりますと、ストックも枯渇してまいりますし、大きな問題が出てくるというように私

ちを認識しております。したがいますと、そういうふうなものに対して対策を講じなければいけないわけでございますけれども、この現在供給している現実と申しますのは、大きく分けまして四つほどあるのじゃないかと思つていくわけですが、

一つは、公的、民間、これを含めてでございますけれども、デベロッパーの事業採算が非常に悪くなつていくということで、事業意欲が、事業が停滞しているということでございまして、その理由としましては、関公負担、よく言われますけれども、関連公共施設等の負担が非常に増大している。それから、事業が長期化したので金利負担が増大していると、そういう問題が挙げられると思ひます。

それから二つ目の問題としまして、土地の流通が非常に停滞していると、これは税制の問題その他ありますけれども、かつての狂乱土地の対応策として税制その他許可制度等かなり締めておりますので、そういう土地の流動化が停滞している問題がございまして、

それから三つ目は、公共団体が開発に対する非常に抑制姿勢をとつていて、こういう問題もござい

それから四つ目としましては、市街化区域内の農地の宅地化が余り進んでいない、そういう問題があらうかと思われ

そこで、建設省としましては、基本的には地価の安定ということがまず第一でございまして、国土利用計画法の的確な運用を前提としまして、地価の安定ということ、地価の高騰抑制を図りながら、いわゆる公的開発、住宅公団とか宅地開発

公団の公的開発主体に事業を促進するということが、もう一つは、民間への住宅金融公庫、開銀の政策金融を強化し、充実しましてこれを促進する。もう一つには、先ほど申し上げましたように、関

公負担が非常に重くなつておりますので、これに對する地方公共団体負担あるいはデベロッパー負担の軽減を図つていく。それから最後に、必要に応じまして税制の見直しを行ひまして、土地の流

動化等も検討していくというふうな基本的な姿勢でございます。

なお、五十三年度の施策としましては、先ほどの関連公共施設等の負担につきまして特種制度というのを設けまして、道路、河川、下水道の一般の事業費のほかに、別枠で宅地関連の事業費の補助制度を設けております。それから政策金融につきましても、従来三大都市圏で百万都市以上を対象にしてたものを五十万都市まで対象にするというふうなことで、それから税制についても法人重課の若干の手直し、そういうものをやっていると申しております。それからなお、住宅金融公庫の従来の土地つき住宅融資制度、いわゆる上物の融資がほとんどでございましてけれども、土地の融資というふうな道も拡大したということ、宅地取得を若干容易にするというふうな改正もしております。

こういった政策を総合的に展開しまして、現在の沈滞傾向を若干でも上向きに持つていきたいというふうな考えておるわけでござい

○片山正英君 それぞれいろいろ御手配をされておるようでございまして、先ほどの課長さんのおっしゃつた一五%というのは、公庫融資の今年度手配しようとする土地と、こういう意味ですね。簡単でいいです。

○説明員(鴨沢康夫君) 過去に借り入れられました方の実際に土地をどういうふうな御手配なすつたかという統計を、毎年とつております。それによりまして、安定的に当該年度に土地を新しく手当てなさる方はこれは大体一五%であるということとでござい

○片山正英君 それ以外はどういう手当てをしてるんだ、こういうわけですね。

○説明員(鴨沢康夫君) そのとおりでございます。

○片山正英君 今後ともそういう見通しが立つておるんですか。大体そういう程度の率で見通しも立つておるんですか。

○説明員(鴨沢康夫君) これは過去の統計からの

先生御指摘のとおり、民間の住宅金融につきまして新たな減税措置が講ぜられております。住宅

今後どうするかというお話でございますが、まあこれは直接先生の御質問の御意向には答えることにならないかとも思いますけれども、従前の住宅減税そのものが新築中心に行われておりまして、新築であればどんなものでも結構だと、簡単に言いますとそういう体系になっております。しかし、時代の要請はいろいろございまして、中古住宅の問題とか省エネルギーの問題とか、それぞれ時代に適合した新しい要請が出てまいりますので、減税の体系もそういうことを加えて検討していかねければならぬじゃないかというふうに考えております。

○片山正英君 時間がありませんから、要望をちよつと二、三申し上げておきます。

まず、いまの住宅減税について、三万円をまたプラスした、こういうことでございます。大変結

がり、そして日本のほかの産業として、木材だけが一番、あるいは住宅だけが貧弱だと言われる日本産業の立て直しのかねめになると私思いますので、時間もありませんから長々といたしません。その点、ひとつぜひ御検討をいただきたいと、こう思います。

それからもう一点、公営住宅、これはいろいろの關係で鉄筋にする、不燃に持っていく、これは結構です。しかし、本當に農山村の山の中の公営住宅が、火事の心配もない広々としたところに建てる。そうして、その市町村は、場合によつては自分が山を持って営々とりつばな木を育ててきているわけです。そういう町有林を持っている市町村があるんです。そういうものが、それを切つて自分の公営住宅を建てたいというときに、山の中ですよ、いやいや鉄筋でなくちゃいかぬだと、こ

それから、戻りまして、林野庁関係に戻ります。ただいま申しましたように、山村の安定のためには、木材の需要供給そのものを安定しなくちゃいかぬ。それには、需要についてはいま建設省にお願いし、お聞きのとおりであります。

ところで、そういう問題を通して六団体、具体的陳情がこれは林野庁にもことし出されたと思います。全国森林組合連合会、全国木材組合連合会、全国市町村林野振興協議会、全国山村振興連盟、それから治山協会、林道協会と、六団体が一つの意見を統一して、いろいろな意見ありますね。ただいま言ったように一元化輸入した方がいい、あるいは課徴金をかけろ、いろいろな意見はあります。それほど山村はいま苦しみの土壇場にありますが、そういう言葉があちこちに出ることは私もよくわかります。しかし、それをいまだ單純に言つては物事は解決しません。したがって、こういう六団体が一つの意見を結集して、これだけはひとつお願いしたいと、そして需給安定、山村安定に寄与していただきたいという陳情が出ております。これに対してまず林野庁のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(藍原義邦君) 林野庁に、いま先生がおっしゃいましたような六団体から陳情も確かに出ております。

私も、先ほど申し上げましたように、これらの林業振興なり林産業の振興を図る上で非常に大事な一つの部門として、木材の需給関係を安定的なものにする、これが一つの大きな私は柱ではなからうかというふうに考えております。そういう意味から、関係団体の方々が陳情されましたような全般的な林業なり林産業振興のための考え方というものについては、私たちが全く同感に考えておりますが、その方法論といたしましてはいろいろあるであろうというふうに考えております。

林野庁におきましてもただいま中央に、木材需給対策のための中央協議会というのを設けておられます。そこで木材の需給というものを年間を見通しまして計画を立てておるわけでございますけれども、ただいま先生御指摘になりましたように、そういう関係方面のいろいろな御要望もございまして、それぞれの立場での御発言もございまして、しかし私どもといたしましては、ただいま木材需給というものが緩和基調にあるし、それがいろいろな意味で圧迫原因になっておるということを認識すると同時に、やはり国際的な物の見方をしなければいけないし、その場合にやはり諸外国の方から貿易拡大の要望も出ておりますし、また一方では丸太輸出制限という問題も出ております。当分の間、日本の木材需給を考えますと、やはり輸入に頼らざるを得ない面が多々ございます。

そういうものもろのものを考えますと、現在私どもが考えておりますのは、短期的な需給の見直し、短期的な需給をさらに的確に見直していくというところ、たとえば三カ月ごとぐらいに主要な品目別に需給を見直していくというようなやり方、それから従来より十分に把握しておられませんでした在庫の情報でございます。こういう在庫というものがあるの、さらに的確な把握をするということにつきましても、こういう情報機能の強化、また現在対応いた

しております需給協議会等につきましても、その協議会の充実というような問題、こういうものを踏まえまして、冒頭申し上げましたような形で需給というものを的確に把握いたしまして、さらにそれを情報機能の強化によりまして関係方面に伝達し、業界等の協力を得ながら、私どもも指導の徹底を図っていきたいというふうに考えている次第でございます。

○片山正英君 いま長官のお答えの中で、少し進めて議論したい点が一点あるわけです。それは、いま木材需給協議会をつくっている御努力されておる。それはよくわかります。ところが、なぜ、じゃ業界団体が同じような木材安定対策協議会というものを設置してくれということをやっているのか。同じことをなぜそれじゃやらないか。ことを言わざるを得ないのか。そこに私は問題があると思うんです。林野庁ではやっておる。そしてさらに、いま新しい角度で三つの点をやられようとしておる。本当に私はありがたい。そのお答えの中に含んでいるんだらうと思います。協議会の充実というものを、それはどういう充実をしてほしいかというのが、私はこの陳情を通してお願いしたいのは、いま木材需給というのは、林野庁だけが幾ら精密な需給計画を立ててもそれは不可能です。これは建設省は先ほど言った住宅政策あり、通産省のいろいろな輸入問題もありませんが政策あり、大蔵省の金融措置あり、いろいろな問題の関連の中で木材需要というものが決定していくわけでございますから、林野庁がいかにそれを自分でやるうとしても不可能であります。したがって、私は各省網羅したそういう需給協議会、各省を網羅した団体、そういう協議会を権威づけたものにする、これこそが一番のポイントではなからうかと私は思います。長官の先ほどの充実という言葉は、そういう意味を含んでおると私は解釈するわけでございますが、ぜひそういう方向でやっていただきたい、こう実は思っております。私は、そういう意味で、閣議決定の了解なんということも考えたこともありますが、そういうこ

とをせぬでもやれるのじゃないか。たとえばの話、いま林政審議会というのがあります。林業基本法に基づいて林政審議会が行われております。委員が各民間それぞれのエキスパートの人がなっております。そしてそこで、木材需給問題等も基本法の示すところによってやることになっております。したがって、それを現実に行っておると思っております。しかし、それはあくまで民間の人の集まりでありますから、そうしよつちゅう開くわけにはいかない。年に数回ということでしょう。それは木材の実態を必ずしも円滑に進めるような機構にはなりがたい。したがって、もし各省網羅した法的裏づけのあるものにするならば、その需給協議会の下に幹事会というのがあります。これは各省の官房長あるいはそれに関連する局長が幹事になっております。したがって、そういう幹事会というものを通してこういう木材需給というものに真剣に取り組む、これは私の私案ですが、こういうことも考えられるのではないだろうかと思

います。いずれにしても、いま長官の、協議会を充実するというところでありますから、これは業界もそういうことを本当に期待していると思

います。余り時間もありませんから、ここで時間をつぶしたくありません。それから、その次に在庫状況、私も昔林野庁にいて、これは本当に反省をいたしておるわけでございますが、需給というのは供給と需要のバランスだけとって、在庫調査というのはいままで林野庁がなかなかしていませんでした。これはむしろしょうがないですね。だからしなかったのでもありまして、しかし、需給は在庫の増減によつて大きく左右をされるということを、われわれはよくいろいろな物資によつて体験をしておるわけござ

いますから、林野庁もいま長官のお話しのとおり、在庫状況を今後調査してそれによつて対処するというお話も伺いましたから、この二点だけは私は新しい問題だと思

います。ぜひひとつい

○政府委員(藍原義邦君) 初めに、先生御指摘になりました現在の中央の需給協議会の問題でござ

います。ただいまのメンバーにも、先生は十分御存じだと思

います。したがって、この需給協議会が、一番大事なことは、やはり的確な情報をつかむということに問題点がございまして、ああいうメンバーでいまやっておりますけれども、先ほど申し上げましたような考え方、それから先生のただいまお話しになりましたことを十分踏まえながら、私どももこの機構の充実には今後対応してまいりたいというふうに考えております。それから、いま御指摘になりましたという考え方、やはりこれからの日本の林業を推進するためには、先ほども申し上げましたけれども、木材需給というものは安定的に伸びていかなければいけない。ところが、実態を見ますと、国産材が約三五%、外材六五%の現状でございます。そして、その外材を使つて製材しておられる方もおられます。したがって、この木材需給の安定という問題は、当然これがひいては日本林業の発展、伸展に寄与するような形で需給安定でなければいけないと同時に、林産業の発展も考えなければいけない。そういう両々相まったものが、これから

まず第一点は、今度の森林組合法の単独立法、大変思い切ってやっていただきましてありがたい

がら、森林組合としては今後発展していくべきであらうというような考え方から、この森林組合制度というものを単独法としたわけでございますが、そういう考え方に基づいて、やはり森林組合として一番大きな性格でございます森林所有者の団体であるという性格、そして森林そのものがきわめて公益的な機能を持つておるということ、これをやはり管理、維持、経営していく中心的な担い手が森林所有者であり、その共同体である森林組合であるということを考えていきますと、やはりこういう制度、いま申し上げました森林組合の特徴を生かしながら、今後の日本の森林経営の中心核として森林組合が発展するような考え方に基づいて、この森林組合制度というものを単独法として国会に御審議を願うことにしたわけでございます。

つお伺いするんですけれども、やれる組合とやれない組合、まあ森林組合の中でも非常に優秀な組合もあれば、これはこう言っちゃ悪いんですけども、全然町村におんぶしちやってほとんどできない組合もある。ピンからキリまであります。しかし、県森連という一つの組織体をとればまあまあという一つの姿、これにもやっぱり相当の相違はありますが、一つの形態をなしておると。とするならば、県森連が一つの信用業務の母体となつて、そしてひとまずそこから始めていく、そういう何というか体制づくり、こういうものについて、ある人はぜひ願いたいという言葉もありますけれども、その点についてどうお考えであるか、ひとつお伺いしたい。

それからもう一点、森林組合関係は農林漁業金

充実されました、ある程度の規模の仕事ができて、森林組合としてもある程度の資金循環ができるようになっていただく、さらにそういうもののが集合体として連合会が上位段階にあるというような形をつくりませんか、いわゆる資金のネットワークと申しますか、単に貯金を受け入れるというだけじゃなくて、その払い出しその他、あるいは為替業務といったことを一体として行いまして、初めて信用事業としての組合としての事業もできますし、組合員に対するサービスもできるわけでございますので、そういうような前提で考えます限り、いまおっしゃいましたようなことから信用事業を始めるというには、いささか問題があるのではなからうかと。ただ、そういう場合にでも、

たとえば組合を連合会の支所的に扱ってやったらどうかとか、いろいろ御意見のあることも存じ上げておりますけれども、まあ余り異例な姿でこういうものを始めるといふのは、そのこと自身にやはり信用事業の確実性という問題からいっても問題があるのではなからうかと思ひまして、そういう道から始めることをためらっているわけでございます。

それからもう一つ、公庫等の業務代理の問題でございますが、これは先生よく御承知のように、公庫の業務代理をできるのは金融機関でございます。したがって、金融機関でございますが、農林中金を使ひまして、そのいわゆる事務を一部、森林組合連合会等が事務委託の形でやっているのが現状でございます。その場合の一件当たりの手数料の当否につきましては、事務委託でございますから、本来、事務に要する経費を負担していただくというのが考え方でございますから、事務の所要経費がある程度かまれば、そのかさんだけものを事務費としてもらう。しかし、これは事務委託でございますから、その業務の扱いに関する責任を分担しているものではございませんので、あくまで事務的にどれくらい手間暇がかかってどれくらい支払いをすべきかということ、中金等の間で決められる問題だと思ひます。まあそれが適正かどうかにつきましては、そういう受託金融機関あるいは公庫等も相談の上で、適宜考えていきたいと思つております。

○片山正英君 あと二分しかなくりましたので、最後に要望だけを申し上げます。

ただいまの信用業務の点は、お答えいただきましたとおり、充実した暁においては本場に検討して実施するというお答えでございますから、ぜひそういう御指導を賜りますとともに、それから事務委託の問題でございますが、御検討いただきましたのは、林業改善資金、これについては県から直接の委託を受け、それ相当の対処をしていただいておりますが、これと比較しますと余りにも惨めなような気がいたします。したがって、これ

との関連によつてもっと充実した代理行為というものができないものかどうか、これもあわせ御検討をいただきたいと、こう思ひます。

最後に、いよいよ森林組合もいろいろの仕事をするための合併等によつてどんどん充実してくると思ひますが、片や、生産森林組合、これは入会林の整理等によつてどんどんまた数がふえてくると思ひます。片方は減ってくるが、片方はふえてくる。これはひとつ同じ森林組合の大きな一環として相提携してあるべきものだと、こう思ひます。同じ系統組織の一環としてあるべきだと、こう思ひます。そのような山村の担い手としての総合力を発揮するような御指導、こういうことを賜りたい、こう思つておるわけでございますが、最後にその点お答えをいただきまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございます。

○政府委員(石川弘君) 生産森林組合は、形の上ではあくまで林業生産者の立場をとるわけでございますから、原則的には地域にございまして森林組合に加入すると、その森林組合を通じて連合会等に参加するという形で行政指導をしていきたいと思います。ただ、例外的にその地域に森林組合が存在しませんがまだ実はあるわけでございます。そのようなものにつきましては、直接連合会加入というようにすることもこれはやむを得ないのではないかと思ひますが、考え方は、先ほど申しましたような系統組織を形づくる形で指導をしていきたいと考えております。

○藤原房雄君 森林組合法の審議に当たりまして若干の質問を申し上げたいと思ひますが、きょうも午前中からいろいろ論議がございまして、広範にわたりました。お話がございまして、一部重複する点もあるかもしれませんが、与えられた時間、御質問を申し上げたいと思ひます。

最初に、過日林業白書が閣議了承になりました。ここでは非常に林業を取り巻く厳しい諸情勢が訴えられておるわけでありまして、きょうも午前中からいろいろなお話がございました。一々お話しすると大変な時間にならうかと

思ひますが、この五十二年度の林業白書に盛られている主要項目、そしてまたそれに対する施策、これをひとつ概略でよろしゅうございまして、ちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(藍原義邦君) それでは、林業白書の概要を申し上げます。

林業白書は、もう御存じのとおり、動向等を中心に書いておるわけでございますが、最近の林業の動向でございますけれども、これはたとえば五十一年度をまず分析いたしておりますが、五十一年度につきましては、需要量については前年比六％ほどの伸びになっております。それから供給の方を見ますと、国産材が前年に比して三％の増加、外材も八％の増加、それから自給率は前年度より一・〇ポイント低下いたしました。三四・九という形で、最低の四十九年と同じ数値になっております。それから、五十一年度の製材、木製品の価格指数でございますけれども、年平均では前年に比べて約八％の上昇になっております。全体的に価格が横ばいないし下落の形でございますが、そういう関連で木林産業が非常に不況になっておる。五十二年、五十二年とも非常に不振を続けておるということでございます。

一方、これに対応いたしまして林業経営の動向でございますけれども、丸太の生産が四十二年以降減少を続けてまいりましたけれども、国産丸太が五十一年度には対前年比約三％の増加になっております。こういう中で、特に特用林産につきましては、総生産額は前年度の二七％の増というふうな形になっております。それから、林家の所得につきましては、五十一年度には伐採量の増加あるいは諸経費の節減等から、前年に比して九％増の三十二万三千円という形になっております。そのほかに、林地価格につきましては、四十七年、四十八年と暴騰いたしましたけれども、五十一年度には前年度に比して五％の上昇という形で落ちついております。それから、林業就業者でございますけれども、五十一年度は二十二万人という形で、

ほぼ前年と同数になっておりますけれども、年齢構成等見ますと、四十歳以上が非常に増大しておるということでございます。それから、国有林野事業につきましては、五十一年度におきましては、資金運用部資金から四百億円の長期借り入れがなされたものの、収支におきましては四十八億円の歳出超過が生じまして、損益でも五百億円の赤字となっております。

それから、木材需給と日本の林業の発展の課題でございますけれども、日本林業は、いま申し上げました状況の中で国内の林業の収益性はきわめて低下いたしております。林業生産活動は停滞し、またその流通、加工に携わります事業体が弱体化するというような形で、産業的な基盤は弱まっております。一方では、森林の持ちます多角的機能発揮という国民の要請が非常に高まっております。豊かな森林を造成していくことが非常に重要であるというふうなところをいたしてあります。

こういう中で、木材の需給と価格の戦後の足取りを見ますと、戦後復興期、発展期におきましては需要が非常に増大いたしまして、これに対しては国産材が対応してまいりましたけれども、需給が逼迫して木材価格が一方では非常に上昇したという問題がございまして、それから、高度成長期に入りましては外材が年々輸入量を増大いたしました。一方、木材の価格は鈍化する傾向を示しましたけれども、四十七年、四十八年にかけては、過剰流動性あるいは石油危機のために、木材の需給及び価格は短期的には激しい変動をいたしました。その後、減速経済下にありまして、木材需給は緩和基調の時代を現在迎えておるというのが実態でございます。

木材需要の最近の特徴として特に考えられますのは、やはり近年住宅建設は景気変動や金融事情の影響を受けまして、短期的に著しい変動を示すようになったということ。それから、木材の従来需要分野が、非木質系の住宅や代替材の進出に

よりまして次第に狭められておるといふのも一つの特徴でございます。それから、需要がパルプ材を含めまして外材に相当傾斜しておりますので、外材中心の需要構造が定着しておるといふことが、この特徴かというふうに考えられます。

そして、これに伴いましてどういふ問題が生じておるかというところでございますが、これを三點挙げまして、森林所有者の林業経営意欲は減退し、生産活動が停滞しておるといふ問題。それから、国内林業生産活動の主要な場である山村地域社会が停滞しておるといふ問題。それから、国産材に係ります流通、加工を担う事業者が弱体化いたしまして、国産材の市場が狭隘化しておるといふような問題が生じております。

こういう実態を踏まえまして、当面する重点的な課題として次の数点を挙げておりますが、木材需給の安定を図るために、需要部門の産業活動、特に住宅建設部門の長期安定化を図ることが強く望まれておるといふ問題。それから二番目に、林業の収益性の悪化に対処いたしまして、林業の発展を図るためには、林道その他の生産基盤の整備と林業経営の合理化を通じまして、経営コストを軽減して国際競争力を高める必要があることと。それから、地域の実情に即した産業の振興を通じまして山村地域の振興を図るとともに、伐採、造林を担う事業者その他林業生産活動の担い手を育成する必要があること。それから、原料丸太の安定供給、経営の合理化、適正な操業度の維持、これら国産材の特質に応じた木材供給の仕組みを整備していくことを通じまして、国産材に係る木材関連産業の育成を図る必要があることというように見ております。

そして、最終的な結びといたしまして、当面の課題として三點挙げておりますけれども、木材需要部門の長期安定化を図ることがまず第一に必要であらう。また、そういう面から供給面でも外材の秩序ある適切な輸入を図るとともに、長期的な視点に立ちました国産材の円滑な供給体制を整備することが必要である。二点目といたしまして、

林道等の生産基盤の整備、林業の担い手の確保、国産材に係る木材関連産業の育成、山村地域の振興等を通じまして林業、林産業に係る事業活動を活性化すること。それから最後に、伐採量の縮減や木材価格の低迷、人件費等の諸経費の増大によりまして、国有林野事業の収支が非常に悪化しております。この国有林野事業に課せられました使命を適切に果たしていくために、現在是非常に憂慮される状況にございますけれども、そのために、長期的視点に立ちました事業運営の各般にわたる積極的な改善合理化によって経営の健全化を図る必要がある。以上、三点を最後の重点課題として示しております。

以上でございます。

○藤原房雄君 いま詳しい御説明がございましたが、これは午前中からいろいろなお話がございましたが、それらのもも大体その中に含まれ、そしてまたそれが一つの論議の対象になって、今後の林業の振興のために具体的にどうするかといういろんな提言があったのだからと私は思います。

一つ一つ申し上げる時間もございませんしあれですが、やっぱり一つには、木材需給見通しの的確な掌握による秩序ある外材の輸入ということが何となく大事なことだろうと思っております。これも午前中いろいろお話ございましたが、それからいままお話ございました、地域ぐるみの国内林業振興の道を確立しなすやならぬということですが、これはいま不況業種ということで、円高不況の中にありまして、それぞれの業種によりましては非常な打撃を受けているわけでありまして、それをどうするかということ、相当な施策がいま国・政府としても積極的に取り組んでおるところでございますが、林業はきのうきょううこういふふうになつたということじゃございませんで、体質的には弱い。これを相当に入力をいたしませんと、安定的な産業としてなかなか育成しにくいという、こういうことで今日までもいろんな対策が講じられてきたわけでありまして。

私は、そういうことの中で、特に今日までの地域開発というものはどちらかというと、企業の論理の側に立った開発ということが進められて、やっぱり大きな工場誘致、企業が来なければその地域の発展がないという、こういう考え方が主たる考えでありました。しかし、それは今日こういう時勢の中ではそうではなくて、やっぱり山村地におきまして、

「委員長退席、理事山内一郎君着席」

その独特の産業をやっぱり振興していくということが大事なことで、この上に立ちまして、今日でも林業の振興五カ年計画やまた山村振興法とか、こういういろんな法律のもとに、山村には最大の資源である林業という産業があり、それを育成することが大事なんだという、こういう観点の上に立つて、いささかなりともこの法のもとに開発が進められてきたと、こう思うわけです。

しかしながら、何といつても国土の三分の二を占める林野、そしてまた民有林にいたしまして、その三分の二を占めるという広大な面積でありますし、散在する林業というものを一朝一夕に企業ベースといいますが、当初の目的に沿うような形にするということとはなかなかこれは大変なことだということ、一生懸命林野庁の皆さん方は御努力いたしておられるのでありますけれども、その実績といえますか、その形というものはなかなか目に見えてはこないんだらうと思っております。

私はこういうことからいたしまして、まず山村振興のための努力ということを長期計画のもとにこれは粘り強く進めていかなければ、そのときそのとき起きた問題で一喜一憂しておつたんでは、やっぱり基盤の確立した後継者のことを含めて山村地域の振興という、そこに定着した林業というものができるんじゃないか、こういうことを痛感するわけです。最近では農業部門におきましては、大都会からUターンということがよく言われるわけでありまして、林業についてはなかなかそういう話も聞いておりませんし、林業とい

うのはそれほど若い人たちに魅力を持って携わることのできないと言いますか、なかなかむずかしい仕事であるということはあるだろうと思ひます。

それだけに、公益性やそういう観点からしますと、この林業の重要性というのは先ほど来いろいろ論じられ語られておるわけですが、その重要性の半面では、それに対する施策というのは非常に弱いという、今度の三全総を見ましても定住圏構想その他の中で、森林の持つ意味というのは非常に高く評価をされ、またこうあらねばならないということはいろいろ述べられておるわけですが、それがその地域に一つの大きな力を定着させるということのために、相当なバックアップがなければならぬだろうと。

ただ、この三全総というものは絵にかいたもちではなくして、それを形あるものにするということにしますと、これは実は大変なことでありまして、大きな工場の立ち並ぶ産業の誘致、こういうことはすぐ国の助成なり何なりでできるわけですが、山村の振興というところは、人口比から言ひましても、また国土の面積から言ひましても、なかなか言うはやすく実行するのはむずかしい。こういうことを考えあわせまして、できればきょう大臣もいないし、本日は国土庁長官なりまたいろいろ立場の方々こういう問題について少しお話をしなければならぬと、こう思っております。

私は、そういうことの中で、特に今日までの地域開発というものはどちらかというと、企業の論理の側に立った開発ということが進められて、やっぱり大きな工場誘致、企業が来なければその地域の発展がないという、こういう考え方が主たる考えでありました。しかし、それは今日こういう時勢の中ではそうではなくて、やっぱり山村地におきまして、

「委員長退席、理事山内一郎君着席」

その独特の産業をやっぱり振興していくということが大事なことで、この上に立ちまして、今日でも林業の振興五カ年計画やまた山村振興法とか、こういういろんな法律のもとに、山村には最大の資源である林業という産業があり、それを育成することが大事なんだという、こういう観点の上に立つて、いささかなりともこの法のもとに開発が進められてきたと、こう思うわけです。

私は、そういうことの中からいたしまして、まず山村振興のための努力ということを長期計画のもとにこれは粘り強く進めていかなければ、そのときそのとき起きた問題で一喜一憂しておつたんでは、やっぱり基盤の確立した後継者のことを含めて山村地域の振興という、そこに定着した林業というものができるんじゃないか、こういうことを痛感するわけです。最近では農業部門におきましては、大都会からUターンということがよく言われるわけでありまして、林業についてはなかなかそういう話も聞いておりませんし、林業とい

うのはそれほど若い人たちに魅力を持って携わることのできないと言いますか、なかなかむずかしい仕事であるということはあるだろうと思ひます。

それだけに、公益性やそういう観点からしますと、この林業の重要性というのは先ほど来いろいろ論じられ語られておるわけですが、その重要性の半面では、それに対する施策というのは非常に弱いという、今度の三全総を見ましても定住圏構想その他の中で、森林の持つ意味というのは非常に高く評価をされ、またこうあらねばならないということはいろいろ述べられておるわけですが、それがその地域に一つの大きな力を定着させるということのために、相当なバックアップがなければならぬだろうと。

ただ、この三全総というものは絵にかいたもちではなくして、それを形あるものにするということにしますと、これは実は大変なことでありまして、大きな工場の立ち並ぶ産業の誘致、こういうことはすぐ国の助成なり何なりでできるわけですが、山村の振興というところは、人口比から言ひましても、また国土の面積から言ひましても、なかなか言うはやすく実行するのはむずかしい。こういうことを考えあわせまして、できればきょう大臣もいないし、本日は国土庁長官なりまたいろいろ立場の方々こういう問題について少しお話をしなければならぬと、こう思っております。

をどういう形でこれを今後持っていくという、決意なり何なりひとつ披瀝していただきたいものだと思いますけれども。

○政府委員(初村滝一郎君) 林業というのは、非常に年数がかかると思います。したがって、わが国の氣候とか風土、そういうものによつて左右される点が非常にあると思いますけれども、何はさておいても山村の人口が定着するような政策をやらなければいけない、これが一番大事ではなからうかと思えます。そういう意味において先ほど来いろいろとお話があつて、国の予算の伸び率等も非常に林業はおくれているではないかというやうな午前中の質問があつて、私どもも非常にそれを反省して、できるだけその予算獲得をして山村の担い手となるやうな林業を振興すべきである、これが大きなかめではなからうかと思ひます。

したがって、それに付帶しまして、やはりつくったこの林業の何十年もかかるものがスムーズにいくるように育てていく、そうしてそれが国内の需要を満たせるように変わっていくような政策をすべきではなからうかと、かように考えております。したがって、この造林とか、あるいはまた流通面とか、こういう面も大いにそういう改善をして強化をしていけば、どうやら山村としての面目が保てるのではなからうか、かように考えておる次第であります。

○藤原房雄君 山村振興ということとは、これらの
いままでの法律、そういうものをフルに生かして
いただき、さらにまた、それに加えてもっと手厚
い施策をいたしませんと、そこに定着した労働力
というものはあり得ない。

そのためにはどうあるべきかと言うと、山村のためにいろんな制度があるわけでありますけれども、いままでの行政上ありますのは、交通網をよりよくするということ、また、過疎地に対して過疎対策としていろいろな政策があるとかそういうことなんですけれども、やっぱりそこに働きの場があり、そしてまたそこで収入が得られ、も

つと生活の安定がなされるという、そういうものがやっぱり定着いたしませんが、労働力はそこに定着しないわけでありますから、いま午前中からいろいろのお話ございましたけれども、やはり林道をどうするとか、もつと補助を手厚くして林業というものをより振興しなければならぬという、いろんなことに通ずることだと思ふんですけれども、今日まで何もしなかったと私言いませんけれども、とにかく大きな時代の変化に即応してかじ取りができるような産業ではないだけに、長期の通しの上に立つてがっちりとした施策をし、そしてまた、年々の予算を見ましても、少しずつ変わりつつあるかもしれないけれども、先ほど政務次官のお話のように、四十年、五十年に一度しか生産できないようなこういう産業であるだけに、国としましてもそれ相應の、ただ生産性だけを見ているんじゃないくて、公益性といういろんな立場からも林業の重要性が説かれておるわけですから、そういうことで、ぜひひとつ政務次官、大臣と力を合わせて、また長官等もこの林業の振興、そして山村振興ということについて御努力をいただきますと思うんです。

るな角度から検討していらっしゃると思うんですが、どこに一体問題があって、この解決のために一体どういうことが考えられているのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

○説明員(須藤徹男君)　ただいま先生御指摘のように、いろいろな要因がこれはあるわけでございますが、私も分析いたしております最も身近な要因といたしましては、今後人工林化を進めていく対象林地が、いわゆる旧薪炭林地域であるということでございます。旧薪炭林地域は、御承知のとおり広葉樹林でございますが、広葉樹に対する最近の見方が相当変わってきておるといのが一つございます。たとえば、自然環境保全の観点から広葉樹林の再評価という問題があると同時に、これらの広葉樹の主要な用途でありますチップ材の需要不振というようなことがございますし、加えて輸入チップの影響等がございまして、いわゆる広葉樹の伐採が減少しておるといことで、拡大造林が非常におくれているという問題が一つございします。

また、これらの地域につきましては、大変権利の錯綜いたしました入会村等も相当含んでおると

したがって、今後といたしましては、これらの悪化した条件をいかに克服していくかというところに問題がしばられてくるわけでございますが、それと同時に、いま申し上げました七〇％余の若い人工林のいわゆる保育ということも非常に大事でございまして、これらを十分にやることによりまして、いわゆる公益機能を十分発揮できる森林に導いていくということが非常に大事でござい

そこで、私どもといたしましては、造林の植栽から保育に至るまで、できるだけ助成制度を確立するということで従来から進めてきておるわけでございますが、特に公益的な観点から重要な森林でございします保安林等につきましては、そういう一連の助成制度を確立してきておるわけでござい

ますし、また私どもが推奨いたしております、いわゆる森林計画制度に乗りました個別の森林施業計画なり、あるいは団地共同施業計画等の計画的にやるものにつきましても、助成の強化というようなことを図ってきておるわけでございますが、たとえば五十三年度予算におきましても、造林補助単価の引き上げでございしますとか、あるいは普

これにまた、いづれ時を改めていろいろ申し上げたいと思うのでありますが、それはさておいて、最近のいろいろな状況を見ましても、白書の中にございますけれども、民有造林の面積は最近だんだん落ち込んでおるといふ、こういうデータが出ておりますね。四十六年に二十五万六千へ

という問題がございまして、従来進められておりましてのは、やはりわりあいそういう問題のないところから拡大造林が進められてきておりますので、残されたところはなかなかむずかしい条件になってきておるといこともございます。また、人工林の伐採につきましても、最近の価格の低迷

通林におきます保育対象期の拡大というようなことも図ってきておりますし、また、林業公社でありますとか造林公社あるいは森林組合、協業体が行います造林につきましては、特に重点的に助成を強化していくというようなこともやっておるわけでございます。

クターハのものが、五十年には十七万ヘクター、四割近くも落ち込んでおるといふ、こういうことでだんだん推移すれば、山村はこれは大変な事態になるだろう。

状況の中から森林所有者が伐期を長くすると、つまり長伐期化の傾向をたどっておりまして、計画どおりの伐採が進んでいないというようなことがございまして、先ほど御指摘のような造林が停滞

また、気象条件等におきまして造林推進上非常に悪い環境にあります地域につきましては、拡大造林の助成強化につきましても、五十三年度から査定係数の加算を行つておるのでございます。ま

なぜこういうことになるのかということなんですけれども、これはいろんな問題があらうかと思えます。一方では、森林の公益的な機能とかいろいろなことが説かれているんですけども、現実こういう状況が続きつつある。これはデータの中にもこれをはっきり出ているわけですが、こういう点については、林野庁としても当然いろいろ

してきておるといふことでございます。何回も出ておりますが、わが国の民有林の人工林化目標面積に對しまして、約七〇〇余のすでに若い人工林ができておるわけでございますから、いま申し上げましたように、残された対象地についてはいろいろな條件が悪化してきておるといふことがあるわけでございます。

た、金融面につきましても、いわゆる計画枠の確保を図るとともに、金融条件の緩和等を実施してきておるわけでございまして、いわゆる造林面におきますそういうようないろいろな手だては打ってきておるわけでございますが、先ほど来御議論にございますように、全般の経済の流れの中で、なかなか困難な状況下に置かれておるというのが

実態でございます。

○藤原房雄君 経済のいろいろな変動の中で、林業が大きな波をかぶっておることは私もよくわかるわけですが、また、基盤が弱いというだけに大変な状況だろうと思いますが、それはきのうきょうに始まったわけじゃありませんので、やっぱりこれは相当それに対応する施策も考えなければならぬんじゃないかと思ひます。息の長い産業であるだけに、どうしても私ももうこういう古いデータとかいろいろなものの中から、その方向性といいますが、指向するものを模索するというか、そういうことがどうも多いわけですから、人工造林をちょっと見まして、補助造林と融資造林、自力造林という、こういう種類の中で四十年から四十九年の、また四十年から五十一年までの十一年間のデータをちょっと見まして、四十一年に補助造林が二十二万ヘクタール、五十一年が十一万六千ヘクタールというふうに半分ぐらいに減っていますね。それから融資造林が三万六千ヘクタール、これが五十一年には一万九千九百ヘクタール、これも大体半分近く。それから自力造林というのが四十一年に五千ヘクタール、これが五十一年に一万六千ヘクタール、相当な伸び率を示しているわけです。

国の補助とか融資による造林、これは一概には比較できないのかもしれませんが、これは落ち込んでおって、自力造林がずっとこの十一年間に三倍にも伸びて推移しておると、これは林野庁としても当然こういう問題についてはいろいろ御検討なさっていると思うんですけれども、これについてはどういふ見解をお持ちですか。

○説明員(須藤徹男君) まず、先生いま御指摘になりました四十一年代が自力造林が五千五百ヘクタール、最近では一万六千ヘクタールになっておりますが、実はこの資料の中でちょっと節目がございます。四十五年が七千七百ヘクタールで、四十六年が一万七千九百ヘクタールということになっておりますが、これは、実は造林の補助制度が変わりまして、四十六年からいわゆる再造林の補助

が打ち切られたという一段階ございまして、そこで自力造林がふえたということでございますが、御指摘のように、最近融資補助の造林がパーセンテージにいたしますとそれぞれ自力造林よりも落ち込んでおるわけでございますが、いま先生御指摘のように、自力造林は全体の一〇%でございまして、傾向としては自力造林も少しずつ落ち込みつつあるということでございます。

この理由は、明確には私も最近の事情につきましては把握いたしておりませんが、どうも地方公共団体あるいは林業経営の規模の大きいというふうな方々、あるいは自己の資金能力によつて山林を育てようとするものの、特に造林に対する意欲の強い篤林家といいますが、そういう方々の熱意によつてこういう数字があらわれているというふうに思われるのでございますが、なお、この点については、十分今後その原因等も調査してみたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしまして、今後とも各種の助成政策の総合的な推進を図るとともに助成内容の拡充に努めまして、さらに造林が進むように努力をしていきたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 先ほどの白書の説明の中にも、造林意欲の減退といいますが、何かそういうような言葉がちよつとあつたようでありますけれども、これはこの数字だけで云々はできないかもしれませんが、いろんな歴史的な経過もあるでしょうし、また、規模とかそういうものによりましては違ふのかもしれないけれども、いまお話ございましたように、やはり山を持つてゐる方は造林しようという意欲は全然ないということでは決してございませぬし、こういうことから見まして、やはりそれ相応の施策、そしてそれ相応の規模なり、また将来の見通しがあればやつていこうという意思が十分にあるんだということは、これだけでやはり示されているんじゃないでしょうか。こういう点で、非常にこういう激しい社会変動の中でなかなかこれを適用するということにはむずかしい。そういう大前提の上に立っているわけでは

れども、やはりこれは、こういう林業に携わる方々の熱意という情熱といひますか、こういう意欲というものをひとつと盛り上げるような施策、適確な対策、こういうものをひとつつぎひついでいたいただきたいものと思うのです。

具体的なことになりますといういろいろなことがあるかもしれませんが、いま十分な調査もしていませんので、どういふことでも、どういふ結果になつたのか、また今後どういふ形にこれを導いていけばいいのかということ等、ひとつぜひ御検討いただきたいと思ひます。

午前中もいろいろなお話ございましたが、いま国内材は住宅産業、建築、こういうものに大きく使用の用途が開かれておるわけですが、そのほか紙、パルプ、いろいろなものに使われるわけでも、先ほどの白書の説明の中にもございましたけれども、木材需給見通しの的確な掌握による秩序ある外材の輸入ですか、こういうお話があつたかと思ふのですが、そのために、日本のこの現在の森林資源というものにどんなに手を入れてみましても、やはり限りあるものでありますから、日本の一億一千万の人たちを満足させるだけのものができるとは思ひません。文化の程度が進むに従ひまして、やはり紙の使用量、そのほかのものもどんどん上がるかもしれません。こういうことで、外材にやはりある程度は依存しなければならぬ数字というのは当然出てくるだろうと思ひますけれども、こういうことで、今後これからの私ども日本の社会での推移の中で、国内材の使うまじく施策をしまして生産して、国内材の使用、その足らざるものの外材の比率、これは今後の推移の中でどのぐらいのことまではできるのでしょうか。これは何かデータがあつたはずでございますが、ちよつとその辺のことを御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(須藤徹男君) 四十八年に策定をいたしました資源に関する基本計画並びに長期需給見通しの需給の推移によつてお答え申し上げますと、昭和六十六年には国内供給量が約五千九百万立方

でございまして、輸入量の比率が、つまり外材の比率が六〇%ということに相なっておりますが、昭和九十六年度におきましては国内供給量が九千四百立方でございまして、外材の輸入量が三八・三%。昭和九十六年になりました、依然として外材を入れなければ日本の需要にはこたえていけないという状況でございます。

○藤原房雄君 日本の国土というのは、雨が多い暖かい気候というところで、森林というものには適したところなんですよ。こういうことで、これからの人工造林の可能な面積というのは大体どのぐらいあるのでしょうか。

○説明員(須藤徹男君) これからの可能面積は、約三百万ヘクタールでございます。

○藤原房雄君 法律に基づいての計画はありますけれども、こういう低成長の中にありまして経済の大きな動きがございまして、なかなか計画どおり進まないというふうなことになるんじゃないかと思ひますが、この計画自体に対しての見直しといひますか、どういふふうに考えていますか。

○説明員(須藤徹男君) 御指摘のとおり、現在の資源に関する基本計画に即しまして全国森林計画というものを立てておるわけでございますが、五年ごとと十五か年計画でございまして、その計画と現在の造林なり伐採の推移を見ますと、相当の乖離が出ておるということでござい

ます。ただ、先生の御質問の御趣旨が、先ほどの御質問に連なりまして、計画どおりいってないのだけれども、将来、昭和九十六年の話を私申し上げたわけでございまして、いわゆる国内の需給の見通しがどうなるのだからかという御質問だといひますと、いまの基本計画そのものが非常に現在の情勢下で計画どおりいってないということでございますから、このまま推移いたしますとすれば、昭和九十六年の年次が若干後へずれると。これは資源に関する基本計画でございまして、いろいろの今後の伐採なり造林の計画を進めてまいりますと、資源状態はこういうふうになるという計画

でございますので、若十九十六年が後へずれるというふうにお答え申し上げればよろしいのかと、こう思うのでございます。

○藤原房雄君 この計画の昭和九十六年の状態で、これは先ほど建設省の方でいろんなお話もございしたけれども、国内の住宅産業に對しての需要、こういうものとあわせて、この計画の九十六年時点では国内材と外材との比率というのは大体どのくらいになる予定でありますか。

○説明員(須藤徹男君) この推移表で見ますと、外材の比率が三八・三%でございます。

○藤原房雄君 最近、山村地域の人口というのは非常に減少を来しておりますけれども、大体昭和三十五年から十年間二%、これは冒頭申し上げましたように、その山村で十分な生活ができるような産業としての位置づけといえますか、そういうものの確立がない限り、やっぱりなかなか歯どめというものはできないだろうと思ふんですけれども、しかし今度の白書、また最近の動向、こういうものの中で山村地域についての人口動態というのの一体どういふふうになっていきますか、御説明いたしたいと思ふます。

○政府委員(藍原義邦君) 山村地域の人口動態でございますが、ちょっといま手元に資料がございませんので、調べましてすぐお答えいたしたいと思ふます。

○藤原房雄君 農業もこれは大変な事態を迎えているわけでありまして、林業についてはさらにまた一段と厳しい情勢にあると、このように思ふんです。それは即労働力の流出ということにつながるわけでありまして、民有林の保育、こういうことのために手が要る、その手がだんだんなくなるということがありますから、どうしても保育に對する手抜きが出てくるという、こういうことを私どもは憂慮するわけでありまして、間伐も五十年代三百八十万ヘクタールしなければならぬというふうないろいろな言われて、試算されているわけですが、こういう山村地域の労働力の流出等という、また若いそこで林業に携わ

る方、後継者が定着しないということになりますと、ますますこの山村地域に對するなすべき手が抜けるという、こういう心配が出てくるわけですが、けれども、こういうこと等については、林野庁としてはどういふふうなこれを掌握していらつしやいますか。

○説明員(須藤徹男君) 先ほどお答えいたしましたように、現在人工林が目録面積の七〇%を超しておるような若い人工造林が非常に多いわけでございます。これに對する保育事業の重要性というの、ただいま先生御指摘のとおり大変重要な課題になっておるわけでございます。

そこで、従来は造林の補助といひますと新植に對する補助しかなく、たつたわけでございますが、最近では、たとえば昭和四十八年からでございますが、一定要件を満たす保育に對しては補助の対象にすると、あるいは農林漁業金融庫の融資につきましても、五十年からでございますが、一定要件を満たす森林の保育対象林齢を十二年生であつたものを二十年生まで引き上げるといふようなことで、拡充を図つておるわけでございます。また、五十三年度におきましても、この保育の促進を図るために、普通林におきまします保育の補助の採択条件について、従来は団地共同施設計画対象森林の人工林率が五〇%以上という条件であつたものを、対象森林の人工林目録面積の達成率が五〇%以上の場合といふふうなこの対象面積を拡大しておるわけでございます。いづれにいたしましても、造林面ではそのような手だてを打つておるわけでございますが、基本的には、山村におきまします担い手の確保ということが最も重要な課題であるといふことは、十分認識しておるわけでございます。

○政府委員(石川弘君) 先ほどの御指摘の山村の人口の流出の仕方でございますが、昭和三十五年に七百五十八万人でありました山村地域の人口が、四十五年に五百八十九万人と二割以上の大幅な減少をいたしております。しかし、その後減少率は鈍化をいたしております。五十年には五百

四十三万人でございました。これは四十五年に比べて八%減といふことで、減少の比率は落ちております。

それから、もう一つ人口構成でございますけれども、全国平均で見ますと、六十歳以上の方が占めます比率が一二%でございますが、山村地域でこの比率を、これは振興山村の地域でございますが、比率を見ますと一六%といふことで、いわゆる山村地域における人口構成が一般の地域よりも老齡化しているといふことがわかれるわけでございます。

それから、そういう地域におきましてどうやつてこゝろの人口の減少とかそういう過疎になりますものを防いでいくかといふことでございすけれども、いま指導部長からお答えしましたように、主力産業であります林業といふのを大いに興すといふことも一つでございますけれども、特に人工林化をしまひますと、ある時期にそういう人工林の仕事がなくなるといふ時期が参るわけでございます。そういうことがそういう過疎に拍車をかけるといふこともございすので、ここ数年の私の考えでは、そういう地域における林業と農業の結びつきと申しますか、まあ林家と申しますか、農家と申しますか、いづれのこと

もやつていらつしやるわけでございますので、そういう山村、山村における地域の広がりが広いとか、あるいは環境が生産的にすぐれているもの、特にシイタケ生産その他のような日銭が入るといふますか、林業の場合どうしても収入が間断的でございますので、そういう特用林産をやるというふうなことで、それから農業との結びつきを強めますために、たとえば入会林野等につきまします成について農業的な投資も認めるというふうなことをすると、あるいは生活環境整備につきまします、五十三年度から林野の予算の中でも道路整備と一緒に山村集落の集落整備を進めるといふことも予算化をいたしております。そのようなことをいろいろと考えまして、山村での人々がある程度の収入を上げて、しかも環境的にすぐれたと

ころに住めるようにといふ考え方では仕事を進めていきたいと思つております。

○藤原房雄君 環境の整備も私はこれは非常に大事なことだと思ひますが、また道路を初めとしたしまして、生活環境といつても、公民館とか、過疎償等いろいろ手厚く見られてゐるわけですが、けれども、そこで生活できるだけの収入が得られるかどうかといふことが一番根本になることでして、やっぱり自治省とか中央行政の立場からのいろんな問題は、住みやすさといふか、そういうものに対してのいろんな配慮はだんだん変わつてつあるだらうと思ひますけれども、林業そのものの産業といひますか、仕事としての生活し得る林業という立場になりますと、これはまだまだちよつと時代的ないろんな推移もありまして、また他産業との比較もありますから非常にむずかしいだらうと思ひますけれども、そういう点では非常におくれてゐると思ふんです。

ですから、それがやっぱりある程度確立いたしましたものと、自分の山がある、自分の農地があるといふことでそこにやむを得ずいるといふことであつて、それは規模から何からいふに違ひがありませんから一概には言えないのかも知れませんが、でも、そういう点で、やっぱりこの林業の経営者が安定した生活のできるようなこういう政策というものを、どうしても強力に打ち出さなきゃならぬんじゃないかと思ひます。そういう点で先ほどからいろいろ申し上げてゐるわけですが、林野庁が手をこまねいて何もしてないといふことを私は言つてゐるんじゃないかと思ふんです。が、もっと大きな立場に立ちまして、他産業と肩を並べてとまではいかなくても、知れれば知れば、非常に現在の窮乏といふものを、知れば知れば、どうやう強力な施策をやつていただかざるべし、こういう傾向といふものはもうますます激しくなるんじゃないかと、こういうふうな危惧するわけですが、ここ数年、他産業へ行くといいても、流出する先がないからとどまつたのかもしれませんが、こんなことで、そういう後ろ向きじゃなく

て、積極的なひとつ施策をぜひお願いしたいと思
うんです。

〔理事山内一朗君退席、委員長着席〕

話は次に、間伐のことについて先ほどもちよ
とお話あったようでありすけれども、五十二年
に林野庁で間伐総合対策、こういう対策で、緊急
に間伐を必要とする林分面積が百六十万ヘクタ
ー、ここ十年間に要する間伐期に達する面積は約
二百二十万ヘクタール、五十年代には少なくとも
三百八十万ヘクタールという、こういうふうにい
ろいろ試算なさって計画をお立てのようでありま
すけれども、これも午前中いろいろお話ございま
したけれども、間伐材の有効需要の開発がなけれ
ばこれは行き先がなかなか進まないだろう。いま
農村でいろんな問題がありますけれども、やっぱ
り国内の森林の手入れをよくして、外材をただ抑
制するということが、外材に対抗する質
のいい国内材をつくるということが大事なんだろ
うと思います。

こちらの方の、国内材の良質なものができて外
材に対抗するそういう基盤というものができ得な
いにもかかわらず外材を抑えるといつても、こ
れはとうていでき得ないことだろうと思ふんです
が、そのためには国内材についてはいろんな手を
加えなきゃならぬ。その一つがやっぱり間伐だろ
うと思ふんですけれども、そういうことで、息の
長い産業でありますから、そうしてまた投資した
ものがすぐ返ってくるということじゃないのかも
しれませんけれども、間伐材に対する諸問題とい
うものも非常に大事なことです。この五十二年に
林野庁で立てられた対策、これはいま実施されて
いるんだらうと思ふんですけれども、今後の推移、
またこれに対する取り組み、こちらあたりちょっ
と御説明いただきたいと思ふんですが。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま御指摘になり
ましたように、これからの林業なり森林の管理維
持という問題でいまいち中心になりますのは、植
えられました造林地の間伐をどうするかというの
が確かに大きな問題点でございます。御存じのよ

うに、間伐材につきましては、従前は足場丸太だ
とか、あるいは稲の穂かきだとかいろいろ利用価
値があり、また利用されてきたわけでございます
が、最近では代替材等ができてきて、非常にその利
用面がますます狭隘化しておるといふ問題が一つござ
います。そういう需要先と申しますか、利用先と
申しますか、そういうものをさらに今後積極的に
対応していく必要があるうと思ふます。

間伐材というのは、御存じのとおり非常に径級
が細いわけでございます、そのままだ柱材等であ
るいは板材に使うということとはなかなかむずかし
い。したがって、これを、いろいろな技術を開
発して利用方法を開発するなり、それが何よりも
必要ではなからうかということ、林野庁におき
ましても木材技術センターというものを五十二年
に設置いたしました、建設省ともどもこれから
の木材利用というものの中間伐材の利用という
ものを重点に考えて対応しておるわけございま
す。で、こういう利用面の開発ということござい
まして、一方では今度は間伐材が、いま先生
も御指摘になりましたように、やはり生産性が上
がる形の中で出荷されるという形をとらなければ
いけないので、間伐材道というものをやはり設
けまして、こしも倍増する延長を考慮して予算措
置をいたしております。

そういう意味から、造林地の中に積極的に間伐
のための林道を設けて、間伐材がコストをで
きただけ下げて搬出できるような方途も考えて
いきたいというふうなことを考えております。また一
方、間伐材の価格について安定的な流通ができま
すような流通パイロット事業というものも考えて
おります。これにつきましても積極的に対応して
いきたいというふうなことを考えておりますが、さらに
は、いま申し上げましたようなこととあわせまし
て、五十三年度の特別措置をいたしまして、間伐
の促進に重点を置きまして生産基盤整備、資本装
備の高度化等を行う特別対策事業というものを、
林業構造改善事業が終了した地域において行おう

ということを五十三年度予算で計上いたしてあり
ます。こういうものもろのものを進めまして、こ
れからも間伐につきましては積極的な対応をし、
そして残された森林がさらに活力のある森林にな
るような施策につきまして、私どもも真剣に取り
組んでまいりたいというふうに考えておる次第で
ございます。

○藤原房雄君 五十一年の「林業経営意識調査」
ですか、これを見ますと、確かにいま長官のおつ
しゃったように、「この五年間に間伐した」とい
う人は林家全部の五〇・九％という、それから間
伐材の処分について「販売した」というのは三三
・九％、「販売できなかった」のが一九％という
ふうに、間伐材の販売が非常に困難だということ
はこういうデータからもうかがわれるわけであり
ますが、いま長官のお話の中にもちよつとござい
ましたけれども、「この五年間に間伐していない」
という林家が二一・八％のその理由として、「道
路が悪く採算が合わない」というのが全体の七・
六％、「間伐材の買手がいない」というのが三・
七％、「間伐してくる人がいない」というのが二
・六％、こういうことで、「道路が悪く採算があ
わない」というのはやっぱり大きなウェイトを占
めている。これについてはいま長官のお話ござ
いまして、林道といいますが、なかなかこれは
むずかしい問題だと思ひますけれども、できるだ
けこの政策を進めていただきたいと思いますし、
その中に、「間伐材の買手がいない」、「間伐して
くれる人がいない」、こういう声も相当なパーセン
トになっておることを考え合わせますと、やっぱ
り総合的な施策が進められなければならないんじ
やないかと、こういうふうに思ふわけです。

いまもお話ございましたけれども、ぜひこの道
路、林道が十分でないために採算ベースに乗らな
いという、そのほかのいろいろな声がありますけ
れども、こういう問題については早急にひとつ
——そのまますた放置されてせつかくの山が十分な
ものでないという、りっぱな材ができるべきものが
できずにしまったということのないように、ひと

つ十分な対策をお願いしたいと思ふわけでありま
す。何かこのデータ等の中からお気づきになった
点がありましたら、御説明いただきたいと思ひま
す。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生が御指摘にな
りましたように、買手がいない、あるいは林道が
ない等々いろいろございまして、私どもも先ほども
申し上げましたけれども、間伐林道につきまして
は、昨年度百キロでございましたのを二百キロに
するとうような形で、倍増するというような形
で林道についても対応をいたしておりますし、利
用の問題についても対応しようということで積極
的に考えておりますし、まあ今後、いまデータと
して出ましたこれらのいろいろな間伐に対する問
題点については、それぞれわれわれとしても十分
検討いたしまして、それなりの対応を今後とも進
めてまいりたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 次に、優良種苗の確保というこ
とですが、やっぱり林業生産の安定的増大というこ
とや、生産性の向上ということのために優良品
種、種苗、この確保が大事であることは論をまた
ないであらうと思ひますが、これも非常に大事な
ことで、林野庁としてもいろいろ法のもと、今
日まで施策が講じられてきておるんだらうと思
ひますけれども、この優良種苗に対する対策、そし
てまた、だんだん種苗の流通圏の広域化という
ものが進んでおるわけですから、経営目的だけ
ではなくて、環境条件に適した種苗というもの
に対して、こういう配慮を払って今日これが進め
られているか、この辺のことをちょっと伺ひいた
したいと思います。

○説明員(須藤徹男君) 優良種苗の確保につ
きましては、先生の御指摘のとおりでございます
が、実は昭和四十五年にこの林業種苗法を改正
いたしまして、優良な種子及び穂木の供給源を確
保するための採取源の指定ということをやつてお
ります。それから生産事業者の登録、それから産
地系統の明らかな種苗の流通体制を確立するた
めに行う表示の適正化等の措置を講じておるの

います。

で、これらに對しまして國の助成を実施して
るわけでございますが、その実施状況でござい
ますが、第一番目に申し上げました優良な採取源と
しての母樹林の指定現況でございまして、昭和五
十二年現在で三万四千ヘクタールを指定しており
ます。それから生産業者につきましては、これも
昭和五十二年現在で全国で二万七千名を登録いた
しております。それから販売する苗木の樹種、種
穂の採取場所、生産事業者名等の表示の指導検査
を実施いたしておるのでございます。また、優良
種苗確保のために國の助成等といたしましては、
品種改良事業でございまして、採取源整備運
事業でございまして、種苗表示証明制度運
業とか、あるいは苗木生産流通対策事業及び特別
母樹林の保存損失等に対する補助及び補償を行
つておるのでございます。また、金融面におきま
しては、農林漁業金融公庫により苗木養成施設
資金及び樹苗災害についての林業経営維持資金の
融資の措置を講じておるのでございます。

五十三年度につきましてもこれらの事業を引き
続き実施することといたしておりますが、例のマ
ツノザイセンチュウの被害の抜本的な対策といた
しまして、このザイセンチュウに抵抗性を有する
松の新品種の創設を行います抵抗性育種事業を開
始するというようなことをいたしております。い
ろいろこのように優良種苗を確保するための手だ
てを講じておるのでございます。

○藤原房雄君 外材についてもいろいろお話が
ございましたが、最近の傾向を見ますと、木材輸入
量の中で、製材とそれから丸太の比率が、だんだん
製材の比率の方が高まっております、そういうふう
にデータを見ると思うわけですが、製材がだ
んだんふえていくという、こういう推移がこのま
まずっとどんどん進みますと、国内にさらにまた
深刻な問題を起こすことになるのではないかと。い
ろんなデータを見ますといろいろまあ推移がある
ようですけれども、やっぱり丸太で輸入されたも
の、それによって製材は国内でという、そういう

ことで今日まで来ておる、それによって山村地域
におきましても製材工場が稼働しておるとい
う、こういうところも多いわけですから、そうい
うことからこういう推移を見て、林野庁としては
これをどういうふうに御認識していらっしゃる
か、また、今後の対策等についてどういうふう
に考えていらっしゃるか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま日本に輸入さ
れております外材の中心をなしますものは、丸太
が中心になっております。ただ、ただいま先生御
指摘になりましたように、カナダあるいはアメリ
カの一部から建築用材の製材品が入っておりま
して、昨年の上半期等におきましては確かに一部製
材がよけい輸入されたという傾向はございま
した。しかし、全般的に見ますと、昨年度も製材そ
のものは例年に比してさほど大きくなかったの
ではなからうかとわれわれ考えておりますが、た
だ、世界的な傾向といたしまして、今後やはり丸
太よりも製材で輸出したいという傾向が非常に強
いということば事実でございまして、

しかしながら、日本にはやはり国産材並びに外
材の丸太を製材して生計を立てておられる方も
ございまして、また、製材工場を今後育成するとい
うことが日本の国有林業の進展にもつながります
ので、私どももいたしまして、今後外材輸入に
つきましては、できるだけ丸太が輸入されるよう
な努力はしていきたいと考えておりますが、世界
的な傾向として丸太の輸出の規制があるという
こと、この事実も十分われわれ認識しておかな
ければいけませんので、その辺を十分踏まえなが
ら、今後できるだけわが国の林産業なり製材業な
りが発展し得るような形で外材輸入というもの
には努力してまいりたいというふうに考えており
ます。

○藤原房雄君 木材は自由化品目ということであ
りますけれども、国内経済に大きな影響を持つだ
けに、この外材の輸入というものについてはある
程度やっぱりこれを長期的な見通し、また展望、
こういうものがあつてしかるべきだろうと思うわ

けであります、まあしかしこれは外材の輸入調
整なんというところは、外材のベースだけじゃなく
て、内外の経済全般についていろんな関係があり
ますから非常にむずかしい問題だろうと思いま
すけれども、しかし、一応のこの見通しなり、また
展望なりというのは持つてなきやならないだろ
うと思ふんです。

農業ですと、これは食糧法等がありまして、あ
る程度の需給のバランスというものは見られるわ
けでありますけれども、林家、山をお持ちの方々
については、農業と違ってすぐ腐るとかなんとか
ということではございせんから、ある程度やっ
ぱり時期の来るまで待つといふふうな現状
ことである程度がまんしているといふふうな現状
だろうと思ふんです。そういうことで、均衡ある
外材と内地材との需給のバランス、そういう中で
の外材の輸入調整といふんです、こういうことで
あるとすれば、国内材に対しての対策というもの
は、需給のバランスをきちつと考えた上での施策
というものがなければ、やっぱりこれは林業家と
いうものに対して非常に苦しい思いをいつまでも
続けさせるといふことになって、希望を失つてし
まう。

先ほどからいろいろ申し上げておりますよう
に、しんぼう強く今日まで育て、四十年か五十年
に一遍しか収入がないという中でやっている特殊
な産業であるだけに、そういう希望の持てるよう
な施策といふんです、息の長いそういうものも当
然なければならぬと私は思うわけですから、これ
も、こういうことで、こういう見通しまたは展
望、外材の輸入、また森林計画の上からも、外材
については長期的にどうあるべきかというふう
いふものを現在林野庁でお考えになつていらっしゃる
のか。そういうものがきちつと——きちつとと
言うか、ある程度需給とかいふようなバランスの中
での考えについてはどういふふうにお考えになつ
ていらっしゃるのか、その辺ちょっとお伺いた
したいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 外材の輸入の見通し等

につきましましては、先ほど指導部長の方から長期の
見通しに関連して御説明申し上げましたけれど
も、やはり現時点におきまして見通しと現実が乖
離をしておるといふことは私も認識いたしてお
ります。したがって、今後これをどう長期的
な物の見方で対応すべきなのかということにつ
きましては、今後検討を進めるといふことを申し上
げておるわけでございまして、ただ日本の現在の
森林の依存状況から見まして、やはりこの当分の
間外材に依存せざるを得ない。そうしませんが、
国民の必要需要にこたえ得ないということがこ
の実態でございまして。ましてここ二十年近くは、
現在森林の大半が、七〇%以上が林齢が二十年生
以下の森林でございまして、

したがって、ここ二十年ぐらゐは相当量の
外材に依存していることを考えざるを得ない、そ
ういふふうなわれわれは考えておりますけれども、
やはりこれからの日本の林業の発展維持というこ
とを考えますと、ただいま先生御指摘になりまし
たように、外材の輸入についても安定的、計画的
に輸入できるような方途をしつかりと見出さな
ければいけないし、また将来日本の森林から生産さ
れる木材がどの程度にどうなるかということも十
分私ども把握しながら、将来の見通しを考へる必
要があるといふふうにお考えしております。そう
いう考え方を踏まえまして、ただいま私も五十三
年度の見通しも一応立てたわけでございまして
けれども、今後こういう需給の見通しにつきま
してはきめの細かい在庫量をさらに調査する、さらには
情報強化する等々の手だてを講じまして、短期
的な確かな需給が見通せるようなものをつくり上
げて、関係方面に指導を推進してまいりたいとい
うふうにお考えの次第でございまして、

○藤原房雄君 ぜびひとつそこは、いま長官のお
話ございましたけれども、需給のバランスを見て
国内材の育成ということを念頭に置いての施策を
お願いしたいと思ふんです。

林業全体を見ますと、民有林と国有林が国内的
に見ますとあるわけですが、民有林と国有

林の關係といいますが、これもまた非常に重要な問題だと思ひます。国内材と外材、そういうことをいままでも何かお話ししたわけですが、民有林に對しての問題としまして、いままでも、たとへば秋田のようなどころについては民有林は天然杉、民有林は造林と、大体こういうことで競合というのが余りなくて来たわけですね。最近では天然杉がもうほとんどなくなつて、民有林も民有林も同じ造林が主体となつて、こういうことで競合する面が出てきている。そういうことから、民有林の關係者というのは非常に不安といふか、こういう状況になつておるわけですね。

国全体の森林政策とかまた需給計画という中で、民有林が民有林に寄与するといふか、こういう關係性をどういふふうに持つていくかといふのはなかなかむずかしいことだらうと思ふんですけれども、価格形成の上におきましても、民有林は余り民間を圧迫するようなことであつてはならぬ。いろんな方々に私もお話ししてお話しますと、確かに外材のための価格低迷といふか、そういうものもあるけれども、一つはまた民有林というのも見逃し得ないということをお話しやる方もおるわけでありまして、そういう点で、林野庁のかじ取りというのは非常にむずかしいだらうと思ひます。ことしだめだから来年といふわけにいかない、こういう産業といふか、こういう林業分野におきましては、それだけにまたむずかしい問題があるんですけれども、これもまたある程度長期にわたつての計画といふか、こういうものがひびくとなつて、国内の中でトラブルがどうしても解決し得ない問題が出てくるのではないかと思ふのですけれども、その点どうでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 森林の經營につきましては、全国森林計画という形で全国一本の計画を立て、さらにそれに即しまして民有林につきましては地域森林計画、あるいは民有林につきましては施設計画というものをそれぞれ立てまして、そ

れぞれの地域で十分連絡をとりながら対応して森林經營というのは經營していかなければいけないといふふうに考へておりますし、また現在までもそういう姿勢でやつてまいりましたけれども、今後そういう姿勢をとりながら、民有林、民有林がその地域の実態に合った形で森林經營をしていく必要があらうといふふうに考へております。

いま御指摘になりました木材の需給關係からいふ民有林と民有林との關係の問題でございまして、現在民有林材が日本全体の需要に占めます割合は大体一割、一〇%でございまして。そういう關係から、民有林材が三〇%近いシェアを占めておつた時代に比べますと、木材価格に對する影響力と申しますか、そういうものはきつめて小さくなつておるといふふうには考へております。そういう意味から、全国的な視野からこれを見ました場合には、いま先生が御指摘になりましたような、民有林材が民間材を圧迫して価格の低迷を來しておるといふことはないのであるからうかといふふうには考へますけれども、民有林が分布しております地域が必ずしも全国均一でございせん。

したがいま、地域によりましては樹種あるいは材種によりまして、地域的にそういう問題が懸念されるところもあるのではなからうかといふ気も私もいたします。そういう点、これから関係者に十分御理解、御協力をいただきながら、地域の木材業界なり市況といふものを乱さないような形で、また、地域に役に立つような形で民有林材といふものは販売していく必要があるといふふうに考へておりますし、そういうことによりまして、民有林が地域に存在する以上、やはり地元の方々に御理解いただく、また地元の方々に御認識いただくということが必要であらうといふふうに考へております。今後ともそういう姿勢で民有林の經營をしてまいりたいといふふうに考へております。

○藤原房雄君 時間も大分たつてまいりましたの

であれですが、組合のことにつきましては、これは新しく今度独立して組合法といふものができたわけでありまして、これは四十七年ですが、改正の時点の総意にもあつたわけでありまして、これとしまして、やはり森林を取り巻く林業、また山村を取り巻く諸問題、こういうことがやっぱり一つ一つ解決されなければ、なかなか林業の經營といふのはむずかしいだらうといふところに帰着するわけですが、私も、私個人のことを考へまして、農業、漁業、林業それぞれに特色があつて、それだけですべての面について何でも比較してみるといふわけにいかないかもしれませんけれども、農業、漁業、林業にそれぞれ携わる人たち、また規模なりその生活環境なり、そういういろんな相違の中のことですから、何でも比べるわけにはいかないかもしれません、概して林業に對する施策といふのは非常にほかの産業から見ましておくらぬといふ感じがするわけですね。

それはいろんなことと申すことなんですけれども、その一つとして、きょう午前中からいろいろのお話ございましたけれども、やっぱりこういう林業なんかはその部落に適當な指導者がいるといふことが大事なところだと思ふのですけれども、こういう教育、指導事業といふことについて、先ほどもお話しございましたけれども、いろいろ予算を組んでやつていらっしゃることも、これは手が届いていないのが現状です、大体林業関係の統計を見ましても、大体四十九年から五十年、そのころの統計はあつても、農業や漁業みたいな去年の統計があるなんていうのはなかなかない。統計のとり方が非常に多岐にわたつていて、しかもそれと比べて、農業なんかそれに携わる方々の体制といふものは、農業なんかから比べるとずっとおくらぬと思ひます。

で、これからの林業のために、先ほど申し上げた指導者育成、私も岩手県、宮城県、東北各県を回つていろいろの方々に御話ししてお話し

ますと、やっぱり指導者、後継者、将来その中心となつていくという方々の教育、指導ということについて非常に危惧を抱いておる。現在、技術員がおりまして技術員が指導なされていらっしゃるというお話ございましたけれども、農協や漁協のような指導員なんかから見ますと確かに人数も少ないです、国土の三分の二を占めるようなこんな広範なところには少ない人数ですから、なかなかこれは指導といふのは届いてないのが現状です。そういうことを考へますと、技術員をふやさんていつたつてそれはいいかいかもしませんが、けれども、もつと指導体制の強化といふか、こういうことにもつと力を入れなきゃならぬんじゃないかといふこと、現在林業に携わつておる方々の研修、農業ですとそれぞれ農業大学校とかそれからいろんな研修とか、何か農協とかいふところではいろんな方々の育成をなされるような形でできておるわけですが、農協とストリートで比較するわけにはいかないかもしませんが、けれども、林業の場合はそういう指導するチャンスといふものも非常に少ない。

ですから、林道の設計とか作業道の設計なんかするにも、いまの若い人はもう設計なんかできない。こういうことで、やっぱり年輩の人たちは先行き非常に不安を感じておる。こういうことで、県でやっぱり何人か人を置いてやることにはなつていらっしゃるけれども、そういう場当たり的といふか、それじゃなくつて、もう少し抜本的にこれからの林業そのものに對して、またその公益性、いろんなことを考へ合わせて重要であるといふことはもういろんなところからうたわれているわけですが、それはそれなりに、やっぱり生産性の基盤の弱い林業に對する国の施策が強力でなければならぬといふことを私は痛感するんですけれども、どうですか、長官。

○政府委員(藍原義邦君) 先生御指摘になるまでもなく、やはり事業を運営する場合には人が中心であることは事実だと思ひます。そういう意味で、これからの林政あるいは林業を推進するため

に、それぞれの地域にやはり有能な人材がありまして、その方々がその地域の林業を指導していくということ、これが非常に大事であるということ、私は私どもも十分認識いたしております。

そういう観点から、従前から森林組合等につきましては、まずその連合会の役員員についての研修等を林野庁においてもやっておりますし、それから都道府県が森林組合の役員員に對しまして、事務だとか林業技術等の内容を中心にして、また研修を実施するのに要する経費につきまして、林野庁においてそれに補助をいたしておりますし、また広域合併組合の職員の資質を高めるための森林組合連合会が行います研修等につきましても、その必要な経費を国から助成いたしております。

また、ただいま御審議願っております森林組合法におきましても監査士制度というものを設けまして、これはもっぱら森林組合の幹部の指導養成が図られるような対応という意味でこの制度を設けたわけでございまして、今後とも森林組合等を中心にいたしまして、こういう役員員の研修には私も十分な対応をしてみたいというふうなことを考えておりますし、またそういうことを中心にいたしまして、地域の林業が振興できるような施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 信用事業は基盤が弱体だからできないということですね。大体この森林組合はどういう状態になったら信用事業がやれる状態だと言えるのか、これはなかなかむずかしいことだと思ふのですけれども、午前中のお話から絶対やらないというんじゃない、条件さえ整えばというお話でしたけれども、しかしいま各組合の実態を見ますと、組合員の構成、これはもう組合によつては非常に少人数のところが多いわけですね、一々これはあれしませんが、しかも組合の職員の方々の給料、これはもうほかの公務員なんかから見てもずっと低いわけですね。そういう非常に悪い状況の中で、組合の役員員が働いておるとい

ことです。

それは、本当に林業に対する社会的な公益性云々ということが大義名分としてよく言われるわけですが、さういふ森林組合に対するあり方というものは、農業組合や漁業組合と同じように見れないということですね。さっきの長官のお話ですと、ずいぶんいろいろな会合を開いたり研修したりするのに補助を出しているとか何か言いますけれども、そうすると、組合の職員に對しまして、また市町村、地方自治体の方が仕事に實際にタッチしているような、それでようやく組合が成り立っているみたいなのところも多いわけですね。こういうことから言ひまして、ただ基盤が弱体とか弱体だとかということだけじゃなくて、もつとこれを根本的な対策を考えまないと、ほかの農業や漁業と同じような見方で見ていますと、これはやっぱり立ち行かないのではないのでしょうか。

そしてまた、信用事業ができないということですが、状況が整えばということけれども、それは状況が整うなというところはもう何十年、何百年先のことが、いまのようなこういう非常に他産業との大きな相違の中で、これが農協や漁業組合と同じような状況になるなということとは、ちょっと見通しといひますか、それが立たないのじゃないでしょうか。

こういうことから、この森林組合それぞれの規模の違いはありますが、もつと本格的に組合のあり方について国としても大幅な助成策を講じてみるような形を考えまないと、これは私もいろいろなことが胸の中にあるわけですが、いろいろなこれは一つ一つ検討しなければならぬことですからいまこゝでは申し上げませんけれども、とにかく農業組合や漁業組合と同じような制度といひますか、同じ形でこれが厚い基盤ができるようにということとをただ手をこまねいて見ていられないということでは、なかなかこの先健全なあれはできないというように私は思うんですけれども、長官どうでしょう。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘の信用事業が

円滑にできる基盤がなかなかできないのではないかと御指摘でございますが、実は森林組合の中である程度の活発な事業をいたしておりますものの非常に多くの部分は、いわゆる先進林業地域と申しますか、すでに人工林を伐採することが可能になりましたような地域におきましては、一種の伐採収入を得まして仕事を回転を出しているわけでございますが、御承知のように、戦後の人工林化が三十年代から始まっております、非常に多くの地域がいわゆる若齢林を多く抱えている。そこでは伐採収入を上げる機会がまだ比較的先のところにあるわけでございます。で、私どもが期待しておりますのは、そういう若齢人工林がだんだん間伐等を通じて主伐期に至ります段階で、極力その伐採、販売等を組合を通じてやっていくことによりまして組合を強化する可能性が出てまいらると思つてございまして、そういう時点まで手をこまねいて見ているということではございまして、たとえば最近、地域で非常に伸びておりますシイタケその他の特用林産とか、各種のそういう何といひますか、森林等を活用しましたような農業とか、そういうものの中に入れてまいりまして組合の事業活動を活発にしたいな

なるのではないかと思つております。

そういう時期が決してそう遠い将来ということではございまして、早い人工林はやがてこの十年というように主伐の時期に達してまいりましてございまして、それからまたひとつ組合の団結を強めまして、せっかく主伐の時期が来まして、それを組合を通じていような形で個別に販売するといふような形では、また組合の基盤も弱くなるわけでございますので、組合もそういう意味で新しい組合活動のための運動も実はやっているわけでございますので、そういうものの中で信用事業が可能となるような基盤をつくっていくように、そのためにはいろいろとそれまでつなぐための事業が要りますので、御承知のような林業構造改善事業等を森林組合を通じて行わしております。

そういうものの活動がやがてはそういう事業活動を活発にし、信用事業の基盤にも結びつくのではなからうかと思つております。

○藤原房雄君 大臣、時間がないので先にとちよつとお伺ひしますけれども、お伺ひというよりぜひひとつ深刻に考えていただきたいんですが、大臣も前、農林大臣だったから御存じだと思いますけれども、日本の農業がだんだん規模が零細化し細分化する、こういうことであるという問題になっていくんですが、それは一つは相続税ということ、相続というところでいろいろ問題になっているわけですが、特に林業の場合はこの相続税の評価が非常に場所によつては高い、税率が。収益が四十年、五十年に一遍しかないのに高い税率でやられたんでは、とてもじゃないけれども子供に譲られぬ。だから、子供に相続するときには木をみんな切つて丸坊主にしてから譲らなきゃならぬという、これは本当に笑い話じゃない、そういうことになるんですよ。緑豊かなきれいな自然木なんか相続したら、これはえらいことになる。

これは農業でも過去いろいろ論じられたことが、やっぱり林業においても同様なことでして、特にこういう木材価格が低迷する中においてはちろんのこと、税金を払うのにえらいことになる。こういうことを十分検討いたしませんと、このまゝいままですと、だんだん山の所有者の面積というのは細分化、少なくなつてしまふ。ぜひひとつこの相続税のことについては、今後の林業といふものはどうあるべきかという観点の上から十分にこれは検討いたしたいと思ふと、臨時代理というより官房長官という非常に重要な立場にあるわけですから、これはひとつ、ぜひ何でも御検討いただきたい一つであります。

もう一つは、農業には農業者年金制度というのがございまして、やっぱり林家家にも、非常に先ほど来いろいろ話がありまして、だんだん老齢化しておるといふ実態ははっきりしておるわ

けですけれども、後継者に譲るとき、後継者に対する資金とそれから林業者に対する年金、これはいろんな実態や何かわれわれよくわかりますから、あしたやれ、あさってやれなんというところじゃないんですけれども、やっぱり林業者にとりましても老後の安定する道をちゃんと開く。それから後継者に対しては、先ほど来いろんな論議があり、また前に大臣をおやりですからよくわかりだと思えますけれども、非常にこれは四十年、五十年先のための投資が要るわけでありま

す。ですから、後継者に対しては少なくとも四百万、五百万といいますが、それ相応の長期償還の後継者資金、こういう形のものをいたしませんと、とてもじゃないけれども山はもう保ち得ない、これが実態ですよ。大臣の山口県の方はどうか知りませんが、東北の方に行きますとみなんな大きなたぐさんの山を持っているわけですが、山というのは富裕税みたいな物の考え方、それから財産という、こういう考え方で税やいろんな角度から見ているとこれはもう大変なこととして、そんなのじゃなくて、やっぱりこれは三全総や何かそのほかのもののいろいろな言われておりますように、緑を守るといいうるんな上からいって公益性が論じられておるわけですから、ところが現実には、それを経営する林家の方々というのはこれはえらい悪条件の中でやっておるわけですから、このまま無策で月日を過ごしておりますと、これはもうだんだん高き水が低きに流れるように安易な方向に流れて、国の施策とはおおよそ違う方向に行ってしまう。

それから、先ほどもちょっと大臣のいないときに申し上げただけで、いろんな改良普及活動費とか、それから役職員に対する研究費を見てみるとかという、そんなことじゃだめで、これは農業でもそうでしょう。その部落にりっぱな指導者が一人いれば、見違えるようになるわけですから、もっと林業についても後継者育成ということを入れていただきますと、農業や漁業

から見ると、林業というのは本当にこういう対策が非常におくれている。

それから、いまの若い人というか子供たちが、学校植林ですか、こういうところで山に親しむというところ。われわれも中学校のころ植林に行ったことがありますが、そういうことが最近だんだん少なくなった。山に住みながら山に親しむ、それで山に対する知識、こういうものが非常に薄らいでいる。こういうことで、学校植林というものの対しての生徒の指導、これは文部省とか何かほかの関係もいろいろ出てくるんだらうと思えますけれども、官房長官ですから、文部省であるが全部お話ししておくんですから、ぜひひとつ林業の窮状、現状認識と、これからどうあらねばならないかということについて、深刻なひとつ御理解をいただいて政策を講じていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 林業の振興は、やはり国策であらうと思えます。そうした見地に立ちまして今回森林組合法を提出したことも、森林組合の基盤を強化してこれからの林業の振興に大きく貢献をさせなきゃならぬ、こういう立場で提案をいたしておるわけでありまして、林業を取り巻く情勢は非常に厳しいことは事実でございます。そういう中で、政府としてもできるだけのことはしておる。漁業、農業と比べるとずいぶん劣っておるのじゃないかと、こういう御判断もあるわけでありまして、私も農林大臣をやった経験から見まして、決して林業政策が他の産業政策に對しておくれているとは思っておらないわけでございます。できるだけのことはやっておるわけでありまして。ただ、客観情勢としては非常に厳しいことは事実であります。

そういう中で、相続税等につきましても、昭和五十年の税制改正によりましてこれは大幅に課税最低限の引き上げ等が行われておることは御承知のとおりでありまして、一部の大規模の山林所有者を除きまして、大部分の森林所有者はその課

税最低限の範囲内におさまるものというふうに考えておるわけでありまして。

それから、林業経営者に農業者年金と同じように林業者年金というものを創設したらどうかというお考えであります。これはこれまで何度もう議論された問題でありますけれども、しかし御承知のように、現在の林業の大半の経営者は農業と兼業でございます。九割までが兼業でありますから、したがって、農業の年金によって大半カバーされておるといふのが実態であらうと思うわけでございます。農業者年金につきましては年々改善措置をとっておるわけでありまして、今後ともそういう点には力を尽くしてまいりたい、こういうふうに思っております。

それから、山林の担い手あるいは後継者対策、これは非常に重要なことであらうと思えます。何といえども、高度成長経済の中にあつて山村で林業に従事しておる人たちが非常に少なくなってきた。これはある意味においては林業が非常に後退をしたと言われてもやむを得ない実態であらうと思うわけでありまして、そういう山村における担い手あるいは後継者が減少したという点では、そうした経済的情勢の変化が大きかったわけでありまして、やはり山村振興、林業振興というものも考えるときに、この担い手対策あるいは後継者対策というものに重点を置かなきゃならぬわけ、最近の林業白書、農業白書等を見ましても、ようやく経済が落ち着きを取り戻すといいますが、安定成長に移行していくという中であつて定着をしていく面も出てきておるという面から、特にこれは力を入れていかなきゃならぬわけで、後継者対策としては御案内のように林業改善資金等の制度もあるわけでございますが、さらにこの後継者対策等には政府としても力を注いで積極的に取り組んでまいりたいと思ひますし、担い手対策等につきましては、この森林組合法の成立によって、さらにその対策が強化できるものと判断をいたしております。

それから山に親しむと、そういう空気を青少年、特に中学生やあるいは小学生の児童に与えることがこれから山を愛すると、あるいは山林資源を大事にするとか、それが森林の振興、林業の振興につながるっていくのじゃないかという御指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。一応政府としては、青少年の森といったようなものを昭和五十年から整備造成をいたして、それに対する助成措置を講じておるわけでございます。さらに五十三年度からはこれらの一層の推進を図るために、農山村の児童生徒を対象に、森林・林業に対する啓発のための教材を整備、配付する、あるいはまた地域の青年が行う林業コンテスト等に対して新たに助成することとして施策の充実を図っております。相当きめ細かくはやっておるわけでありまして、なおこれからも十分施策の見直し等も行つて、いま申し上げましたような点は充実を図つてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○藤原房雄君 時間がございませんから、最後に一間で終わらしていただきます。共済制度をひとつ、これも午前中話がございましたけれども、共済制度、それから国営保険、この問題については出ましたからいいんですが、去年のあの有珠山の爆発のときに、火災とまた気象災害ということで地震も国営保険の中に入れようということだったんですが、これは大蔵が通らなかつたのかどうか知りませんが、——ところが、この前の有珠山の爆発で被害二百五十億ですが、そのうちの半分ぐらひは山林被害だったんですものね。これはやっぱり山、山を守るとか緑がどうかそういうお題目なんかいいですから、そういう山を守られるような政策を着実にひとつ実行してもらいたい。これは政務次官ひとつがっちりお願いしますよ、共済制度。

それから共済制度、国営を一つにせよという行政管理庁のあれもあるんですけれども、現在国営保険は人件費とか事務費とか、これは全部保険の中から見られておるんですけれども、実際の山林組合というか、林家の実態ということからい

つて、基盤の確立した段階ならいざしらず、どうかとは私に思ふんです。木材引取税、これは地方税になって、市町村民税になっていきますけれど、これもこういう非常に価格低迷したというだけじゃなくて、やっぱり非常に林業というものの、基盤の弱い中で、こういう税金のあり方とか、共済制度のあり方とか、こういうものは他産業というか、農業とか漁業とかほかのものと同じような形ではできないのではないのでしょうか。また、大分この共済制度についても、いろんな制度ができてよくなりつつあるんですけども、一たび起きますとこれは被害が非常に大きいということで、そういう被害のあったときに守られるというこういう形にしなきゃならぬ。保険の加入率も非常に各地域によってまちまちのようですけれども、これはいろんな問題があるようですが、やっぱりもつと指導をしっかりともらつて、加入させるといったときに、それがお互いに共済制度によって守られるような形にぜひひとつ持っていきたいと、こう思ふわけです。

それから、固定資産税の評価につきましても大きな道路のそばと、それから奥地、大きな格差のあるのはこれは当然だと思ふんですけれども、最近地域によつては林道がずいぶんできましてそう違わない状況になっているという、そういうことからしまして、やっぱり林業の育成強化という観点から、これは林野庁に言つてもしょうのないことかもしれないけれども、政務次官、ぜひひとつここらあたりもよく見て、そういうきめ細かな施策の中から林業が大きく発展するようなふうにしてもらいたい。

昭和四十八年の二月の「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定について」の答申がありますね。この中に二番目、「費用負担の適正化」というのがありますけれども、「森林の有する国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能に対する社会的要請」云々とこうございまして、この「林業者の経済活動のなかで負担しえない公的

制約が求められる場合が多いので、森林の造成・維持に関する費用負担のあり方について検討を行なう必要がある。」とありますけれども、これは何でもほかの産業と同じように、これだけの大きな面積のところを所有者に全部覆いかぶせるようなことをしたら、とってもこれはやっていけないのは当然ですね。

この「費用負担の適正化」というこういう答申がありますけれども、確かにこういう点では、林業のあり方等について、何でも個人の持ち物にまで国の助成というか、筋の通らない国の金を出すということとはこれはもう問題があるかもしれませんけれども、しかしここにもございますように、もっと林業の育成強化という観点の上から、他産業とは違つた見方の上に立つてこれは検討しなければならぬのじゃないでしょうか。ぜひひとつこれらのことを十分に御検討いただいて、こういう非常な価格低迷の中で、林業がいま危機に瀕しておるわけでありますけれども、現在が一番、一つのとてこととして、林業の発展のためにその一つ一つの施策がひとつつ生きるとうな、そういう対策をぜひ講じてもらいたいと思うんです。政務次官ひとつ最後に御答弁いただいて、終わりたいと思います。

○政府委員(初村滝一郎君) か弱い林業のことにつきまして、大きく見直す必要があるではなからうかというような御意見のようであります。その中に、特に共済制度というものを十分活用してもらいたい、あるいはまた、固定資産税等の見直し等も十分やていかなければいけないというような御意見が出ましたので、できるだけその趣旨に沿って、関係省庁ともよく連絡をとってできるだけのことはいたしたい、かように考えておる次第であります。

○委員長(鈴木省吾君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民のための国有林経営に関する請願（第四〇一四号）（第四〇一五号）（第四〇一六号）（第四〇三七号）（第四〇八五号）（第四一〇五号）（第四一〇六号）

一、昭和五十三年度加工用原料乳保証価格の引上げ等に関する請願（第四一三九号）

一、日ソ漁業協定の締結促進に関する請願(第四一四〇号)

一、畑地に係る土地改良事業に対する国庫補助率の引上げに関する請願(第四一四一号)

一、昭和五十三年度肉畜価格の引上げ及び流通機構等の改善に関する請願（第四一四二号）
 一、国民のための国有林経営に関する請願（第四一五一号）（第四一九九号）（第四二〇〇号）
 （第四二二五号）

- 一、光の転作強制反対等に関する請願(第四二二〇号)
- 一、韓国漁船操業規制及び外国漁船による被害救済に関する請願(第四二三三号)

- 一、日ノ漁業交渉の促進に關する請願(第四二二四号)
- 一、國民のための国有林経営に關する請願(第四二七四号)(第四三〇九号)

第四〇一四号 昭和五十三年三月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 岐阜県高山市昭和町三ノ五五ノ八

加藤良民外百七十九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四〇一五号 昭和五十三年三月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町中三依 阿部
寅男外千六百五十九名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四〇一六号 昭和五十三年三月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願(四通)

請願者 青森県北津軽郡中里町中里 加藤
弘外四千五名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四〇三七号 昭和五十三年三月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 宮崎県東臼杵郡椎葉村不土野一五
八 尾前秀久外百七十四名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四〇八五号 昭和五十三年四月一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡水原町山口町一ノ三ノ四〇 小泉明外三千百十九名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四一〇五号 昭和五十三年四月一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢五

五七ノ二 佐藤戾夫外四百十三名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四一〇六号 昭和五十三年四月一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道上磯郡木古内町木古内二六

二ノ三 佐藤政義外千九百九十九
名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四一三九号 昭和五十三年四月三日受理
昭和五十三年度加工用原料乳保証価格の引上げ等

に關する請願

請願者

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

漁業者についても、相互補償という多額の負担を

負い、関連産業も合わせ、その受けた影響は極めて

大きいものがある。したがって、今回の交渉の

結果いかんによつては、北洋さけ、ます漁業の将

来の存亡を左右するものとなるので、強力な対ソ

漁業交渉を推進する必要がある。

第四一四二号 昭和五十三年四月三日受理

畑地に係る土地改良事業に対する国庫補助率の引

上げに關する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議會議長 館石基治

紹介議員

一、豚肉、牛肉安定価格について

1 豚肉、牛肉安定価格を大幅に引き上げるこ

と。

2 豚肉、牛肉の最近の実勢価格は安定価格帯

の中心価格を下回っているが、このような価

格では再生産が全く困難であるばかりか制度

の仕組み上からも問題であるので、実勢価格

が安定上位価格帯の中心価格を上回るように

市場操作等を行うこと。

二、食肉の消費者価格の安定について

1 食肉の流通合理化を図るためには、産地に

おける食肉処理を促進し消費地に直結させる

ことが必要であるので食肉処理施設の整備を

促進すること。

2 流通経路を複雑にしているのは、牛肉の供

給の単位と小売店の需要の単位に開きがある

ことに起因するので、部分肉の流通を促進す

ること。

3 牛肉の品種の明示等を含めた適切な品質表

示の方法を検討し実施すること。

4 消費者が安易な食肉の買い方、使い方をす

ることのないよう消費者の啓発を行うとともに

に、消費者の拡大を促進すること。

理由

肉畜生産農家は、昭和四十九年の畜産危機による

大きな打撃をようやく克服し、生産の回復が図ら

れつつあるが、国内不況による消費の停滞や畜産

物の輸入拡大等にきわめて大きな不安を抱いてお

り、また最近のような実勢価格では畜産経営の維

持拡大は困難である。一方牛肉の消費者価格につ

いては、流通上の問題等から消費者の期待にこた

えるものではなくなっており、このことは今後の

国内消費の拡大を阻害し、ひいては生産の安定を

も困難なものにすると考えられ、その合理化が急

務となつてゐる。

第四一五二号 昭和五十三年四月三日受理

国民のための国有林経営に關する請願

請願者 山形県鶴岡市湯の浜二ノ一三ノ二

紹介議員 石川豊蔵外二千八百四十九名

吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四一九九号 昭和五十三年四月四日受理

国民のための国有林経営に關する請願

請願者 鳥取県東伯郡赤崎町赤崎三三四

富吉きくえ外百三十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四二〇〇号 昭和五十三年四月四日受理

国民のための国有林経営に關する請願

請願者 北海道中川郡本別町上本別二二ノ

九 中野恵司外八百六名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四二一五号 昭和五十三年四月四日受理

国民のための国有林経営に關する請願(二通)

請願者 秋田県鹿角市十和田毛馬内城ノ下

五七ノ二 豊口喬外四百六十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四二二〇号 昭和五十三年四月四日受理

米の転作強制反対等に関する請願

請願者 宮城県古川市古川上古川八六ノ三

小沢和悦外四百八十七名

紹介議員 下田 京子君

農家の実情を無視した減反の強制と報復措置をと

りやめ、真に農業の振興を図り、農民経営を安定

させるため当面、次の事項の実現を図りたい。

一、米の生産調整について

転作の強制と報復措置は行わないこと。

二、農家の自主転作について

1 田畑輪換を可能にする土地基盤整備を全額

補助すること。

2 田畑輪換を可能にする土地基盤整備を全額

補助すること。

3 田畑輪換を可能にする土地基盤整備を全額

補助すること。

4 田畑輪換を可能にする土地基盤整備を全額

補助すること。

5 田畑輪換を可能にする土地基盤整備を全額

補助すること。

6 田畑輪換を可能にする土地基盤整備を全額

補助すること。

7 田畑輪換を可能にする土地基盤整備を全額

補助すること。

国、県の負担を進めること。

2 転作作目の価格補償、販路、種、機械購入のあつせんを行うこと。

3 主な農産物に米並みの価格補償制度を国や県でつくること。

三、超過米について
五十二年産米や今後の「超過米」は政府が全量買い入れること。

四、外国農産物の無制限輸入を規制すること。

理由

政府は今後十年間、水田転作面積として宮城の農民に前年の三倍の七千十ヘクタール（転作率五・九パーセント）を押し付けている。しかも、この目標を百パーセント実施しない場合は報復措置をとるという強制的なものである。宮城県当局は転作強制の責任を市町村と農業団体に転嫁しようとしている。

第四二二三号 昭和五十三年四月四日受理

韓国漁船操業規制及び外国漁船による被害救済に関する請願

請願者

札幌市中央区北三条七丁目水産会館内北海道指導漁業協同組合連合会会長 石崎喜太郎外一名

紹介議員

北 修二君

北海道周辺海域における韓国漁船操業対策並びに外国漁船による漁業被害の救済対策について、次の事項の実現が期せられるよう全道漁業者を挙げ要望する。

一、我が国二百海里「漁業水域」に関する暫定措置法を韓国に対し適用するため、同法の適用除外条項の削除措置を講ずること。

二、同上措置実現までの暫定措置として、操業水域規制をはじめとする韓国漁船操業に関する事項につき早急に日韓政府間協定を締結すること。

三、外国漁船の操業による漁業被害に対する政府の救済対策を早急に実施すること。

四、韓国漁船の操業海域における海・空の警備、

監視体制を一層強化し、漁具被害及び操業トラブル防止の徹底を図ること。

理由

北海道周辺海域における韓国漁船の操業に関しては、日韓民間協議会更には、両国水産庁協議により、進められてきたが、操業海域等基本的事項については、なんらの進展がみられず、常時十数隻の二千トン〜五千トン級大型トロール韓国漁船が、わが国領海十二海里ギリギリまで操業を続け、本道沿岸漁業に対する被害の発生はもとより国内漁業秩序は破壊され、漁業資源の枯渇はまぬがれない重大な危機に陥っている。ソ連並びに韓国漁船の操業により、敷設漁具等に受けた漁業被害は、四十九年以降今日まで漁具被害のみで、約九億六千万円、漁具損壊による逸失利益を含めると、膨大な額にのぼり、いずれも刺網、籠など小規模沿岸漁業者が蒙つたもので、このため漁業経営及び生活にも苦慮しているのが実情である。漁業水域暫定措置法の適用、あるいは日韓政府間協定締結までの間、依然として韓国漁船は北海道周辺海域において操業を継続するものと思われ、現在も漁具被害が発生し、操業トラブルが頻発しており、沿岸漁業者は被害を恐れるあまり、主要漁場での操業を見合わせたり、全面的に操業中止を余儀なくされる事態におこまれているのが現状である。更に、四月中旬には、オホーツク海は「氷開け」となり、にしん、けがにの資源を求めて、韓国漁船が大量同海域での操業を行うことが憂慮される。

第四二二四号 昭和五十三年四月四日受理

日ソ漁業交渉の促進に関する請願

請願者

新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会議長 川室道隆

紹介議員

長谷川 信君

日ソ友好を維持するとともに、我が国北洋漁業の発展を図るため、協定の締結にあつては次の措置を講ずるよう強く要望する。

一、北洋さけ、まず漁業の実績を確保し、従来における公海漁業の操業が確立されるよう強力な外交交渉を持続すること。

二、日ソ両国における増殖事業について、その実現を図り、北洋漁業の安定的発展に尽力すること。

理由

昭和三十一年に締結された日ソ漁業条約は、日ソ両国の友好善隣のみならずを増大するとともに、文化の交流をはじめとして両国の産業発展に極めて多大な役割を果たしてきた。しかしながら、本年四月二十九日を期限として、この日ソ漁業条約は破棄されようとしており、現在モスクワにおいてこれにかわる条約機構として「日ソ漁業協力協定」の締結交渉がなされているが、この協定については、新潟県北洋漁業界はもとより、県民すべてがその早期かつ円満な締結を望んでいる。

第四二七四号 昭和五十三年四月五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者

秋田県北秋田郡鷹巣町坊沢相善 成田弘子外三百五十九名

紹介議員

赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四三〇九号 昭和五十三年四月六日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者

北海道中川郡本別町柏木町一九六 渡部弘外九百三名

紹介議員

目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

四月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農産種苗法の一部を改正する法律案

農産種苗法の一部を改正する法律案
農産種苗法の一部を改正する法律
農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

種苗法

第一条及び第一条の二を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、指定種苗の表示に関する規制、品種登録に関する制度等について定めることにより、種苗の流通の適正化と品種の育成の振興を図り、もつて農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条の二 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定めるものをいう。

この法律において「種苗」とは、植物体（農林水産植物の個体をいう。以下同じ。）の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいい、「指定種苗」とは、種苗(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆及び林業の用に供される樹木の種苗を除く。)のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木又は種苗で品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

この法律において「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。

この法律において「固定品種」とは、同一の繁殖の段階及び異なる繁殖の段階に属する植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体のすべてをいい、「交雑品種」とは、一の固定品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体のすべてをいい、「品種」とは、固定品種及び交雑品種をいう。

一 重要な性質に係る特性（以下単に「特性」と

いう。において十分に類似していること。
二 一又は二以上の特性によつて他の植物体と明確に区別されること。

農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、前項第一号の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

第二条に見出しとして「(種苗業者の届出)」を付し、同条第一項中「その営業所ごとに、左の事項を当該営業所の所在地の市町村長」を「農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣」に改め、第二号を削り、同項第三号中「当該営業所において取り扱う保証種苗」を「取り扱う指定種苗」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第三項中「あらたに営業を」を「新たに営業を」に改め、「あらたに営業所を設けた場合にあってはその設置後一週間以内」を削り、同条第四項を削る。

第三条に見出しとして「(指定種苗についての表示)」を付し、同条第一項を次のように改める。

指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもつてその指定種苗につき、第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所

二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種)

三 生産地

四 種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率

五 数量

六 その他農林水産省令で定める事項
第四条及び第五条を削り、第六条に見出しとして「(指定種苗についての命令)」を付し、同条中

「第三条」を「前条」に、「同条の規定による表示の変更」を「同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨」に、「保証種苗」を「指定種苗」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定種苗の生産等に関する基準)

第五条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(報告の徴収等)

第六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、種苗業者に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることが出来る。

第七条から第十二条までを次のように改める。

(登録の出願)

第七条 品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することという。以下同じ)をした者又はその承継人は、当該品種について登録の出願をすることが出来る。この場合において、育成をした者又はその承継人が二人以上あるときは、これらの者が共同して出願をしなければならない。

前項の出願は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した願書及び説明書並びに出願に係る品種(以下「出願品種」という。)の植物体の全部若しくは一部又はその写真を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(職務育成品種)

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員(以下「従業者等」という。)が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体(以下「使用者等」という。)の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに

至つた行為が従業者等の職務に属する品種(以下「職務育成品種」という。)である場合を除き、あらかじめ使用者等が前条第一項の出願をすること又は従業者等が第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた場合にはその者の名義を使用する等に変更することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある事項は、無効とする。

従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について使用者等が前条第一項の出願をしたとき、又は従業者等が第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた場合においてその者の名義を使用する等に変更したときは、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することが出来る。

(出願者の名義の変更)

第九条 出願者の名義は、相続その他の一般承継による場合を除き、変更することができない。出願者について相続その他の一般承継による名義の変更があつたときは、その一般承継人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(出願品種の名称等)

第十条 品種についての登録(以下「品種登録」という。)は、出願品種の名称が次の各号の一に該当する場合には、受けることができない。

一 一の出願品種につき一でないとき。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種に關し誤認を生じ、又はその識別に關し混同を生ずるおそれがあるものであるとき(前号に掲げる場合を除く。)

(永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年)さかのぼつた日以前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は品種の育成をした者(その者について承継があつた場合にあつては、その者及びその承継人)の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(先願)

第十一条 同一の品種については、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができる。

(外国人に關する特例)

第十二条 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が品種登録を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。以下「特定国」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき当該保護を認める場合を除き、品種登録を受けることができない。

第十二条の次に次の十一條を加える。

(出願日に關する特例)

第十二条の二 特定国に対する第七条第一項の出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人が特定国出願のうち最先の出願をした日(以下「特定国への出願日」という。)の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき同項の出願をした場合には、その出願は、第十一条の規定の適用については、特定国への出願日にされたものとみなす。

(出願品種の審査)

第十二条の三 農林水産大臣は、出願者に対し出願品種の審査のために必要な資料の提出を求めることができる。

農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当

たつては、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

(品種登録)

第十二条の四 農林水産大臣は、第七条第一項の出願がこの法律及びこの法律に基づく命令に規定する要件を満たすものであると認めたときは、品種登録をしなければならない。

品種登録の有効期間は、十五年(第十条第二項に規定する品種にあつては、十八年)とする。

品種登録は、品種登録簿に品種の名称、植物体の特性、有効期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所その他農林水産省令で定める事項を記載してするものとする。

農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(品種登録の効力)

第十二条の五 品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)の植物体の全部又は一部については、当該登録品種について品種登録を受けている者(以下「品種登録者」という。)以外の者は、業として次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該登録品種の植物体の全部又は一部を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡する目的をもって、生産し、若しくは輸入すること。

二 当該登録品種が、通常種苗以外のものとされているその植物体の一部を利用して極めて容易に繁殖する農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する場合にあつては、当該植物体の一部を繁殖させて得られる植物体の全部又は一部を有償で譲渡する

こと(前号に掲げる行為を除く。)

三 当該登録品種が固定品種である場合にあっては、当該登録品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる種子又は胞子を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡する目的をもって、生産し、若しくは輸入すること。

次の各号に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、業として当該各号に定める行為をすることができる。

一 品種登録者から前項各号に掲げる行為をすることについての許諾(その許諾の後に品種登録者の名義の変更(相続その他の一般承継による場合を除く。)があつた場合にあっては、農林水産省令で定めるところにより品種登録簿に記載された許諾に限る。)を得た者

二 登録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種と同一の品種の育成をした者

三 交雑品種の植物体を得るために交雑させる植物体が属する固定品種(以下「親品種」という。)についての品種登録者

四 交雑品種についての品種登録者で当該交雑品種につきその親品種よりも先に品種登録を受けたもの

五 登録品種の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者で当該特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産するもの

六 前号の特許権の消滅後において同号の特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産する者

七 従業者等又はその承継人が職務育成品種に就いての品種登録を受けている場合におけるその従業者等に係る使用者等又はその一般承継人

八 次に掲げる植物体の全部又は一部を種苗として譲り受けた者

イ 品種登録者が業として有償で譲渡した植物体の全部又は一部

ロ 第十二条の八第六項に規定する裁定を受けた者が当該裁定で定めるところにより有償で譲渡した植物体の全部又は一部

ハ 前各号に掲げる者が業としてする当該各号に定める行為により譲渡された植物体の全部又は一部

品種登録者は、登録品種の植物体の全部又は一部につき第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為をやめるべきことを請求することができる。

第十二条の六 登録品種の種苗を業として販売する場合においては、当該登録品種の名称以外の名称を使用してはならない。

登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

品種登録者の名義の変更は、相続その他の一般承継による場合を除き、品種登録簿に登録しなければ、その効力を生じない。

第九条第二項の規定は、相続その他の一般承継による品種登録者の名義の変更について準用する。

(裁定)

第十二条の八 登録品種の植物体の全部若しくは一部につき第十二条の五第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為が継続して二年以上適当にされていないとき、又は当該行為がされること

が公共の利益のため特に必要であるときは、当該登録品種の植物体の全部又は一部につき業として当該行為をしようとする者は、当該登録品種についての品種登録者に対し当該行為をすることについての許諾につき協議を求めることができる。

前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同項に規定する者は、農林水産大臣の裁定を申請することができる。

農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を当該申請に係る品種登録者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

農林水産大臣は、登録品種の植物体の全部又は一部につき第十二条の五第一項第一号又は第三号に掲げる行為がされること公共の利益のため特に必要である場合を除き、当該行為が適当にされていないことについて正当な理由がある場合は、当該行為をすることについての許諾をすべき旨の裁定をしてはならない。

農林水産大臣は、第二項の裁定をしようとするときは、農産資材審議会の意見を聴かなければならない。

対価及びその支払の方法を定めなければならない。

農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

前項の規定により第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(登録品種の調査)

第十二条の九 農林水産大臣は、登録品種の植物体の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、品種登録者に対し登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を求めることができる。

農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。

(品種登録の取消し)

第十二条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消さなければならない。

一 登録品種の植物体の特性が品種登録をした時における植物体の特性と異なることとなつたことが判明したとき。

二 品種登録者が第十二条の十二第四項又は第五項の期間内に各年分の登録料を納付しないとき。

農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消すことができる。

一 第七条第一項の出願がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する要件を満たしていなかつたことが判明したとき。

二 品種登録者が、正当な理由がないのに、前条第一項の規定により提出を求められた資料を提出せず、又は同条第二項の規定による現地調査を拒んだとき。

農林水産大臣は、第一項第一号又は前項の規定による品種登録の取消しをしようとするときは、当該品種登録に係る品種登録者に対し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による品種登録の取消しをしたときは、その旨を、当該品種登録に係る品種登録者に通知するとともに、公示しなければならない。

(品種登録の消除等)

第十二条の十一 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録簿につき、品種登録を消除しなければならない。

一 第十二条の四第二項の有効期間が満了したとき。

二 前条第一項又は第二項の規定により品種登録を取り消したとき。

三 品種登録者が存在しなくなつたとき。

この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(出願料及び登録料)

第十二条の十二 品種登録の出願者は、一件につき三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

品種登録者は、第十二条の四第二項に規定する十五年又は十八年の各年について、一件ごとに、五万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

前二項の規定は、これらの規定により出願料又は登録料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

第二項の規定による第一年分の登録料は、第十二条の四第四項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

第二項の規定による第二以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

第十三条の前に見出しとして「罰則」を付し、同条中「左の」を「次の」に、「二万円」を「三十万円」に改め、第一号から第三号までを削り、同条第四号中「を以て第七条の規定による登録」を

「により品種登録」に改め、同条を同条第一号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 第十二条の五第一項の規定に違反して登録品種の植物体の全部又は一部を種苗として有償で譲渡した者

第十三条第五号及び第六号を削り、同条に次の一項を加える。

前項第二号の罪は、告訴をまつて論ずる。

第十三条の次に次の一号を加える。

第十三条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 前三条の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者

二 第四条の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者

第十四条中「左の」を「次の」に、「二万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「怠り」を「せず」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第五号」を「第六号」に、「怠り」を「せず」に改め、同条を同条第二号とする。

第十五条中「第十三条又は前条第一号若しくは第三号」を「第十三条第一項、第十三条の二又は前条」に、「外」を「ほか」に改める。

本則に次の一号を加える。

第十六条 第十二条の六の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業資材審議会の意見の聴取の特例)

第二条 改正後の種苗法(以下「新法」という)第一条の二第五項の規定による重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

(種苗業者の届出に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に改正前の農産種苗法(以下「旧法」という)第二条第一項及び第二項の規定による届出をした者は、新法第二条第一項及び第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(旧法の規定による登録等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第七条第一項の規定による登録を受けている種苗で旧法第九条第三項の規定により定められた期間が満了していないものについては、当該期間が満了するまでの間は、その種苗の属する品種について新法第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けているものとみなす。この場合において、新法第十二条の十第二項第一号中「第七條第一項の」とあるのは「農産種苗法の一部を改正する法律による改正前の農産種苗法第七條第一項の規定による」と、「この法律」とあるのは「同法」と、新法第十二条の十一第一項第一号中「第十二条の四第二項の有効期間」とあるのは「農産種苗法の一部を改正する法律による改正前の農産種苗法第九條第三項の規定により定められた期間」と読み替えてこれらの規定を適用し、新法第十二条の五第一項第二号及び第三号、第十二条の十第一項第二号並びに第十二条の十二の規定は適用がないものとする。

2 前項の規定によりその属する品種について新法第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けているものとみなされた種苗についてこの法律の施行の際現にされている旧法第十條第一項第一号の許諾は、新法第十二条の五第一項第一号に掲げる行為に係る同条第二項第一号の許諾とみなす。

3 新法第十二条の五第一項第一号の規定は、この法律の施行の際現に前項に規定する種苗を旧法第七條第一項の規定による登録に係る種苗の名称を使用しないで業として販売している者が新法第十二条の五第一項第一号に掲げる行為を業としてする場合については、適用しない。

4 この法律の施行の際現に旧法第七條第一項の

規定による登録の出願がされている種苗については、当該種苗の属する品種について当該出願の日新法第七條第一項の出願がされたものとみなす。この場合において、新法第十條第二項中「出願の日前」とあるのは「出願の日から二年さかのぼつた日前」と、新法第十二條の四第一項中「認めた」とあるのは「認め、かつ、農産種苗法の一部を改正する法律附則第四條第五項の規定により出願手続の補完を命じた場合において当該補完がされたと認めた」と読み替えてこれらの規定を適用し、新法第七條第一項後段、第十二條及び第十二條の二の規定は適用がないものとする。

5 農林水産大臣は、新法の適用上必要と認められる範囲内において、前項の規定により新法第七條第一項の出願がされたものとみなされた種苗の属する品種についての出願者に対し、相当の期間を指定して、出願手続の補完を命ずることが出来る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第七條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十三号を次のように改める。

二十三 農薬及び肥料の登録、肥料の仮登録並びに農林水産植物の品種登録を行うこと。

第十條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 農林水産植物の品種登録に関すること。

第三十四條第一項の表農業資材審議会の項中「農産種苗法」を「種苗法」に、「並びに農産種苗」を「並びに種苗」に改める。

(商標法の一部改正)

第八條 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号中「農産種苗法」を「種苗法」に、「第七條第一項」を「第十二條の四第一項」に、「登録」を「品種登録」に、「名称」を「品種の名称」に、「その種苗」を「その品種の種苗」に改める。

第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	四終り	九	つきまして	つきましては
五	一〇	六	このように	このような
〃	四	二五	仕事もしない	仕事もない
三〇	二	七	するいう	するという